

琉球大学学術リポジトリ

1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」関連

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 吉野・スナイダー会談, 愛知大臣・マイヤー大使会談, 吉野、井川、スナイダー会談, 愛知外務大臣、ロジャース国務長官会談 キーワード (En): VOA 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43859

密約

4
明陸文書

④1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の原代わりに関する「密約」調査 関連文書

番号 文書No	日付	文書の件名
1	昭和45年8月26日	大蔵省主計局との懇談について
2	昭和46年10月7日	沖縄住民の補償要求問題について
3	昭和45年10月12日	愛知外務大臣に対する要請書
4	昭和45年11月	沖縄の請求権問題の実態及び処理方針(案)
5	昭和45年12月22日	請求権ペーパーに関する大臣発言要領(案)
6	昭和46年2月10日	沖縄返還問題(本大臣・米大使定例会談)
7	昭和46年3月20日	沖縄返還交渉全般について
8	昭和46年4月21日	沖縄返還問題(吉野・スナイダー全談)
9	昭和46年4月26日	沖縄返還交渉概要(その5)(46.4.19~24)
10	昭和46年4月27日	沖縄返還交渉(現状と問題点)
11	昭和46年5月3日	請求権に関する在京米大ジュニッツよりの電話連絡(写真)
11	昭和46年5月6日	沖縄返還問題(吉野・スナイダー全談)
4-3	昭和46年5月10日	沖縄返還問題

12	昭和46年5月11日	沖縄返還問題(愛知大臣・ライヤー大使全談)
4-4	昭和46年5月15日	OKINAWA REVERSION: YOA RELOCATION COST ESTIMATES
13	昭和46年5月20日	対米請求権の内容(11項目)
14	昭和46年5月28日	沖縄返還交渉(吉野・井川・スナイダー会議概要)(未定稿)
15	昭和46年5月28日	沖縄返還問題(本大臣・ライヤー大使全談)(限定配布)
4-5	昭和46年6月2日	沖縄返還問題(愛知大臣・ライヤー大使全談)
4-6	昭和46年6月5日	沖縄返還問題(吉野・井川・スナイダー全談概要)
4-7	昭和46年6月9日	沖縄返還交渉(請求権)
4-8	昭和46年6月9日	ライチ外務大臣、ロジャース國務長官全談
16	昭和47年3月2日	沖縄返還協定第7条の対米支払い
17	昭和47年9月27日	(在米大使発大臣あて電報)
18	昭和47年9月28日	(大臣発在米大使あて電報)
19	昭和47年9月28日	復元補償費問題に関する応答ぶり
20	昭和47年9月28日	(大臣発在米大使あて電報)
21	昭和47年9月28日	(在米大使発大臣あて電報)
4-9	昭和47年9月12日	無題(栗山条約課長作成文)
22	昭和50年12月4日	沖縄返還協定第4条3項に基づく復元補償問題
23	昭和51年8月1日	REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS

24	昭和51年9月5日	沖縄返還協定4条3項の支払いに関するプレス等に対する応答ぶり
25	昭和53年4月20日	無題 (SUBJECT: OKINAWA REVERSION: EX GRATIA CLAIMS)
26	昭和54年7月2日	沖縄の請求権に関する国内措置 (第9回幹事会)

いわゆる「密約」問題に関する調査

その他関連文書

(4. 1972 年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」問題関連)

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。

極秘

芝平為基

その申し
口野頼成
増す

芝平

芝平為基
芝平

四五八二六五七

大蔵省を計るに、懇請に依りて

會計局の戸籍簿抄出をより、要請の旨を

八月二十日、書面をばし、御抄出せしむるに、當り

（芝平、年、年、年、年、年、年）
（芝平、年、年、年、年、年、年）
（芝平、年、年、年、年、年、年）

とあり、取付書あり。

芝平より別紙。パーと申し、當りの見解を

外務省

2

（五）平和条約の締結につき、計議あり。

芝平より、大要地の署名をばし、あり。

（六）平和条約の締結（五）と沖浦との関係につき、

沖浦にもパーパーし、これより、是等、関係の口を

てば、あり、この見解は、芝平、政府の公式見解

と考へ、あり、あり。

（七）平和条約の締結、平和条約の締結、平和条約の締結

外務省

3

南米の米の意図は、(書)の外務省は素行の移乗
 (法制局、外務省の記録) 也書
 (今や政府をたどり見解と一
 言はれ、今後
 もたず、(米) 沖渡
 (今や政府をたどり見解と一
 言はれ、今後
 もたず、(米) 沖渡
 (今や政府をたどり見解と一
 言はれ、今後
 もたず、(米) 沖渡

外務省

4

推測される、外務省の...
 (米) 沖渡
 (今や政府をたどり見解と一
 言はれ、今後
 もたず、(米) 沖渡
 (今や政府をたどり見解と一
 言はれ、今後
 もたず、(米) 沖渡

外務省

北米第一課長

極 秘
無 期 限
20 部 の 内
5 号

沖縄住民の補償要求問題について

45.10.7
条 約 局

沖縄復帰に関連して沖縄現地が処理を求めている補償要求問題につき、主として本年8月31日付け「琉球政府立法院決議」（以下決議と略称）及びこれまでに、沖縄土地連が日本政府関係機関等に提出した「軍用地問題に関する提議書」（以下提議書と略称）に基づき、問題を項目別に整理すれば下記のとおり。（なお、これら以外にも、現地側が今後新たに持ち出すものがないとは断じえないし、また、戦時中国総動員法の発動により侵害された権利の補償等もつばら日本政府による措置に対する要求もある。）

1 軍用地復元補償（決議一の6、提議書三の1）

請求者の主張（日米両政府への要求）

1950年6月30日以前に形質変更を受け、

かつ1961年7月1日以降に解放された軍用地の復元補償については、布令20号(米軍用地の賃借及び取用に関する現行法令)に基づく法的救済の途なしというのが米側従来の見解である。しかし、右期間中に形質変更を受けた軍用地でも1961年6月30日以前に解放されたものについては、布令60号(いわゆる講和前補償問題解決のための布令)に基づき見舞金(総額: 2,518,718.71ドル)の支払が行なわれた経緯がある。よつて、1961年7月1日以降現在までに既に解放された軍用地及び今後解放される軍用地に関しても、上記期間中の形質変更に対する補償の途を講ずべきである。

請求額

1961年6月30日以前に解放分
: 3,461,546.31ドル

それ以前(ただし、61年7月1日以降)解放分
: 947,290.25ドル

合計 : 4,408,836.56ドル

(ソース: 沖縄市町村軍用地地主会連合会)

現地法令上の根拠

なし。

(注) なお、提議書は沖縄復帰後の復元補償問題についても触れ(提議書三の2)、「復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にしてもらいたい。」旨述べている。

問題点

同じく1950年6月30日以前に形質変更を受けた軍用地でありながら、1961年6月30日(この期日は便宜的に定められたものと考えられ、合理的な根拠は見出しえない)以前に解放されたものはいわゆる講和前補償により復元費用に

関する見舞金を受け、1961年7月1日以降に解放されたものについては何らの措置もとられないのは（法的根拠を欠くとはいえ）衡平の見地から問題があるので、米側に対し、講和前補償の先例にならい、地主は見舞金が支払われるべきことを主張すべきものと考えられる。

なお、上記（注）の沖縄復帰後の復元補償問題については、日米いずれかの政府によるかは別として、地主に対しては妥当な措置がとられることとなる。

2 講和前人身損害補償（決議一の11）

請求者の主張（日米両政府への要求）

1945年8月16日以降1952年4月27日までの期間に、米軍人、軍属の行為により人身損害を受けた者に対しては、布令60号（講和前補償）に基づき、見舞金（総額：831,032.69ドル）の

支払が行なわれたが、1961年6月30日までに届出なかつた者は、同布令に基づく見舞金の支払に均てんしなかつたので、これらの者に対しても補償の途が講じられるべきである。

請求額

死亡者	:	280,449.41ドル
傷害者	:	293,504.77ドル
合計	:	573,954.18ドル

（ソース：講和前人身損害未補償者連盟）

現地法令上の根拠

なし。

問題点

講和前補償の見舞金支払が行なわれた際何故これら請求者が補償されとなつたかは、必ずしも明確でなく、また、一律の事情によるものでもないと思われるが、いずれにせよ、米側の責に帰すべ

き事由を見出だすことは困難とみられる。他方現地関係者は、「講和前人身損害未補償者連盟」を結成し、具体的要求額を掲げていることでもあり、人道上の問題なるにかんがみ、日本政府において適当な措置をとらざるをえまいと考えられる。

3 軍用地通賃補償（提議書七）

請求者の主張（日本政府への要求）

1950年6月30日以前に軍用地に加えられた通常^ノの損害については、いわゆる講和前補償により水利補償、残地補償、離作補償等の見舞金が支払われているところ、現行の布令20号（軍用地賃借取用関係布令）によつてはカッターされえないこの種の通常^ノの損害についても、補償の途を講ずべきである。

請求額

不明。（1960年に琉球法務局が市町村に依

頼して調査した結果が、同局土地課にあるが未集計であり、目下関係団体が新たに調査集計中なる趣）

現地法令上の根拠

なし。

問題点

現地法令（施政権者の布告布令）にも組み入れられていないこの種の補償の処理については、現地側も米側による措置を期待していない。手当てをするか否かは日本政府の意向いかんによる。

4 軍用地賃借料増額請求（提議書二）

請求者の主張（日本政府への要求）

現在の軍用地賃借料は不当に低いので、さかのぼつて適正補償の途が講じられるべきである。

請求額

現行法令のわくをとった賃借料増額要求一般に

については単にばく大な損失としているのみで具体的要求額は示されていない。(ただし、カテナ軍用地について周辺市街地の急速な発展との見合において現行法令のわく内で調整を求め土地裁判所に訴願係属中のものが9.6/6件、合計:2020,000ドル(年間)ある。) (ソース: 琉球法務局土地課)

問題点

~~賃料増額要本~~

本件についても上記通損補償の場合と同様手当をするか否かは日本政府の意向によることとなるが、ただ、かかる要求に応ずることとなれば、問題が他の分野に波及する可能性が大であり(たとえば、軍労務者は、労務賃金が不当に低かつたのでさかのぼって適正補償せよ、と主張することとなる)、慎重に対処する要がある。

5 基地公害補償(決議一〇二, 提議書四)

請求者の主張(日米両政府への要求)

「爆音及び油質汚染等いつさいの基地被害の防止対策並びにその被害に対する補償を即時実施すること。基地地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講ずること。」

問題点

復帰前の問題については、外国人賠償法の対象になるものはこれにより解決が図られる問題である。(基地周辺の水質汚染、航空燃料流出等に対して外国人賠償法により補償が行われた例あり。)

復帰後の基地公害の問題は本土と同様の手当が行なわれることとなる。

6 漬れ地の補償(決議一〇一〇)

請求者の主張(日米両政府への要求)

「戦時中あるいは講和発効前に日本軍、米軍若しくは行政官庁によつて拡張又は新設された政府道、市町村道、農道及び河川等による潰れ地が、現在まで政府道の一部を除いてなんらの補償もされずに放置され関係地主に大きな損害を与えている。-----現在の琉球政府の財政事情や貧弱な市町村財政ではこの問題の早期解決は困難である。これら潰れ地の補償問題の多くは、沖縄において、終戦処理がなんら考慮されなかつたことに起因するものであり、当然に日米両政府の責任において処理されるべきである。」

請求額 不明。

問題点

琉球政府道、市町村道等による潰れ地の補償は琉球政府、当該市町村等によつて行なわれるべき性質

のものであり、私有財産尊重の見地から当然解決されなければならない問題であるが、日米間の話し合いの対象とするべき性質のものではない。

7 その他

なお、決議、提議書ともに触れていないが琉球政府が沖縄復興準備委員会地位協定小委員会に提出した資料に掲げられているものには下記(イ)及び(ロ)がある。

(イ) 漁業補償

請求者の主張

1945年8月16日以降1952年4月27日までの期間における米軍の演習等による漁業損害(当該水域で操業し得なかつたことに基づく沿岸漁業の減取)に対しては、布令60号(講和前補償)に基づき、見舞金(総額:562,607.

00ドル)の支払が行なわれた経緯がある。よつて、講和後の漁業損害に対しても同様の補償の途を講ずべきである。

請求額

1970年までの分合計：19,659,823.45ドル

(ソース：地主会連合会)

問題点

本件は実体的に不明な点がきわめて多く、現在なお調査中であるが、いずれにしても、(1)漁業権の有無にかかわらず、米軍の演習による現実の漁業損害の補償要求の問題か、(2)琉球漁業法(民立法)上の漁業権の行使と米軍の海上演習との衝突から生ずる権利侵害の救済の問題と考えるべきものであるとみられ、今後さらに検討を要する問題である。

(4) 講和後の不法行為(人的、物的)に関する補償

請求者の主張

講和後の米軍人軍属の不法行為による人的、物的損害に対しては、外国人賠償法に基づき賠償が行なわれているところ、かかる手続にもかかわらず、合意に達せずいまだ解決をみていない請求事案については、なんらかの補償の途を講ずべきである。

請求額

人身損害関係請求額合計：17,971.41ドル

(ソース：琉政)

現地法令上の根拠

外国人賠償法

問題点

未解決の請求事案の内容については、単に手続

上時間がかかっているものか、又は、米側の提示した金額に請求者が満足せず実体的に未解決のものか等必ずしも明らかではないが、前者であれば復帰後における米側による支払を確保するための支払手続につき日米間で合意しておけば足りる。

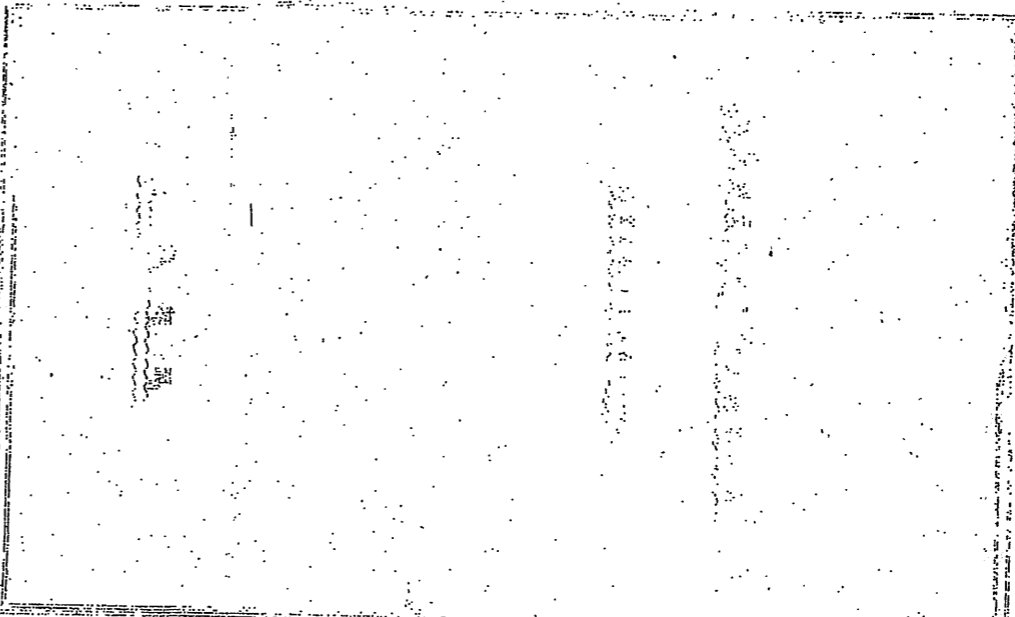
愛知外務大臣に對する要請書

昭和45年10月12日

新 球 政 府

要 目 次

1	米國支出金および米國管理財産の返還について	1
2	國有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについて	1
3	遺地補償について	2
4	復元補償に関する問題点について	3
5	講和条約発効前における米合衆國軍人等の行為による人身事故（死亡および傷害）補償について	4
6	琉球政府裁判所の裁判の効力および行政行為の効力について	6
7	琉球政府公務員の身分引継ぎについて	6
8	琉球大学の国立移管について	6
9	復讐記念事業について	8
10	国際海洋博覧会の沖縄での開催について	8
11	長期経済開発計画の閣議了承と沖縄総合開発特別措置法の制定について	9
12	尖閣列島問題について	10
13	軍雇用員問題について	11
14	在沖米軍基地の態様について	12
15	基地公署について	13



16	毒ガス兵器の撤去について	15
17	B52爆撃機撃墜機について	16
18	米國軍人軍艦による犯罪について	17
19	自衛隊の配備問題について	17

- 1 米國支出金および米國管理財産の返還について
米國支出金および米國管理財産のうち、米本國の直接支出による支出金は、米國が沖縄県民の福祉向上ならびに社会経済発展を意図して支出してきた資金であり、したがって同支出金および資産は統治責任者としての当然の統治費と考えます。また、ガリオア資金等およびこれらによる増殖された米國民政府資金等による支出金・資産等については、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された面がきわめて大きく、さらに米國議會において國會議員または政府当局者の証言およびその他関連資料等によつても、これら支出金および資産の償還性については否定的であります。
以上の理由によつて、米國または米國民政府によつて支出された支出金および資産については、沖縄県民の所有に属するものと解し、その処理にあつては、沖縄県民の意思ならびに県益が十分に配慮されるより要望し、その完全なる返還契機が施政権返還と同時に実現されるより要望します。
- 2 國有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについて
國有地の管理移管ならびに旧県有地の引渡しについてくりかえし、日米両政府に要請し続けてきましたが、今日までその契

現をみていません。

現在、米国民政府が管理している国庫有地は実化1億坪余にかよび、琉球政府の総合開発、その他あらゆる施策の遂行に大きな支障をきたしています。

琉球政府は、このたび長期経済開発計画を策定しました。長期展望にたつた経済開発を推進するにあつて、米国民政府が管理している国庫有地を払下げられ、琉球政府の諸計画の実施に役立たせるため、対米折衝をしていただきたい。

3 遺地補償について

戦時中あるいは終戦処理の過程において日本軍、連合軍もしくは行政官庁によつて拡張または新設のため、市町村道等に編入された遺地が現在までなんらの補償もされずに放置され、関係地主に対し大きな損害を与えています。

このよりのことは、戦後処理が沖繩においてなんらの考慮がなされなかつたことに起因するものであり、当然国の責任において処理されるのが至当だと考えます。

そこで遺地の補償要求をする前にその実態を把握する必要があるが、現在の市町村財政では到底その財源措置は不可能と思われ、当面調達法の財源措置を国庫から支出してもら

5 よう要請いたします。

4 復元補償に関する問題点について

軍用地の返還に際し、形償の変更された土地については高等弁務官布令第20号に基づき米合衆国政府は、復元補償義務を負つているのであるが、現契には形償の変更された時期または返還された時期により、次のとおりそれぞれ異つた取扱いがなされております。

- (1) 1950年7月1日以後に形償が変更された土地
- (2) 1950年7月1日以前に形償が変更され、1961年6月80日までに返還された土地
- (3) 1950年7月1日以前に形償が変更され、1961年7月1日以後に返還され、または返還される土地

上記の(1)(2)の土地については、高等弁務官布令第20号および第60号でそれぞれ復元補償がなされているが、(3)の土地については、米合衆国政府は平和条約第19条をたてた法的責任はないとして、補償請求を却下しております。これら土地に対する損失は事実上、米合衆国軍隊が与えたものであつて、法的責任の有無は別として、施政権者として当然適切な措置を講ずべきものと思料しますが、前述のとおり、米合衆国政府は、補償

請求を却下している実情にあります。

これら土地をそのまま放置することは、(1)(2)の土地に比しいぢるしく公平を欠くばかりでなく、個々の地主の経済的損失は勿論のこと、土地の効率的利用の面からも多くの問題を残しておりますので、返還協定を締結されるに当つては、これら土地の復元補償について、日米いずれの政府が責任を負うべきか明確にしてくださるよう要請いたします。

なお、沖繩における軍用地の大部分が、上記(3)に属するもので、現在までに返還され、未補償になつてゐる土地が約1,390,000 坪で、それらの復元補償請求額は、約480万円となつております。

5 講和条約発効前における米合衆国軍人等の行為による人身事故(死亡および傷害)補償について

1945年8月16日から1952年4月27日までの間における米合衆国軍隊またはその要員の活動に伴ひ、沖縄県民が琉球内において被つた人身事故に対する補償については、米国公法89〜296号および高等弁務官布令第60号に基づき、すでに支払いがなされておりますが、当時、請求に必要な書類の完備に時間を要し、締め切りに間に合わなかつた請求者は、

未補償のままとり残されております。したがつて、被害者およびその遺族等は、講和前人身傷害未補償者連盟を結成し、その補償を訴えており、琉球政府においても、同連盟の訴えを認め、高等弁務官に対し、特別の配慮方を要請しましたが、これら請求については、「日本国との平和条約(昭和27年4月27日条約5、以下単に講和条約という。)」第19条により、請求権を放棄しており、また上記米国公法により支払われた補償金は、該公法の公布以前に琉球住民が高等弁務官に提出した請求に限定して恩恵的に認められたものであるから、追加請求を認めることはできないとの回答に接しております。しかしながら、これらの被害者および遺族等の多くは、現在生活に困窮している契機であり、未補償のまま放置することは、公平を欠くものであるので、これら未補償者に対して早急に適切なる措置を講じて下さるよう要請いたします。

なお、1969年12月末日現在、講和前人身傷害未補償者連盟から琉球政府に提出された請求件数および補償請求額は、次のとおりであります。

死亡	160件	\$ 280,449.41
傷害	157件	\$ 293,488.07
計	817件	\$ 573,887.48

6 琉球政府裁判所の裁判の効力および行政行為の効力について
復帰の際、沖縄の法令の規定によつてなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為ならびに琉球政府等がなした行政行為の効力については、本土の裁判所あるいは関係行政官庁において処理されたものとみなし、そのまゝ有効とする措置を講じていただくよう要請します。

7 琉球政府公務員の身分引継ぎについて
琉球政府の行政組織およびその機能は、本土における国・県・市町村のそれに属するものが、それぞれ復在しており、これらの事務に従事する職員数は、現在17,016人(立法部187人、裁判所428人を除く。)であります。

復帰の際、琉球政府公務員がこれまで取得した身分、給与、任用、労働条件等について不利益が超らないよう特別措置を講じていただき、全公務員が復旧なく国県機構へスムーズに移行できるよう要請します。

8 琉球大学の国立移管について
沖縄の本土復帰に際して、琉球大学の処遇については、次のとおり措置していただくよう要請します。

-6-

(1) 国立大学であること。

琉球大学は、戦後創設されたものであり、8,000人余の人材を世に送り出しました。琉球大学が出した卒業生は、戦争で荒廃した郷土の再建あるいは、日本国民としての子弟教育に、日夜尽力してきました。

琉球大学がこれまで果たしてきた社会的役割をも十分認識して、今後は、国立大学として、国の責任において発展充実をはかるべきであります。

(2) 総合大学を旨として規模の拡充強化をはかること。

琉球列島は、遠隔の地にあり、施政権の分離にもなつて、本土への渡航制限が課せられたうえ、文化交流も閉ざされました。これが、本土との教育水準の格差となつて現われました。沖縄のおかれた厳しい情勢の中にも社会の要請にこたえて、総合大学を旨とし努力してまいりました。

今後は、日本国憲法で保障された教育の平等の本旨に基づき、現学部学科の充実強化はもとより、医学部を新設して総合大学としての規模の拡大が図られるべきであります。

(3) 学部学科の編成については、琉球大学の自主性を尊重すること。

琉球大学は、特異な歴史の体験から独自の学部学科の編成が

-7-

なされ、これが根深く定着しています。したがつて、国立大学への移行に際しては、単に大学設置基準等によつて措置されることなく、琉球大学の歴史的独自性ならびに現に果たしつつある役割を十分考慮され、学部学科の編成にあつては、琉球大学の主体性が尊重されるようにすること。

9 復帰記念事業について

1972年に本土復帰が実現するため、その記念事業として、前年度から主要五島の一周線道路の整備、平和折念公園建設、水資源開発調査を行なつていますが、その二年次分として継続援助を要請するとともに、新たに離島間航路の整備としてロープウェイの建設と記念植樹を行なうための経費を援助していただきたい。

なお、復帰記念スポーツ大会等も計画されていますので、よろしく願ひします。

10 国際海洋開発博覧会の沖縄での開催について

国際海洋開発博覧会を1973年に開催する予定となつております。

同博覧会は、沖縄のもつ自然的・地理的条件に最も適した事

-8-

業であり、要則的な基地依存経済からの脱却を旨とする沖縄の経済、社会開発のための大きな推進力になるものと思われまふ。特に、この海洋博を開催することによつて、公共投資の促進が図られ更にこれに随伴する関連事業投資が誘発されたとともに観光施設、社会施設等産業基盤の整備拡充が大きく期待されます。

よつて、この事業が沖縄で開催されるよう強く要請いたします。

11 長期経済開発計画の閣議了承と沖縄総合開発特別措置法の制定について

琉球政府では、長期ビジョンに基づいた長期経済開発計画を策定しましたが、これを実施あるものにするため、日瑞経済振興会議において審議検討していただき、さらに閣議了承事項としてとりあげて下さるよう要請します。

また、沖縄が復帰するということは、基本的には、国が責任をもつて一日も早く本土との格差を是正するともども、豊かになつくりをすることにあると思ふのであります。

ついでには、「復帰」といふ歴史的事業が、みのりある輝か

-9-

しい成果として実現できませんよう、ここに「沖縄総合開発特別措置法」の制定を要請し、しかし、国が同法を制定するに際しては、琉球政府の要請案による内容が十分に反映されるよう要請します。

12 尖閣列島問題について

米海軍および国務院連合アジア遠東経済委員会の調査によつて、尖閣列島周辺で豊富な石油資源が埋蔵されていることが発見され、にわかに世界の注目を浴びるにいたりました。

沖縄県民が、その開発に大きな期待を寄せている矢先、中華民国政府は、米国のガルフ社に鉱業権を与え、そのうえ同列島の領有権まで主張しています。

尖閣列島は、明治28年以来日本の領土として沖縄県八重山郡石垣村に属し、同列島の領有権については明白であります。

したがつて、日本政府は、中華民国政府の不当な主張を止めさせるための強力な折衝を行ない、かつ同列島の石油資源を国の責任において早期に開発されるよう要請します。

13 雇用者問題について

1969年11月の日米共同声明により沖縄の本土復帰はめどづけられました。

それと相前後して始まった基地労働者の人員整理は、それを受け入れる産業基盤も十分整備されていない中でのものであり、かつ、基地の規模、機能の縮小につながらない、いわゆる合理化のためのものであると受け取られる面もあるため、これは労働者の福祉を阻害し、県民に大きな不安と動揺を与えるものであります。かかる特殊な状況のもとで、全軍労働組合では米軍に對して解雇撤回斗争を余儀なくされています。

これは決して正常な労使関係とはいええず、またこのような状態が将来も繰り返される可能性の中で、沖縄の政治、経済、社会の各方面におよぼす影響を憂慮するものであり、このことはひいては、日米の友好関係にも好ましくないと思料します。

よつて、次の事項に對する本土政府の誠意あるご配慮をお願いいたします。

- (1) 雇用形態の改善がなされ、本土政府の責任において解雇不安をなくする状態を醸成し、離職者が再就職できるよりになるまで大量の人員整理を行なわないよりにすること。
- (2) 開放雇用制度の早期実施

(3) 退職金の増額、解雇予告期間の延長

14 在沖米軍基地の態様について

1972年復帰に向けて、政府はもとより全県民あげて復帰準備ならびに新しい沖縄県づくりに努力しているところであり、ます。

その準備作業の中で、復帰後の在沖米軍基地が如何よりに取扱われるかは日米間の重要課題のみならず、沖縄県民の最も深い関心事の一つであります。

沖縄における米軍基地は米軍戦略の中核的役割を果し、ために、米軍は沖縄の全面積の13パーセント、沖縄本島の25パーセントにおよぶ広大な地積を占有しております。

このことは、沖縄の経済を基地に依存せしめるといふ不健全な状態におとし入れたばかりではなく、沖縄県民の希求する平和への願ひにも反することであり、ます。

沖縄県民は去る大戦において、幾多の尊い生命と財産を失ひ、戦争の恐ろしさを知るが故に戦争につながる一切のものを否定し、基地の存在に反対しています。

沖縄県民は平和憲法のもとを要求しつづけてきましたし、また、71年度を初年度とする長期経済開発計画においても、基地経済から脱却し、平和経済を確立して豊かな

県づくりに励む計画であります。

したがつて、在沖米軍基地の取扱いについては、次のことが実現されるよう強く要請します。

- (1) 県民の要求にしたがつて軍用地を解放し、基地を整理縮小すること。
- (2) 基地の態様については、本土のそれといたささも異なるものであつてはならないこと。
- (3) 軍用地地主に對しては、適正な補償がなされること。

15 基地公害について

沖縄における軍事基地は、米軍の極東における前進基地として重要な役割を果しています。

いよいよ1972年の復帰をめぐり基地の態様についても検討されなければならない時期に、依然として沖縄県民は、基地公害に悩まされ、その不安は日々つのるばかりであります。

琉球政府は、基地の態様を本土のそれと異なるものであつてはならないことを主張していますが、現存する基地の公害は、県民の生命と財産の安全をおびやかしている現状であります。したがつて、日本政府は、米國政府とその対処策について協議され、すみやかに解決されることを要請します。

次に、基地公署の主なるものを取りあげます。

- (1) 米軍基地の騒音
沖縄における航空機の騒音被害は、主として嘉手納飛行場に近い嘉手納村に発生しています。
同村においては、一般住民の住居をはじめ、学校、病院等すべて航空機による騒音被害を受けています。
(2) 廃油の流失ならびに水源の汚染について
ア 嘉手納村の井戸に嘉手納基地から航空用燃料が流失し、燃える井戸として問題を起しました。米軍は、被害者との損害賠償について、完全な解決をみていません。
イ 嘉手納基地で航空機を洗浄する洗剤が比嘉川に流失し、飲料水として使用している原水を汚染しました。
ウ 知念村吉富部落の簡易水道が水源地の真上にある米軍基地の流失物によって汚染されているという、同部落からの調査依頼があつたので、現在調査中であります。
(3) 米軍の落下傘降下演習について
伊江村において米軍は、9月8日以来ほとんど毎日午前中2～3時間、午後1～2時間落下傘の降下演習が行なわれ、住民に物的損害のほか、煙（発煙筒）による被害によつて不安と恐怖を与えています。

-14-

とは、沖縄県民の立場から絶対に承服できないことでありまして、非人道的な兵器が沖縄にあるという事は許されるべきことではないし、沖縄県民の要求は即時撤去であります。さらに移送にあつては、十分な安全措置のもとに即時撤去されるよう強力な対米折衝を要請します。

17 B 52 戦略爆撃機について

B 52機が嘉手納基地に飛来したのは、1968年2月5日でありました。当時は朝鮮半島方面の情勢悪化に備えての一時的態勢と発表されました。ところが、その後2年来にわたり常駐態勢をとつてきました。

その間、沖縄県民は、B 52が直接ベトナムへの渡洋爆撃をしていることから再び戦争に巻き込まれるのではないかと不安とB 52の事故や公害によつて生命の危険さを感じ、その即時撤去を要求してきました。

ところで、9月24日、米国防省はすべてのB 52機を沖縄から撤去すると発表しましたが、再駐留もあり得るとしていますことから核搭載機であるB 52の再駐留への不安が依然として残されています。

-16-

(4) 原子力潜水艦の寄港による放射能汚染について

米軍の原子力潜水艦が沖縄海域に出没し、今年に入つてから、米軍港に寄港したのが18回におよんでいます。
那覇軍港内の海底泥や、魚貝類等を本土の原潜汚染問題調査研究会（代表者 草野信男 東大教授）が調査した結果、コバルト60が検出され、県民に大きな衝撃を与えました。

16 毒ガス兵器撤去について

昨年7月沖縄の米軍基地内において、毒ガスによる事故が発生し、おそろしい毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかになつたため、県民は大きな衝撃を受け、恐怖と不安をおこしいられました。

以来沖縄県民は、県民の生存さえ危くするガス兵器の配備に對し強く抗議し、その撤去を要求し続けてまいりました。このような県民の要求に對して、米大統領は昨年12月沖縄からの毒ガス撤去を宣言し、さらに米国防軍省も今年5月7日それを撤去するための具体的計画を発表しました。

その後もたびたび米国防府の考えが伝えられました。去る15日にも米国防総省がその撤去を正式に決定したとの報に接しましたが、今日までまだその撤去が実現せぬまにされています。

-15-

したがつて、B 52機が再び飛来することがないとの確約を得るため、強力な対米折衝をされるよう要請します。

18 米国軍人軍属による犯罪について

去る5月30日沖縄中部でおきた女子高校生刺傷事件をはじめ最近沖縄県民に對して米国軍人等による犯罪がひん発し、県民に多大な衝撃を与えています。

この種の事件は、これまでにもたびたび起つておりますが、これは米国軍人軍属が軍事優先の意識による沖縄県民虐待、人権無視によるもので軍事基地の存在がもたらす罪悪であります。琉球政府は事件発生つと、米当局に強く抗議し、かかる犯罪が発生しないよう軍紀の厳正を強く要請してまいります。

今後、かかる犯罪が発生しないよう軍紀の厳正ならびに犯罪に對する捜査、逮捕の徹底と裁判の公正がとらぬかされるよう適切な措置を請じ、また、これら米国軍人軍属等による犯罪防止について強力な対米折衝がなされるよう要請いたします。

19 自衛隊の配備問題について

沖縄県民は、去る大戦のきびしい体験から、ひたすらに平和を求めし、平和国家の建設こそ人類の繁栄と幸福に貢献するも

-17-

のだと準備しています。
 しかるに、沖縄には広大な米軍基地がおかれ、米軍の軍事優
 先政策のもとで、戦後25年あらゆる苦難な道を歩まされて
 きました。とくに、核兵器、B52、原潜、毒ガス等の配備は
 ベトナム戦争の進行と相まって県民に常に戦争への不安と恐怖
 を抱かせてきました。
 昨年11月の日米首脳会談において、1972年中に沖縄が
 返還されること、合意をみたことは、全県民の永年にわたる
 要求が実現したとして、県民あげて喜んでいるところであり
 ます。

しかしながら、日米共同声明の中で、沖縄にある軍事基地の
 極東において果たす役割にふれている点には、県民に強い憂慮
 と不安を抱かせるものがあふます。さらに、8月24日に公表
 された米議会におけるジョソントン國務次官の証言からも復帰後
 の基地の自由使用あるいは自衛隊による米軍基地の肩代りの意
 図があるのではないかとの疑問があります。

また、最近国の政策が右傾化、軍国化しつつあるとの批判が
 あり、さらに、自衛隊が沖縄において米軍と同居することによ
 って、他國を刺激し、再び戦部のいまわしい道を歩まされる結
 果になりはしないかという不安が一層高まっています。

とういことから、沖縄県民は米軍基地に反対していることと
 同時に自衛隊の配備にも反対しています。したがって私は、県
 民の代表である主席として県民の意思に立脚して、自衛隊の沖
 縄配備に反対せざるをえません。
 政府においては、このような県民の意思と心憎を十分おくみ
 とりになり、基地ならびに自衛隊問題が処理されるよう要請い
 たします。

沖縄の請求返戻問題の処理方針(案)

C: 請求返戻の可否を判断する
 M: 復帰後の米側に回復の必要があるかどうか
 S: 復帰後の米側に回復の必要があるかどうか

請求項目	評価	軍用地の形質変更に関する復元補償		漁業補償	通損補償	軍用地借賃改定	
		復帰時に解除済みの軍用地で復元補償が50%以上以前のもの	復帰時に解除済みの軍用地で復元補償が50%未満のもの				
告知前人身被害に関する補償	B	A	M	M	C	S	
件数・面積	317件	約1,390,000坪	未定	未定	不明	9,616件	
請求額	573,954,187円	約430万円	未定	16件 (17件) (16件)	不明	2,020,000円 (16件)	
現地地上の根拠	存し	存し	布令20号	布令20号	存し	土地借賃改定法(特種的)	
請求者の主張	告知前の人身被害に ついては布令60号に基づき見舞金支給の行われたことより請求額切り下げの必要はないと主張しているが、公法上の請求は認めない。	同じく50.6%以前に形質変更された軍用地は、61.6%以前に解除されたものについては見舞金支給が行われており、公平性を欠くものがある。	当然のことであり、告知済の行われたものについては問題ない。	この種の復元補償義務については、米側に負担せよとの主張がある。最終的には、米側の負担が最終的に行われるべきである。この種の復元補償は、米側の負担であるべきである。	米軍の復元補償は、米側の負担であるべきである。この種の復元補償は、米側の負担であるべきである。	軍用地の復元補償は、米側の負担であるべきである。この種の復元補償は、米側の負担であるべきである。	現行の軍用地借賃料は、米軍の復元補償に相当する部分については、合理的な改定が行われるべきである。
備考	復元補償の可否は、所定の期間内に補償請求が行われたことに基づきあり、本件提起の際の請求額は困難である。	同時期に告知済の請求は、本件とは異なり、十分あると認められる。					

入会制限による 損失補償	通知後の人身損害 に関する補償	国庫有地賃料収入 の償還請求	漬水池に関する補償	海		基地公害
				浸地に関する補償	船舶暴走	
C(B)	M	S	C	S	C	M
不明	11件 <small>(船舶暴走)</small>	1539エーカー	不明	約1カ坪	不明	不明
不明	17,971.41円 <small>(同上)</small>	9,000,000円 <small>(農地)</small>	不明	不明	不明	不明
存	外賠法	布告7号 <small>(船舶的)</small>	予防賠償法 母法	存 布告20号	存 布告20号	外賠法
(軍用地内直入) 制限による入会に よる新炭採取等の利 益が失われたこと 補償すべきであること	現行の条約に基づき解決 に至らぬ限り復旧費の 負担にその不足額を補償費に する。 (建設費)	米民政府による回帰地 の民間企業業への管理に 関し、陸路交通の阻害を 避ける行為による(賠償)の 補償にその不足額を する(5条)。	終戦前後に米軍が米軍 比の遺跡を築いたこと が現在に於ける損害の 原因となっており、その 損害の賠償にその不足 額を補償する。 (建設費)	軍用地に於ける米軍の 行為が被害の原因とな り、被害の賠償にその 不足額を補償する。 (建設費)	事件の発生による米軍 の自衛の手段に於ける 被害の問題に於ける 賠償にその不足額を する。 (建設費)	米軍基地の廃止による 被害の賠償にその不足 額を補償する。 (建設費)
米軍の押入れ等による 入会制限による入会 権の喪失に起因する 損失の調査。 国土の 利用に関する調査。	米側の復旧費は、その 不足額は、米側が負担 する。 不足額は、米側 が負担する。	従来の米側の説明が 判明し、米側が負担 する。 米側の負担は、 米側の負担にその不足 額を補償する。 米側の 負担は、米側の負担に その不足額を補償する。	米側の請求は、その 不足額は、米側が負担 する。 不足額は、米側 が負担する。 (問題7号)	事件の発生による米軍 の自衛の手段に於ける 被害の問題に於ける 賠償にその不足額を する。 (建設費)	米側の管理義務違反 に起因する問題に 関する調査。	基本的事実の調査 に関する調査。 米側 の負担は、米側の負担 にその不足額を補償 する。

(注) 数字は其数(3)を以て
→

秘 密
無 期 限
15 部の内
10 号

秘 密
無 期 限
部の内
号

請求権ペーパーに関する大臣発言要領(案)

45/2.2.2
条 案

- 1 沖縄の施政権のわが国への返還に関連して、沖縄住民の米俵に対する未解決の請求問題についての日本側の立場を述べたトーキング・ペーパーを用意いたしました。わが方にとり、この問題の円満な解決はきわめて重要であり、沖縄住民を初めわが国民が多大な関心をもつてこの問題の納得の行く解決を期待していることは、本件についての国会審議や報道等より既に米側も御存知のとおりであると考えます。
- 2 御承知のとおり本件請求問題は沖縄住民の各分野にわたる複雑多岐な問題を包含しており、問題の検討だけでも相当困難な作業でありました。したがって検討漏れの問題があるかも知れませんが、もし万

一そのような問題が見出され、これが合理的な請求であると判断される場合には追加的に問題が提起されることもあり得ますので、あらかじめお断わりしておきたいと思ひます。

3 トーキング・ペーパーに示された考え方は、沖縄現地から提起されたもろもろの請求に関する要望を詳細に検討し、スクリーンしたものでありまして日本側としてはきわめて合理的提案であると考えておりますので、米側においてわが方の趣旨を十分理解され、本件解決に協力していただきたいと思ひます。

4 なお、既に述べましたごとく、本件は複雑多岐な問題を含んでおりますので、それらの技術的な点については、必要に応じて、いずれ事務当局からも十分に説明させたいと思ひます。

極 秘
無 期 限
部の内
号

1970.12.22

Confidential

Talking Paper
(Treatment of Claims)

In connection with the return of the administrative rights over Okinawa from the United States to Japan, the basic views of the Government of Japan as to how the unresolved claims of the people of Okinawa against the United States authorities should be treated are as follows. The final position of the Government of Japan on the provisions concerning claims to be included in the reversion agreement will be determined in the light of the outcome of the discussions between the two Governments on this matter.

I.

1. The following claims should be settled by the Government of the United States with ex gratia payments in view of the principle of equity.

Restoration of Lands

In respect of claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950 to the private lands under the use thereof, legal remedies are provided under HC Ordinance 20. In respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or

- 2 -

before June 30, 1950, ex gratia payment was made by the United States under HC Ordinance 60, provided that the lands concerned were released from the use of the U.S. authorities on or before June 30, 1961. No remedy is provided, however, in respect of claims arising out of the damages caused by the same authorities on or before June 30, 1950 to the private lands released or to be released during the period between July 1, 1961 and the reversion day. The mere difference in timing of release should in no way justify such substantive discrimination described above. Therefore, it is considered necessary that the Government of the United States make ex gratia payment at least to the same level as provided under HC Ordinance 60 for those damages to private lands which are now left without remedies. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for restoration compensation falling within this category amount to \$4,408,836.56 as of 1970.)

Personal Injuries and Deaths

Under HC Ordinance 60, the Government of the United States has made ex gratia payment to compensate for personal injuries and deaths of the people of Okinawa caused by the

3 -

U.S. authorities during the Pre-Peace Treaty period. However, some claimants were prevented by the circumstances beyond their control from establishing their claims in accordance with the then required procedures and therefore from receiving above-mentioned ex gratia payment. For the reason of equity and for humanitarian reasons, it is considered necessary that the Government of the United States as the administering authority of Okinawa give special consideration so that the claimants falling within this category can also benefit from the ex gratia payment similar to that made under HC Ordinance 60. (According to the data of the Government of the Ryukyu Islands now available to the Government of Japan, claims for compensation in respect of Pre-Peace Treaty personal injuries and deaths amount to \$573,954.18.)

- 4 -

2. Submerged Lands

Construction involved in the expansion of Naha Port has resulted in the loss of approximately 10,000 tsubos of private land, which, though submerged under water, is still placed under U.S. leasehold in accordance with HC Ordinance 20. Since the submerged area cannot be treated as land, the situation described above is nothing but the loss of private property for the landowners concerned. It is therefore considered necessary that the United States take steps to provide the landowners with adequate redress.

As a matter of fact, since such submerged area cannot in any way be treated as land after the rescission of HC Ordinance 20, the termination of the present lease thereunder would inevitably give rise to claims for compensation for the loss of the said piece of land.

- 5 -

3. Commonage

Common of estovers on certain public lands traditionally enjoyed as communal profit has been lost or drastically curtailed as a result of restrictions imposed upon the access of the inhabitants concerned to such lands due to the use thereof by the U.S. authorities. If the claims of such inhabitants prove to be meritorious, the United States Government is requested to take appropriate measures with a view to bringing about satisfactory settlement of the question.

II.

With respect to claims, either pending or latent at the time of reversion, the remedies for which may be sought under the laws of the United States or local laws of Okinawa applicable during the period of the United States administration, it is expected that the Government of the United States provide suitable procedural machinery for it to deal with and settle such claims after reversion. The Government of Japan is prepared to discuss the modalities of such machinery and formulation thereof. Claims in this category include the following:

(1) Claims for restoration of damages caused by the U.S. authorities on or after July 1, 1950, which are to be settled

in accordance with the procedures set forth in HC Ordinance 20.

(2) Claims arising out of loss or damage to fishery rights and those related to the rentals of the lands leased under HC Ordinance 20, presently processed for settlement by the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands.

(3) Claims arising from personal injuries and deaths caused by the U.S. Forces as well as from pollution and other hazards and nuisances attributable to the presence of military bases, which may be the subject of settlement under Foreign Claims Act.

秘 密 指 定 解 除 の 内 容	答申官 米保官	米保官
	米保官	米保官
秘 密 指 定 解 除 の 内 容	沖縄住民に対する米穀由題の調査 に在米米大使より非公式に行な う。7.12.	
秘 密 指 定 解 除 の 内 容	46.2.10 米中島	
秘 密 指 定 解 除 の 内 容	1 16日 在米米大使に以下の米穀の 調査を求めた。同米大使より米穀由題の 調査結果の概況を通知し、中島の 他人の感傷を招かないこと。この由題の 一処理方法案と述べた。同米大使より概況を 通知し、同米大使に流すこと。同米大使より (1) 在米米大使館と12日、日米関係から	

米中島

他日、
 米穀の ~~輸送~~ 提率につき 米穀内部
 への向きには 概算 (1/2) 努力 1/2 以内
 合算の 2/3 の 一方の 反応 1/2 は (i) 1961
 年以降 開放の 軍用地の 1950 年 前 形式
 変更 対応 及び 補償 問題 については、
 現地当局者中の 古くから いる 若干 名を
 除いては、米穀 内部 処理 妥当 と
 するとの 案 2 は ほぼ 同意 一致 している (ii)
 那覇 港 毎 浸地 については ほぼ 同様
 (full value 評価 問題 については)
 の 案 2 である (iii) 諸 和 米 人 員 提率
 補償 減水 については、3 年 間 繰 下 残 金

あり 米 穀 内部 処理 2/3 以内 努力 1/2 以内 当 局
 の 方、 浸地 内部 処理 1/2 以内 提率 の
 実 況 上 の 困難 があり、 米 穀 内部 処理
 受取 率 1/2 以内 である (iv) 入 会 提率 の 内部
 については 米 穀 内部 処理 者 が chewing の
 状況 である。
 (v) 1/2 以内 処理 1/2 以内 米 穀 内部
 処理 者 土地 所有者 等 妥当 者 2
 提率 支 払 を行 った とき ~~提率~~
 財 源 を 提出 する こと 最大 の 問題 2
 あり、 2/3 案 2 1965 年 当時 諸 和 米 人 員 提率

法第百三十三條の際 政府関係者が誠意
 において、これ以上 身割を払ふと明言
 していきともあり、誠意の示し方
 information を求めるとは 極め
 困難である。
 (ii) 是れは、他に何か 現地における
 財源がないか 検討してみたい (見直し管理
 高増金も当ててみたいが、今後の事務費を
 負担するのには 勢一 格好なものは附言)
 一つのアイデアを待た、即ち、現地には
 土地
 従来米当局が埋立地 (reclaimed land)

約 150 エーカー、時価は約 1600 万ドル
 見極めがある。埋立地の所有権は
 米政府にあると云ふ。これを一般業者は
 米政府の意向中は 売却し、その代金を
 身割金を支払うと云ふ。海没地
 については、場合により 右埋立地からの
 交換により処理することも考へられ、売却
 金からの支払又は交換の option を 当局者は
 内定と云ふ。これを埋立地は
~~米政府が所有するものと見做す~~
~~米政府が所有するものと見做す~~

依然として軍用地としての使用が必要
 であるから、売却と同時に布告20号
 による使用に切り換へ、購入者には
 使用料を支払うこととする。(後述後述も
 同様) 施設区域としての提供を求めたいから、)
 問題は、前記売却代金を口座に入小すに
 現地に於ける見舞金処理に当てること
 につき、財務省の同意を得るか、^か 否か
 である。また、前記入小の見舞金、~~は~~
 予備金に
 見舞金支払の旨を伝えることとするから、
 その残余を復帰の際米政府に引出す

ことが政治的に好ましくないかどうか疑念
 があり、この疑念を埋める地売却と見舞
 金支払額に見合うと見なすことを行ない、
 残余の埋まる地は、復帰に当り日米協
 定の趣旨とする。^{施設区域の提供を求めたいから、)}
 (米口総務課長との土地として
 残すこと、考慮されたい) ^か こととする。
 (三) 上記(ハ)のアイディアは、日米側において
 反対
 大きな困難があるならば、沖海陸地
 当局と電話の上、スチゴ一の滞留所
 中に米口政府に講釈し、スチゴ一
 に政府関係者を説得し、費用の

（^{原姓}米國駐米17日付米口ニスル外務省要約） 8

此直に直に在ると考ふるの之、日米領土の
 及之を識りない。
 又、よつて申島より、米領土に於て米領土
 館の意向の努力を謝するに
 事直に在りて考ふるのみならず、^決評議
 あり、是れは *reclaimed land* の法的地位
 の問題については、米領土にも肉體意識を
 持たず、その実態、本領土に解を照会し
 と思つて、在りて之である。暫らく此向
 を考へて、在りて *implications* を極言す
 べし。有るべし。埋立之地、開拓布念は

米政府埋立之地の所有権が当然に
 米政府に帰属するやうな文書はない
 と思ふ。右所有権の帰属につき権利
 立法論に於て、現に就緒がなされておらず承継
 して、米通常の私法上の觀念から
 推して、埋立之地の^か所有権を取得す
 ることと考へる。米政府の行なつたのは、
 施政権者として、公の目的のためになし
 たることあり、私人として私法上の觀念を
 行なつたものではない。同日に論ずべきは、
 肉體意識もあらずかと思ふべきである。

GA-8
 (土地の問題については、日米政府内閣の交渉は、米領土に於て、
 肉體意識を有する島に在りては、) 外務省

北米第一課長

極 秘
無 期 限
20 部の内
9 号

沖縄返還交渉全般について

昭和46.3.20

アメリカ局

条約局

目 次

I. 各項目毎の検討(わが方よりみた緊要度順に列記)

A グループ

1. 外資系企業、外国人自由業者等の取扱い
2. 米資産引き継ぎ
3. 施設・区域
4. 労務
5. V O A
6. 航空
7. 請求権

B グループ

1. 裁判引き継ぎ関係
2. 地位協定の適用(施設・労務以外の分野)
3. 作為・不作為
4. 前文、返還地域の定義等、条約適用
5. 復帰目標日

10

米政府にあり(復帰交渉を向かす)とい

のか、米側の立場であり(米政府の立場)

1. 米側より文書は当面思いつくままに

これを解すべきいかなる理由も見当たらない

旨(述べた)。なお、向人は、我々機密

は、米側アジェンダが米側内部で固まった

ものではないので、是非 quietly に(行なう)

要望1211。

(以上)

6. 防衛交渉

○ グループ

1. 第三国関係全般
2. その他

II. タイミング(作業目標)

III. 交渉体制等

I. 各項目別の検討(わが方よりみた緊要度順に配列)

A. グループ

1. 外資系企業、外国人自由業者等の取扱い

- (1) 近く昨年12月の在京米大使館質問事項に対する回答を大臣、米大使レベルで手交できるように、目下関係各省と案文協議中のところ、上記に次いで4月上旬頃には、日本政府としての一般的対処方針(国内措置)を米側に文書で示し、もつて返還協定に本問題を規定せざること(注)を確認することが考えられており、米側もその内容につき納得できれば上記方式に反対しないとの感触である。

(注) 米本国政府に対し若干有力上下院議員より規定方の強い要望がなされている。

- (2) 現在残された問題点は、(イ)大企業中のフェアチャイルド社の扱い(ガルフ、エッソについては話合い進行中)、(ロ)自由業者中弁護士、医師の取扱い、及び(ハ)下記(3)の諸問題であるが、(イ)については、通産省・フェアチャイルド社間の

話合いが軌道に乗る見通しとなっており、
結局(四)が対内、対米両面でなお努力を要す
るところである。

焦点は、復帰後の活動に対し期間制限及び地域制限
を付するか否か、付するとすればどの程度か、にあ
るが、米側議会筋に対するこれら弁護士の影響
力も勘案し、弁護士については、期間
はいわゆる「一代限り」、地域は沖縄（た
だし、最高裁への事件係属等の例外は考慮）
とすることが妥当と考えられる（注）。医
師は一代限りで沖縄のみ（例外なし）とす
べきであろう（ただし、対米交渉に当つて
は、当初よりここまで示すことはなかるべ
し）。

（注）この場合対象は現にアクティブに活動中
の者に限ること、及び真に外国での弁護
士資格を有しているかを確認することが
必要。

(3) その他の問題

(イ) 地位協定第14条契約者の候補者の取

扱いについては、米側よりの具体的な要
請をまち、個々の業者につき検討を要す
る。

(ロ) 国県有地の外国または外資系企業への
賃貸の継続については、実態調査を進め
るとともに、個々の国県有地について、
復帰後貸付けあるか否かを判断の上、特
に県有地については、いかなる形式で貸
付を継続するかを決定する必要がある。

（沖縄住民に対する国県有地貸付け件
数も多いので、それらの契約の取扱いと
の整合性も考慮の要あり。）

2 米資産引継ぎ

- (1) 200のうち年次予算措置分をなるべく多く、協定明記分(ノク5の上乗せ)をなるべく少なくするとともに、明記分については十分な根拠がなければならぬとの方針の下各項目及び額につき3月末-4月初めには対米合意に達すべく努力する。具体的には那覇空港(P3哨戒機の撤去)、同軍港(部分的にも解放させる)及び退職金の扱い(計上額、内容等)など他の交渉項目(施設、労務たとえば下記(3)(1)(4)等)との関連事項が中心課題。
- (2) 大蔵省と早急に方針を確定の要あり。
(事務レベル試案別途作成中)
- (3)(1) 返還協定には一般的な資産引継ぎに関する規定と対米支出(ノク5プラス上乗せ分)規定の二本柱とし、両者間にこれをいくらか買取つたという直接の関連をもたせないようにする。(国会説明もこの趣旨で行

なりものとする。)

- (4) 米側は国内的必要上資産引継の細目事項に関する文書(売買契約類似)作成を強く望んでいるが、当方は引継ぎは売買に非ずとの基本態度より反対、上記(A)のほか協定とは別に引継財産の確認文書及び要すれば当方により各公社の契約履行意図の確認(形式未詳)を以てこれに代えることを検討中。

3. 施設・区域の提供

(1) 返還協定中施設・区域の提供に関する条項については、当方としては米側の「現存のものを引続き使用する」との案に対し留意したものを提供する」ことを規定するよう主張しており、米側も基本的には反対がないと見受けられるが、このほか米側は小笠原協定と同様の但し書を強く望んでおり、案文の作成は、提供すべき施設・区域の実体及び軍用地の確保上の国内措置の方針(下記(3)参照)がある程度つまつた上で行なわれることとなる。

(2) 各種調査、S T G施設小委での米側説明等により、米軍現有施設の大要は把握しつつあり、目下こちらを整理するとともに、わが方の立場からする提供、不提供の区分け作業を始めている。この結果に基づいて外交レベルでの対米交渉(注1及び2)を急速に進め、協定署名時までには施設の扱い

に関するリストを(施設名のみ。内容の説明は付さない。)作成することとなつている。上記リストには、提供施設、不提供施設のほか、復帰時に提供はするがそのあと一定の期限内に返還または移転されるべきもの、共同使用が行なわれるべきものも含まれることが考えられるが、この点は更に検討を要する。また、リストの体裁、署名の方法、別途公表用リストの要否の問題も確定していない。

(注1) 特定の施設の解放は、政治的考慮からするもの(那覇空港、那覇軍港与儀貯油施設、マチナト住宅区域)のほかは、まだ具体的かつ明確には米側に伝えていない。(S T G施設小委では主として技術的な観点などから地位協定の対象になりにくいと思われるものを示してある。)

(注2) 要考慮の点は(1)不要不急のもの

は提供しないとの従来からの立場を損なうことのないようにすること、(ロ)民生、開発の面からの考慮を払うとの従来からの立場を損なうことのないようにすること、(ハ)現地の各種要望については慎重に検討するとともに、これをできる限り考慮したとの形をとること、(ニ)各省庁との意見調整を十分に図ること。

(3) 今後の問題点次のとおり。

- (イ) 那覇空港： 復帰時完全な日本の空港（運輸省所管）とすることが内政上不可欠とみられるが、米海軍哨戒機（P3）部隊が引続き常駐（空軍機は撤去決定済み）するとすれば同空港は提供施設とせざるをえず、決定的な障害となるので、海軍部隊の移転が必要である。米側は唯一の移転先たりうる嘉手納基地につき空軍は将来の拡張計画にそなえ海軍機受入れ設備の建設に反対していると説明して

いるがわが方としてはこの点あくまで移転を主張すべきであると考えられる。

（なお同空港の民生資産類似性及び上記設備建設費を日米いずれか負担するかの点を含め、米資産の引き継ぎ交渉との関連が生じている。）

- (ロ) 那覇軍港： 米側は将来に備え軍港部分の解放は不可能の旨示唆しているが、上記(イ)とやや類似した問題である。
- (ハ) 土地の確保： 施設区域の提供と関連する最大の問題で、契約に応じない者について法的措置が特に重要であるところその大綱を関係省庁が早急に決定するよう働き掛ける必要がある。
- (ニ) 施設・区域と関連する特殊な問題に、沖縄－台湾間海底ケーブルの扱いがある。本件については目下部内で検討中であり、追って郵政省とも協議の上日本側としての方針を固める必要がある。

(4) 施設・区域提供との関連で沖縄における米軍の特殊な活動(たとえば(A)特殊部隊は第三人のゲリラ訓練を行なっている。(B)陸軍情報学校は第三人に情報活動方法を教えている。(C)第7心理作戦部隊の在韓分遣隊が北鮮側に流布するパンフレット等は沖縄で印刷されている。また、同分遣隊の主として北鮮向けのいわゆる「国連軍の声」の原稿の一部等が沖縄で作成され沖縄から同分遣隊に電送され送付されている。等)については、米側との折衝を通じその活動の実体を把握するとともに、その活動の性格が安保条約の目的に著しくなじまないものについては返還に際し米側がその活動を中止、又は、変更するよう交渉する要がある。

4 労務

(1) 帰国後間接雇用制度適用の条件として米側は退職金及び労務管理費につき要求越すところあり、^(注)上記は資産引継問題とも関連しているため対米交渉は進捗していないが、後者については基本的了解はえられる見通しであるので、前者につきまず大蔵省と話をつめることに努力すべきであると考えられる。

(注) このほか米側は軍労務者への健康保険制度の本土並適用にも問題ありとしているが、この点防衛施設庁、厚生省、労働省間で検討中。

(2) 上記のうち退職金は全軍労と米側との間に予想される、帰国に向けての一連の交渉の重要な一部であり、また結局は防衛施設庁等わが政府当局も関与せざるをえないと見られるので、早期解決は一層望ましいが同時に極めて慎重に扱う要がある。

- (3) 間接雇用制度への移行のための準備作業（労管組織設立、要員の確保、訓練等）は大規模かつ長時間を要するが、(1)の事情のほか労使関係への日本側施政側の介入を恐れる米側から積極的協力をえられず、その衝に当る防衛施設庁の準備は遅延しているが、米側を説得し、出来ることから着手するよう取計らう必要がある。
- (4) このほか給与、保険等に関する労務者の債権、債務であつて、協定署名時まで米側との間に解決を要する問題もある。

5. V O A

- (1) 米側は、在沖V O A中継活動の継続を沖縄返還の必須要件にて、さもなければ対議会説明がつかずとして固執しているが、わが方はわが国の対中国政策との関係においても、また、国内法上もこれが活動の存続は許容しえないとの立場を堅持し、本問題は返還交渉の最大の政治問題ともなり得る可能性を示している。わが国としては、今後とも本件活動の復帰時における停止（施設の撤去など処分を含む）に努力することとしたいが、米側はニクソン大統領も継続を強く望んでいると伝えられ、この点同大統領にわが方の立場を重ねて認識させることも必要かとの見方もある。（注）

（注） 当方推察によれば、他へ移転するとしても、その完了まで数年（最低3年か）はかかるという事情にあるものの如し。

- (2) 他方、米政府は本件問題解決の妥協策として復帰後の暫定的存続を示唆している。万一上記妥協策を余儀なくされる場合には、郵政省による国内法上の措置が必要である。
- (3) なお暫定的存続を認めることを余儀なくされる場合には、協定に上記を規定する必要があるかと思われるが、この規定ぶりについては、国内法上とられるべき措置をも勘案して決定されることとなる。
- (4) いずれにせよ本問題について過早に譲歩することなく、結着のタイミングについては交渉全般の成行きを見つつ決定すること、然るべしと考えられる。

6. 航 空

- (1) 米側は漸次譲歩し現段階では暫定期間は7年、カポタージュは政府関係の輸送についてこれを認めて欲しい旨要求越しており、特に暫定期間については長期間のものが必要なるべき旨強調している。わが方はカポタージュは如何なるものでも認められない旨強調しており(米側もこの点に関するわが方態度の固いことを認識し始めているやに見受けられる)、暫定期間についても応じられないとしている。
- (2) わが国としてはカポタージュは絶対に認められず、暫定期間については最終的には2年程度は(航空局は内々、2年の暫定期間は止むを得なかるべしとしている)認めざるを得ないと考えられるが、米側はこれを容れるか否か疑わしく(非公式説明では米商慣習上「暫定」といえば3年が最低の由)場合によつては3年以上も考慮せざる

をえぬこともありうべく、運輸省と十分つめておく必要がある。

- (3) 合意する際の方式としては、返還協定には含まないが、いずれにせよ現行の日米航空協定附表の修正という形をとる要あり、その点(1)現行路線3の削除は当然として、(2)現行路線1及び2に那覇を追加するか否かの問題及び(3)TWA及びコンチネンタルを念頭におき東京に乗り入れざる如き路線(米国より那覇及び以遠)の新設の是非の問題が生ずる。(なお(1)についてはわが方の行政権による手当ても考えられるが、1年以上に亘る場合は望ましくないとの意見が強い。)

7. 請求 概

- (1) 沖縄住民の対米請求の取扱い繰りについてはすでに各年12月わが方の基本的な考え方をとりまとめ、対米要求項目をしぼつた上米側に提示済みであるが、未だ米側からの正式回答には接していない。

上記わが方提案は、現地の要求諸項目中

- (1) 米側支出による処理を要求するもの4項目(講和前補償洩れ復元補償、那覇海没地、講和前補償洩れ人身損害及び入会)
(2) 現地法令上米側による処理又は米当局に対する提題が認められているものの復滞後における米側の継続善後処理
(3) 日本側による処理の用意あるもの1項目(復滞後提供施設の解放の際の復元補償)

からなるところ、その後の米側の非公式反応は、前記(1)につき前2項目については米側による処理を妥当とするものなることを

認めつつも、その財源の捻出に苦慮しているものとみられ、向及び内については異存なきものの如き感觸を示している。

(2) 前記(1)の対米要求項目がその全部ではないにしても米側支出による解決をみることは、返還協定の国会審議上、また、復帰後の施設区域用地の円滑な確保のためにも是非とも必要であり、できる限りすみやかに米側の好意的回答を得るよう今後とも強力な対米折衝が必要である。

(3) 以上による米側又は日本側による処理から洩れる現地要求項目については、出来る限り幅広く日本政府の国内施策として手当がなされることが返還協定の国会審議及び施設区域用地の確保上重要であると考えられるところ、このための政府内部の決断を促すためにも前記対米交渉上の成果が必要であり、右成果を得次第所要の工作を開始すべきものと考えられる。

Bグループ

1. 裁判引き継ぎ関係

(1) 民事裁判関係

(1) 日本側は、民政府裁判所又は琉球政府裁判所の如何を問わず、復帰までに行なわれた確定裁判につき、公の秩序又は善良の風俗に反するものを除き、復帰後その効力を認めることとし、かつ、復帰の際係属中の訴訟については、それまでに行なわれていた訴訟行為が本邦の法令中の相当規定により行なわれた訴訟行為とみなしてこれを引き継ぐ方針である。

(2) 上記の方針は基本的には奄美復帰の際の日本側の措置と同様であり、わが方は奄美協定の該当条文と基本的に同趣旨の条文案を米側に呈示済みである。

(3) ただ、上記の引き継ぎに当っては、民政府裁判所の訴訟手続が本邦の訴訟手続と基本的に相異なることから、引き継ぎ

上技術的な問題があり、この問題をめぐって今後条文表現上日米間でさらに意見の調整を行なう必要があるものと考えられる。

(2) 刑事裁判関係

- (1) 日本側は、基本的姿勢としては、米側の希望どおり、民政府裁判所又は琉球政府裁判所の如何を問わず、復帰までに行なわれた確定裁判を引き続き執行し、かつ、復帰の際係属中の事件については沖縄現地法令によりこれを引き続き裁判する方針であるが、上記の引き継ぎに際しては、わが憲法、刑法の基本思想に照らし布告・布令の刑罰規定中にはその効力を認め得ないものがある等国内的及び対米交渉上機微な問題を含んでおり、従つて、わが方条文案については、現在関係各省庁との間で意見調整中の段階であつて、対米案文提示になお若干の時間を要する

見込みである。

- (2) 本件引き継ぎ問題については米側としても重大な関心を寄せているとみられるところ、わが方憲法問題との関連もあり今後の条文交渉はなお相当の曲折が予想される。

2. 地位協定の適用（施設、労務以外の分野）

(1) 航空交通管制（ATC）

S T G の A T C 小委にて協議中であり、米側から考え方が示され、目下わが方の立場をとりまとめつつある。返還協定署名時まで A T C の大綱につき日米間の合意に達したいというのが米側の意向である。A T C のうち航空路管制については、米側は復帰後 2 年の時点で日本側に引継ぐことを提案しており、運輸省としてもこれに異存ない趣。航空通信はエアリンクなる民間会社が行なっているが復帰と同時に運輸省がこれを引継ぐことは日米双方とも問題なしとしている。また嘉手納基地を中心とするアプローチ管制は、同基地の使用を認める以上は（本土の横田基地と同様）米側に実施させるほかはない。

なお那覇空港の扱いに関連する問題点は次のとおり。

(1) 米海軍機が常駐するか否か（上記 3(2)(1)）。

(2) 同空港は、いずれにせよ民間航空、自衛隊の双方が使用することとなるが、返還の場合の所属について運輸省、防衛庁間で意見の調整が未了のところ、運輸省は、当初、飛行場管制を担当するとしても引継ぎの時点は 49 年 4 月といていたが、最近になつて 47 年 7 月に可能との意向を示している。また、防衛庁は復帰後 9 カ月といつている。

(3) 相当部分が民有地である土地の手当てにつき困難が予想されること一関係地主も多数にのぼることから、そのすべてにつき契約を締結するにはかなりの困難が予想される。

(2) 電気通信（電話関係）

S T G 電気通信小委で軍・民電話網の接続関係、基地間軍用電話線の扱いの二面に分けて協議中。前者については、日本側（琉

球電々。復帰後は日本電々公社に合併されることが予定されている。)で新しくケーブルを設置することに原則的に意見が一致し、今後細目につき協議を行なうこととなる。後者は米側の資料提出まちであるが、その全長約835 KMの大部分が道路下に埋設されたケーブルであるので、地位協定により「路線権」を認めることにすることが妥当と考えられるが、そのためにもあらかじめ防衛施設庁等の理解と協力を確保しておくことが必要である。

(3) 電気通信(電波障害)

受信施設にかかる電気障害の排除とマイクロウェーブの伝播障害防止の2点につき米側から問題提起があり、目下資料を検討中。これらの問題については本土においても準拠すべき法令がなく、民事契約ないし話し合いにより一件ごとに解決を図っている。したがって沖縄についても、かかる方

式により実施可能な限度において措置する以外に方法はないと考えられる。

(4) 周波数の割当て

STG周波数小委の作業グループで、現に米軍が使用中の周波数を個別に検討中。日本側の都合(放送波等との関係)で関係米軍周波数の使用ぶりに変更を加える必要があるが、このためには関係通信器材の手直しを要するものがあり、米側は所要経費を要求してくる見込である。この点関係省庁との協議を要する。

このほか、問題点としては、施設、区域外における軍人等によるアマチュア無線の使用があり、米側はその使用継続を求めている。(平和条約発効時これを暫定的に認めたと前例あり。)

(5) その他の諸問題

今後日米間につめるべき地位協定適用上の主要な諸問題としては、次の如きものが

あり、いずれ S T G の場で検討を要する。

- (1) 地位協定の対象となる構成員の範囲
- (2) 第三国入軍雇用者の扱い
- (3) 第三国軍人による訓練又は演習の禁止

(4) 施設、区域及び不開港における C I Q の扱い等

(5) 日本人ガードの活動の本土並み化
(特に武器使用等)

(6) 私有車輛の登録及び検査

(7) なお、地位協定の運用につき、現に本土で日米間に対立があり、復帰までに解決されることが望ましい問題のうち主要なものは次のとおり。

(1) 税、公課等に関連する問題（住民税、飲料税、固定資産税、自動車取得税、有料道路料金、入港料等）

(2) 15 条機関の利用者の範囲

(3) 公社関係請求権

(7) 原潜入港モロロ

3. 作為・不作為

作為・不作為の効力承認は、米施政期間中の施政当局の適法な行政措置を適法なものとして確認するとの趣旨であり、奄美、小笠原の場合と同様、沖縄の場合も、桑港条約第 3 条に基づく授權の当然の帰結を、かかる形で確認することには特に問題はない、と考えられるが、なお、暫定措置法等による国内措置との関連もあり、関係省庁と意見調整中である。対米交渉上の問題はなんら予見されない。

4 前文、返還地域の定義等及び条約適用

(1) 対米関係

前文、施政権返還及び返還地域の定義及び沖繩への条約適用関係については、客年12月12日付でわが方修正案を提示してある。これに対する米側の正式回答は、まだ示されていない。

(2) 対内関係

前文における共同声明の取扱い及び協定における尖閣諸島の取扱い方(下記(3)参照)は、いずれも国内における論議の焦点となるものとみられる。

(3) 問題点

主要問題点は、次の2点である。

- (1) 前文における共同声明への言及振りに関し、米側は、議会对策等の考慮から、共同声明による政治的諒了解を法律的文書たる協定前文で再確認したいとの考えに基づき案文を提示越した。わが方より

は、これに対し、共同声明はそれ自体として確定しているものであつてその内容を協定で再確認する必要はないことを主張しつつ、米側の事情も考慮し、"Noting that the two Governments have conducted such consultations and have reaffirmed that the reversion of these islands to Japan be carried out on the basis of the said Joint Communiqué;" という修正案を提示した。これについて、米大使館事務レベルは、改善された面ありとしつつも、米案と異なり、「極東の安全をそこなりことなく」という点にふれていない等まだ難点はあるとのとりあえずの反応を示したが、米本国よりの正式の反応は示されていない。

- (2) 返還地域の定義(第1条)に関し、米案は、返還地域を「奄美返還協定の対象地域を除く北緯29度以南の南西諸島」という趣旨の表現としている。わが方より

は、(i)平和条約第3条地域から返還ずみの奄美、小笠原を差引いた部分が今回返還される琉球諸島及び大東諸島であるという定義を置くとともに、(ii)この地域を附属書において経緯度線をもつて地理的に表現するという案文を提示した。米側は、尖閣諸島が日本領土であるとの米政府の見解に変更はないとしつつも、経緯度線て囲む方式によつて協定上尖閣問題を表面化することはさけないとしている。わが方は、経緯度線による表現の採用方その主張を変えておらず、米側は、何らかの妥協案を考えているものの如くであるが正式回答を行なっていない。(下記C参照)

5. 復帰目標日

- (1) 日本側(本土、沖縄とも)は一般に政治的見地より1972年4月1日、行政的及び防衛引き継ぎ上の見地より同7月1日が望ましいとの空気があり、他方米側は7月1日を行政上軍事上の目標日としている。(ただしこれに固執しているというほどでもない。)いずれにせよ日米とも正式に日付を提案し合つたことはなく、交渉の進展待ちであるが、当方としても然るべき時期に政治的決断を得て対米折衝に入り合意に達する必要性ありと考えられる。
- (2) 協定上の表現としては米側は対議会考慮上小笠原協定の如き抽象的なものを望むことを示唆しているが、当方にとってはそのようになる場合でも協定署名時には合意された復帰目標日何らかの形で国民に周知されることが望ましいと考えられ、この点あわせ対米折衝すべきものとみられる。

6. 防衛交渉

- (1) 昨年来、日米防衛当局間にて協議が進められ、自衛隊の展開兵力の規模、予定される配備場所については了解に達しているが、
- (イ) 防空責任（地对空ミサイル及び航空警戒管制）移管のタイミング、(ロ) 地对空ミサイル（ナイキ、ホーク）及び航空警戒管制器材の購入問題の2点がまだ詰っていない。
- (イ) の点は、日本側の復帰後12カ月、米側の18カ月が対立したが、当事者間では「日本側の配備完了には18カ月を要するが、12カ月で実質的に問題のない程度にまで進行するので、米側は12カ月で防空任務を終了する。」との線で了解点に達し目下米側請訓中。(ロ) は、米側提示額がミサイル関係2440万ドル、航空警戒管制関係650万ドル（計3090万ドル＝約111億円）であるところ、目下防衛庁が大蔵省と連絡しつつ検討中。

(2) 今後の問題点次のとおり。

- (イ) 防衛当局間の交渉が終了した段階で、これを外交ルートにて確認する必要性及び必要な場合の方式、タイミング。
- (ロ) 器材引継問題。（価格及び資産買取りとの関係、改装問題）
- (ハ) 復帰後12カ月間における自衛隊と米軍の責任分担、連絡系統の調整（特に防空責任の委任、ミサイルの扱いについての調整、取決めの要否）。
- (ニ) 自衛隊配備場所の確定（施設・区域の提供との関係、共同使用の段取り）。
- (ホ) 復帰前の準備工事（特に那覇空港の滑走路延長）。

C グループ

1. 第三国関係

(1) 第三国外資系企業及び第三国人の取扱い

(1) 第三国から沖縄に現在自由に輸入されている農産物で復帰後は輸入クォータが課される可能性のあるものがある。

(たとえば、デンマークからの豚肉輸入、ニュー・ジーランドからの羊肉輸入、オーストラリアからの米輸入)

オーストラリアからの米の輸入は、日本米の需給関係からみて復帰後は認められなくなるが、オーストラリアも右は止むを得ないものとして受けとっており、現に最近では本土米供与の影響によりオーストラリア米の輸入は減少している。

非自由化品目の輸入については、復帰対策要綱第1次分において従来の輸入実績が尊重されるよう配慮されることとされており、目下関係省において豚肉、羊

肉等の輸入をどの程度認めうるかの検討が進められている。

(2) 沖縄にある第三国系企業、第三国人の資格、免許及び在留資格(朝鮮人・台湾人の永住許可を除く。)等の問題については、米系企業及び米国人とともに一括処理する。

(3) 戦前から沖縄に在住する朝鮮人及び台湾人については、特別の事情がない限り出入国管理令に基づく永住許可を与えることとするとの方針につき、すでに関係省間の意見が一致している。

(4) 第三国人のうち米軍に雇用されるもの(1970年10月現在約300人)については、地位協定上軍属は米国民に限られるので、いかなる場合にも軍属扱いはできない。現在在日米軍に勤務する少数(現在約20名)の第三国人に対しては特別在留資格を与えているが、沖縄

の場合にも同様の措置を執りうるか、今後復帰までに検討を要する。

(2) 尖閣諸島(上記B4参照)

(3) 在沖縄米軍基地機能維持

韓、台よりいろいろな形での関心表明あり。

2. その他

上記諸問題の他、協定問題となる(またはなりうる)もの及び協定問題ではないにしても協定署名までに実質的に処理しておく要ある問題として至急検討を要するとみられるものは次のとおり。

(1) 米側の未完成建設プロジェクトの処理

米側の沖縄における建設プロジェクト等で復帰の際未完成のものについて、米側は日本側との間になんらかのアレンジメント(たとえば後進国援助の場合の2国間取極の如きもの)を行ない、復帰後引き続き当該プロジェクトを実施したい旨主張しているところ、かかる取極は立法事項を含み得るものと考えられる。(実体及び米側意図を至急調査の要あり。)

(2) 国県有地の引き継ぎ規定等

国県有地等の引き継ぎ規定を置くか否か、置く場合にはいかなるものとするか要検討。米側によつてなされた埋立地の引き継ぎ、

干潟の引継ぎについても同様。

(3) 琉球政府財産等の引き継ぎ規定

琉球政府の財産（債権・債務を含む）、権利・義務の引き継ぎ規定を置くか否か、置く場合にはいかなるものとするか要検討。

(4) 米民政府の記録の引き継ぎ規定

米民政府の一定の記録の引き継ぎにつき一般的規定を置くこととするか否か、又は、個々の関係事項毎に（即ち、裁判記録は裁判余項関係で処理）規定を置くこととするか等要検討。

(5) 国県有地上の賃借権の継続

国県有地を米側が私人に賃貸しているものを復帰後も継続するとすれば協定との関係はないか要検討。

(6) 未払軍用地料の処理

布令20号（賃借権の取得について）によれば米側は収用にかかる一定の土地の軍用地料を受取人のために琉球銀行に保管し、

10年が経過したときはこの地料は米側に帰属することになっている。（第7項d、尤もこの地料を受取る資格のあるものは米側に対しその請求をすることができる。同）

琉球政府、地主会連合会は復帰の際までに10年を経過し米側に帰属すべきこととなる前記未払軍用地料（復帰時点で100万ドルとも40万ドルとも言われるが実体不明）をそのまま代理受領したき旨要望越している（琉政側は近く準備委に提案するため準備中の由。）ところ、本件要望を実現するためには別途対米交渉を要する。

(7) 奄美関係の為替貯金の債権債務の決済

奄美返還協定第3条3にいう奄美復帰に伴なり為替貯金業務に関する債権債務の決済については未だに日米間に合意が得られていないところ、本件処理振りにつき郵政、大蔵省間で考え方を至急とりまとめる要あり。

④ 布令20号下の土地に関し、地主の中には長期10年の賃貸料前払を受領しているものがあり、復帰日を来年7月1日とすれば、この時点で米側にとっては約92000ドル（施設庁資料による。）の過払いが生ずることとなるところ、米側はかかる過払い分につき日本側による償還を求め越している。

（具体的には、復帰後再提供される土地の地主には、日本政府が前払いとの差額のみを支払うこととし、日本政府が一括して、過払い分を米側に償還することを求めている模様。）

他方、地主会連合会としては、かかる過払い分は償還の要なしとの態度をとることが予想される（前払いに関する民法によれば、借賃の前払いがなされた期間の満了前に賃貸借の解除がなされた場合には、地主に対して払戻しの請求は行なわれないこととなっている。同法第6条）、本件処理ぶりによつては、地主との間に困難な問題を生じ

しめることも考えらるべく、実態、法的側面等を早急に明らかにするとともに、対処方針を慎重に検討する必要がある。

II タイミング（作業目標）

3月中

- A グループにつき方針決定、対米対内折衝開始
- B グループ結着に努力
- C グループ検討

4月前半

- A グループ続行、一部結着
- B グループ結着
- C グループ結着

4月後半

- A グループ結着

4月末～5月初

- 文言確定
- 署名

III 交渉体制等

1. 対米交渉

- 大臣・米大使（公式、非公式）
- アメリカ局長・米公使（公式、非公式）
- 3課長・米参事官等レベル（非公式）

2. 対内連絡

- 大蔵省、対策庁、施設庁に重点
- （参事官・長官・部長レベル等）

3. 省内事務体制

- 問題点別サブグループ（事務官）
- 政治（V.O.A等）、財政・経済（資産、企業等）、
- 米軍関係（施設、防衛等）、法的（請求権等）の
- 4グループ



返
沖繩返還交渉概要(その5)
(46419~24)

昭和46.4.26
アメリカ局北米第一課長

1. スナイダー公使も帰任し最終的詰めに入り
本格的交渉に入ったが、なお迂余曲折が多い。
対内的には大臣の主要閣僚との協議を続行。

2. 項目別状況

○航空

暫定5年、カボタージュなしで合意(4
23吉野、寺井、スナイダー)、但し外部
へは伏せておく。なお日米航空協定付表修
正ぶり等技術面の折衝開始(担当官レベル)

○外国系企業、自由業

大臣書簡案につき対米折衝中(4.22及
び23参事官、課長レベル)

特定問題(医師、国県有地、輸入枠、イ
ンターナショナル・デアリー会社の扱い)
につき国内調整中、(一部では並行して対
米話し合い中)。

来週中には結着をつけるべく努力中。

○米資産引き継ぎ

表向きは柏木・ジュリック会談(当
方課長参加)、実際は吉野、井川、柏木、
スナイダー、ジュリック会談。先方より
ランプ・サム3.00を提案、当方275の
線で折衝^中のところ彼我とも種々意見わかれ
見通しはつきりせず。

○施設・区域

―条文につきセーフガード・クローズをめ
ぐり折衝(先方より私案呈示、当方不同意)
(4.20.2.2.2.3)

―実体については那覇空港P3及びマチナ
ト住宅区域が焦点(資産引継交渉との関
連)

―リストにつき当方案概要を非公式に呈示、
先方より非公式に対案呈示(4.20.2.2.2.3)

―STGリスト当方案作成、来週米案と調
整

○前文、返還地域の定義等、条約適用、請求
権彼我折衝中(極く一部は合意近し)

○VOA

―米側より暫定期間を示唆(但し日本側よ

りの発案とすること)

―アメリカ局内部にて問題点を検討中

○労務

資産引継ぎ交渉結果待ち

○特殊な部隊

米側は第三国人訓練の取り止め及びSR
7/については何らかの意思表示(領空不
侵犯)を考慮中、他は存続希望

○防衛交渉

来週より久保・カーチス会談再開予定

3. 主要対米会談(代表的なもののみ)

吉野、井川、スナイダー(4.2/)

吉野、井川、柏木、スナイダー・ジュリック(4.2.2.2.3)

吉野、寺井、スナイダー(航空)(4.2.3)

吉野、スナイダー(4.2.4)(資産、NYT記事)

極 秘
無 期 限
部 の 内 号

総理 プリーフ用 資料

決 裁 後 要 査 イ 7

原 案

大臣 大臣秘書官 事務次官 副外務審議官 副外務審議官 官房長	条約局長 条約課長 法規課長	アメリカ局長 参事官 北米第一課長
沖縄 (返還交渉) (現状と内閣委員) 4.6.4.27 アメリカ大使館/注		
1. 返還協定事項		
(1) 前文		
返還協定締結に至る経緯を概説。		
2. 正文 一般的に表現を了した米折衝中		
2. 正文 本文は、この2を 照会合意の運用 (二つあり)		
113。		
(2) 本条 (返還協定に及ぶ範囲)		
(1) 平和条約の締結の領域の中 現に米国の の管轄下にある領域が (返還) されたこと 1-7.2.12. 日米間の意見の相違は、		

(1) 上記返還/交渉を如何に表現すべきか
7.12.12. 米側は、米南支那の1945年の開港2 対中国存続上 日米間の紛争に由来して (米側主張との矛盾点と) 返還 交渉の経緯等に於て表現は合意の運用 に際して主張した。米側も、これを 受け入れる差支はないと、思われる。
又言に、米折衝中である。
(2) 本条 (日米間の合意の運用)
安全保障条約の合意 前記の日米間の 条約の当分の間 沖縄に適用されたこと
113。 二つあり 協定中 確認する との旨を 照会合意の中 米側は、右に 2. 案有 113との感觸を要す。

とあるが、その内容が不明である。

上述のとおり（移転の場合経費は日本が負担）とされている。

(5) 米米条約（請求権）

米米条約に基き、請求権の帰属を判断した。

（注）
 1. 米米条約の補償支払を確保する方向で交渉が行われている。

（請求権の帰属をめぐっての経緯等）
 米米条約の財源が限られている等の理由から、困難を示して、交渉の見通しは楽観的ではない。

（米米条約交渉の経緯等については、日本政府に対する交渉の経緯が報道を考慮する必要がある。）

(6) 米米条約（裁判権力の引渡）

裁判権も日本側が原則として行使するが、裁判権の行使は現行政府裁判所に限られる。

（注）
 1. 経路中の請求権の引渡、確定判決の執行力の認められることについては、米米条約に基き、一時的に、表現の自由については、賠償請求に達している。

(7) 資産引渡の問題

現行、米米条約の締結長官特別補佐官が、米米条約と交渉を進行させていること、内閣府の協力を明示する旨の報告があった。（世取金等）

7

(1) 5/17 目標

諸問題の語句を7/22 検討するに
する (米穀と同様の方針にする)。

2. 外資系企業及び自由業者の取扱

(1) 米穀加工、後処理と地産加工の業務
継続の承認方針に決まらした。

外資系企業、取扱いは7/22日、内務
省とE、必ず最低限度の調整は別と
し、後処理と地産業務の継続を
認めるとの意向で最終的語句に入りました。

また、弁護士、医師、自由業者は
7/22日、方針として政策的に認めると
する限りとすべし地産業務の継続を
認めるとの意向は内務省と協議中である。

8

5/25 輸入計画、国庫石炭 2/2
配給製品業務残りの問題は7/22日

内務省の7/22日 5/25 迄
末週早急に完了し、末週末7/22日
至る迄に米穀と合算に認可する方針に
決まらした。

(2) 本件は7/22日迄事項とせず、必ず7/22
日までに7/22日、5/25 早急に本件
米穀と合算の事項 (5/25 企業の日
別途通報を2/22日) を以て処理する
方針である。

3. 労務問題
本工場の内務雇用関係は7/22日
決定に適用したとの意向は7/22日
内務省、退職金、労務管理費、健康
(a) (b) (c)
(7/22日 決定済み、(a)(b)は7/22日

前記 1.(7) の資料の送達の一環

として行われた。

4. VOA

送達後存続したものの一部は送達
中。但し送達後の経過を望むものの

態度は極めて固い。是れは暫定
期間中の存続を希望しているが、その

場合の移転費用、移転後に必要
新施設の建設費用等一切の経費は

北米側が負担することとされている。
(注: 場合に亘り送達開始後には

規定するに必要と思われる。)

5. 航空問題

カサコフに送られた暫定期間中は(1) -

97-31) との交渉の合意の成立。但し

右合意は迅速交渉全体との交渉に
て承認された事であり、又暫定(16)の

交渉は行われなかった。

6. 航空交渉

自国防衛の展開の地盤、配備場所
に付いては了解は進んでいるが、(1) 航空
機材

飛行機材の購入、(2) 地盤
等 (TSA. 10-7) 及び航空機材

等利器材の購入問題の2点に
ついて、北米側が交渉の中心に

を進められている。

極秘
無期限
部の内
号

甲×中司長
等
乙×一
赤松長

極秘

請求権・南の在米米
 11/27より電話連絡
 (1/2) 46.5.7
 中島

3日 11/27より電話 申張
 11/27 署名 署名

(1) 請求権由題につき是般の貴官
 諸私事謝意明察の米政府証言
 の事此及迄と東口へ伝之。米行政部
 議会の事し 財に支出権限を米の事と
 を排除し 子事の可なりを申送った。

昨日 東口政府係下と電話で話した
 様子可。米(財)を米とせば

秘密指定解除し之を... (時間外 赤松長
 11/27より電話
 赤松長 11/27より電話)
 (1) 11/27 大東行限の非正式米
 11/27 (a) 埋地海没地内は
 米債
 埋地海没地内を検査あり。
 (11/27 埋地海没地内を届けた)
 (b) 米債回復に付ては、米政府内
 議会の枠内にて日米政府に一言米債の
 credit を与ふ (埋地 M 米 0.5 位を米
 債) 日米政府の責任の処理に費
 せし。此の際米 credit の名目は

前記(1)の米紙証券場は抵觸しなく
 譲渡可能なり
 ✓「償還分と別記せず」積立枚数
 条項本文見直しすべし outstanding
 (但書と世の意味は不明)
 claimsの~~積立~~枚数の条項とすべし
 在米証券と異なるか
 2. 上記条項より、積立枚数は
 巨額証券より進めれば当然に中
 中であり、右条項は fake note 可なり
 M#0.5というは償還分だけとす
 余り少額証券の由とすべし(譲渡可)
 譲渡の際に積立枚数の条項を認め

これより、東は今回は500万ドル弱の要求
 の他、新米紙償還分はリターンされた後行
 分の加わり) また、償還分は一般
 の outstanding claims 分と見做
 然るに償還分だけというはおかしい事を
 指摘したい。

極 秘
無 期 限
10 年 内
9 号

沖繩返還問題
(吉野・スナイダー会談)

昭和46.5.6
アメリカ局長北米第一課

本日吉野アメリカ局長は在京米大使館スナイダー
一公使と本件につき会談を行なつたところ、要旨
次のとおり(井川衆議局長等同席)。

1. スナイダーの台湾訪問

スナイダー公使より、大要次のごとく述べた。
台湾において尖閣諸島問題はエモーショナル
な問題となつており、中共は本問題を巧妙に
EXPLOIT している。自分(スナイダー)は本件に
つき台湾政府関係者と EXCHANGE はしなかつたが、
本問題は日本政府の問題でもあるので、日本側
と話し合つてみてはいかがと承曉しかいた。

2. 返還協定関係

(1) 前 文

日本側案にて合意の旨確認(ただし、一部
文言につき本國政府に確認中)。

(2) 第1条(返還債権)

先方より、合意議事録案(4月24日付)も含

め原則として日本側の考え方に異存なきも、
ワシントンからワーディングについては若干
の修正が有効と説明。

(3) 第2条(条約適用)

先方より、日本側案にて確定の^旨。多数
協定条約の適用に関するトリーニング・ペー
ーについては本國政府の意見を求めている由。

(4) 第3条(施設・区域)

(1) 先方より、本國からの日本側案に対する
回答未読であるが、たとえ復帰の際必要
な DOCUMENTATION が完了していなくとも、
これを完了したものとみなすという簡易手
続(SUMMARY PROCEDURE)を認めて欲しい旨
要請。

(2) これに対し当方より、上記は同様、ラス
ク方式と違ふところなく、完了せざるもの
を完了したものとみなすことはできない、
いいうることは復帰の際までに必要な手続
をすべて完了するよう双方が最善の努力を
行なりということである旨指摘。

(当方より、先日のS T O 水城パネル第
/ 回会合の際、マクドゥーガル大佐が各水
城の境界はMISSION、使用兵器等の変化によ
り常に変わりうるのて復帰時まで確定しえず、
この点は陸上施設についても同様であると
の趣旨を述べていたが、上記は従来の米側
説明に反するし、これをそのままにして日
本側のみ100%の保証を求めるはUNFAIR
なる旨指摘せるところ、先方は、施設の境
界は現在の境界線の範囲内で確定(DEFINE)
されるべきものなる旨述べた。)

(2) 先方より、上記(1)のSUMMARY PROCEDURE
を秘密交換書簡の形で確認したい旨提案、
当方より、かかる形式の問題を討議するよ
りは、まず実質問題を事務レベル(当方
米北/長、米保長、米空長、先方シャーマン、マイナ
ーズ両参事官、シェミョン参事官等)で早急につめ
る方が先決である旨示唆、先方これを了し、
施設・区域のリストについての訓令も送附
しているのて、この点も併せて討議せしめ
たい旨付言。

(3) 当方より、施設小委の席上 SENSITIVE

AREA として米側より詳細説明を受けえな
かつた施設につき追加説明方要請、先方は
弾薬庫あるいは通信施設という以上の説明
が果して必要なりや、いずれにせよ復帰後
これらの施設は本土においても単に通信通
設として説明されているものもあるてはな
いかと説明。よつて当方より、国会との関
連もあり、詳細な説明を受ける要あり、詳
細内容が分らずに提供合意案は作成できな
い旨再度強調しおいた。

(4) 第4条(請求権)

(1) 先方より、(a)軍用地復元補償、及び(海
没地補償につき、講和前補償についてはも
はや予算請求は行なわないとの対議会のコ
ミットメントもあり、日本側請求には感じ
られないが、復帰の際157エーカーに及ぶ米
軍立地が日本政府のものとなるのである
から、上記は上記(1)(2)を補つてあまりある
価値を有するといふのが米側の考え方であ
る。

- (4) 当大使館限りの考えであるので、正式に提案することはできないが、請求権放棄案項見合のすべての請求権解決のため、日本政府による万ドル程度を支払うことも考えられる。
- (5) 当方より、米側のいう国会へのコミットメントにつき、議事録等による限りはそのようなコミットメントありとは思われないう旨指摘せるところ、確かにその種のコミットメントをしていると承知しているので、さらに国会関係資料を調査中である旨反論。
- (6) 第5条（裁判権）
先方より、軌道に乗っている（ON THE RIGHT TRACK）旨コメント。
- (7) 第7条（財政条項）
(a) 当方より、日本側としては、共同声明第5項に言及することに関心があり、愛知大臣もこの点を強く主張しており、財政交渉の経緯に照しても、また政治的にも譲りえざる点である旨を強調した。

- (b) 上記に対し先方は、共同声明第5項に *specifically* に言及することについては、ワシントンに強い懸念を示しており、たとえば共同声明全体を引用するといつた一般的な表現にすべしといひのが米側の考え方である旨述べた。
- (c) さらに先方より、原子力法上大統領は核兵器の存否を外部に対し明らかにしえない旨述べたので、当方より、原子力法は大統領がかかる通報を行なうことを妨げるものにあらず、従つて核兵器の問題を事前協議の対象とすることを排除するものではないことは、これまでわが方が国会においてしばしば説明してきたところである旨、及び共同声明第5項ですでに明らかにした趣旨を協定文中で *repeat* することは差支えないのではないかと指摘。先方は、その点は承知しているが、自分（スナイダー）は原子力法の専門家でもないので、確定的なことを述べるのは差し控えたい旨述べ、いずれにせ

1、日本案を検討してみることとした旨
述べた。

3 外資問題

先方より、問題点は煮詰つており、多くは表
現 (PRESENTATION) の問題である旨指摘。当方
より、なお関係省庁と調整中である旨説明。

4 VOA

当方より、本件については次回の愛知大臣・
マイヤー大使会談 (10日を予定) でとりあけるこ
ととした旨指摘。

5 352来沖

当方より、2日の352来沖に関連し、問題
が悪天候の場合の避難等は別としても、再び沖
繩に移駐されることはないとの確認をえたく、
その旨愛知大臣より明らかにすることを考えたい
旨述べたところ、先方は、復帰後352の移
駐が事前協定の対象となることは当然であるが、
復帰前は米軍は在沖米軍施設を自由に使用しう
るのであり、352の沖繩再移駐の可能性を
FORGOLSEするがごとき措置はとりえざる旨述
べた。

6 共産党議員調査団訪沖

当方より、標記調査団が春日高手の空軍基地
内に核兵器点検室がある旨を発表したとの新聞
報道に言及、かかる問題につき国会で質疑のあ
りたる場合は、(1)上記を否定するか、または(2)
米側よりの通報はないとの趣旨をもつて回答し
きたつたところ、本件につきなんらかの情報を
えたい旨述べたところ、^{先方は}上記調査団が施設の視
察をした事実はないのは指摘するまでもないが、
米側はこれまで核兵器の存否を明らかにしたこ
とはなく、また共同声明第5項により返還後の
核抜きは明らかであるから、核兵器点検室の存
否のいかんは IRRELEVANT なことである旨答えた。

7 毒ガス撤去問題

(1) 当方より、屋良主席要請 (第2次ルート建設費
用の支払につき対米交渉を求めらるもの。) を
伝えたところ、先方は、(1)米側はジョンスト
ン島の施設建設工事促進のためすでに相当の
追加支出を行ないあり、また(2)第1次移送ル
ートは十分安全であつて、本来変更の要はな

いとの立場をとつてゐるので、本國としてこれ以上の追加支出は行ないえない旨、さらに本國予算の枠内での調整は不可能につき、日本側支出をえない限り工事が開始できない旨述べた。

(2) 当方より、本國が支払に際せざる場合は、日本側にて建設費負担の用意がある旨述べたところ、先方より、時間もさしさまつてゐるので、今週中ないし来週月曜(10日)にても送金願えまじきやと質し、当方より約束はし兼ねるが、その線に沿つてできるだけ努力すべき旨回答。

2 労務問題

当方より、12、13の両日労務問題の詰めを行ないたい旨述べたところ、先方より、ジャクソン大使は目下建設庁調査団訪沖、全軍労働等に忙殺されているが、日本側の意向に沿うべく努力中なる旨説明。

2 その他

先方より、在沖碑記念碑(ベックナー・メモリアル

等)の復原後の取扱い問題についての検討促進方要請あり、当方上記を了とす。

極 秘
無 期 限
8 部の内
8 号

沖縄返還問題
(愛知大臣・マイヤー大使会談)
昭和46 5/11
アメリカ局北米第一課

11日の会談概要次のとおり。

(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使
ほか同席)

1. 協定前文

愛知大臣より、いまや米側の最終確認を待つ
のみと思ひ旨述べたのに対し、マイヤー大使よ
り、これを肯定し、出先としては日本案でよい
と思ひ旨付言した。

2. 返還地域の範囲(合意議事録)

愛知大臣より、昨日の米案は協定文の繰返し
のみであり、これに比してわが方第2次案(4
月28日先方に手交せるもの)の方がよいと思
ひが、事務当局同志をしてなおよく詰めさせた
いと述べたのに対し、先方は、米案はワシント
ンとしては非常に強く主張するもので変更の余
地の少ない旨述べ、米国としては施政を行なつ

ている地域を日本に返還するが、その歴史的
ないし将来の領土の主張の裁決(ADJUDICATION)
を行なわず、将来国際司法裁判所に引出され
たりする事象を避けることが基本的立場である旨
主張した。これに対し当方より、そもそも日本
側は米側の立場を察して尖閣諸島という地名の
特掲を求めず、また協定本文での返還地域の表
現の主張を譲つて合意議事録に同意したもので
あり、米側との間に基本的な差異はなく、従つ
て当方案の表現でも十分米側の立場はいかさ
れると思ひ旨指摘の後、双方とも事務当局に再
検討させることとした。

3. 施設・区域及び特殊部隊

(1) 那覇空港よりのP3部隊

愛知大臣より、このことは本日の会談にお
ける4大重要問題(P3、請求権、財政条項、
VFA)の1つであり、日本側としてきわめ
て強く要整する次第なる旨を強調したところ、
マイヤー大使より、施設・区域についての日
本側の問題はよく分るが、1969年の共同

声明発出時に際し、施政権返還によつても米軍基地の機能には変化はない旨議会に対し説明してきていることでもあり、日本側に対するアコモデーション（極力協力してきたつもりである）には自ずと限界があり、特に軍部から引出せるかぎりの譲歩を^{して}きただけに、これ以上押せば軍部の支持を失うおそれあり、そうなれば議会対策はきわめて難航する。那覇空港のP3については、ここ1週間軍関係より移転反対^論きわめて強い調子の電報が続いて入っている旨述べた。

(2) 北部演習地

愛知大臣より、一時使用分（7,000エーカー）をも提供せよというのであれば、恒久使用分（2,000エーカー）より同じ面積を削除しなければ応ぜられない旨述べたのに対し、先方は、海兵隊は誠心誠意演習地の削減の可能性を研究してくれたが、どうしても恒久分及び一時使用分の合計28,000エーカーを必要とするとの結論であり、これはなにも新たに演習地を

増やすわけではなく、ただ制度の違い地位協定に組み入れる（2-4-bとする）場合の表現が違ひのみであるから、日本側も対内的説明は可能である。いずれにせよこのような遅い段階でこれを大きな問題として軍部に提起することは避けたいと述べた。これに対し愛知大臣より、沖縄住民の感情としては御説のごとき受取り方はせず、たとえ地主^が納得しても一般は軍用地が増えた^としか解さないのであると述べた。

(3) SENSITIVE AREAS

愛知大臣より、国内説明ができるよう事務当局へ十分説明して欲しい旨述べた。

(4) 特殊部隊

愛知大臣より、本土並みが買かれたという説明が十分できるように日米間で同じ立場に立つて対外対応振りを用意したく、この意味から復帰後の第三国軍人の訓練の廃止の確約及びSR-71につき、U-2並みに他国領空不侵犯の保証が必要であり、また混成サーヴィ

ス・グループについても説明して教しい旨要
望した。マイヤー大使より、続けてできるだ
け御要望にそらべく努力中で、特にSR-71
については講訓中であると述べた。

- (5) マイヤー大使より、施設等の問題につい
ては、米側としてはできる限り日本の要望に沿
いつつも CREDIBLEな軍事体制を保ち、上院で
協定が支持されるよう軍事能力についての合
理的なパッケージを提出しなければならぬ
というのが、米側の立場なる旨述べた。

4. 請求権

- (4) 愛知大臣より、米側の早期回答を求めた上、
講和前補償の対象となつていない軍用地地主
の復元補償請求は衡平の見地から米国の見舞
金支払いを協定中に規定することを強く要請
し、ただし、返還後の再提供施設・区域及び
る公社用地等の復元補償は日本側において行
なり一括解決方式を述べ、さらにこれらの満
足な解決があれば、那覇軍港内海没地は米側
造成埋立地の一部を替地とすることにより、

解決する用意があると述べた。

- (4) これに対し先方は、御説はよく分るが、議
会に対し対沖縄講和前補償についてこれ以上
財政支出を要求しない旨コミットしたとの主
張を繰返したので、愛知大臣より、この問題
が解決しない限り沖縄住民は「請求権はなん
らうるところなく放棄せしめられ、あまつさ
え資産引継ぎに多額の出費を強いられた」
ととり、左翼の「返還協定粉砕」に組するお
それがあることを指摘しつつ、私見ではある
が、米側の見舞金支払財源は当方としても考
慮してもよいのではないかと思ひ旨示唆せる
ところ、先方は、よく検討したいと述べた。

5. 財政条項

- (4) 愛知大臣より、本条項において共同声明第
8項への言及を強く要望し、日本側としては、
撤去される核兵器移転先、建設費等々に関し
なんら国内に説明する意図はないこと、核撤
去は前記第8項で公表され、日米財務当局間
でも費用支払いにつき合意があること、「本

土並み」は協定に十分あらわされているが、
「核抜き」はどこにもふれておらず、従つて
政治的に至大の重要性があること、その項の文言は
第5項への言及はきわめてよくできており、
日米双方ともそれぞれの立法府へ説明し易い
次第であることを指摘し、米側に同項言及に
異存なかるべきことを期待する旨述べた。

(2) マイヤー大使より、昨日の日本側新提案を
目下検討中であるが、米側としても種々問題
がある（「日本は米国の核の傘を欲していな
がらその置場所を反対する」などとの批判）
があるが検討してみたいと述べた。

6 裁判条項

愛知大臣より、米側の最終的確認を待つのみ
と思ふ旨述べたのに対し、マイヤー大使より、
目下訓令待ちであると答えた。

7 VOA

(1) 愛知大臣より、これは最大の難問で、自分
は総理、郵政大臣以下関係者と精力的に検討
中であるが、即き台としてたとえ「復帰後
3年間は認めるが、その間両政府は精力的に

協議し、これがまともならなければ日本の放送
法を適用して処理する」というもので、ここ
数日中に集中して結論を出して行きたい。国
内で非常に反対が多かつたがやつとここまで
もつてきた旨述べた。

(2) マイヤー大使より、当方の努力を感謝せる
後、米国としては無条件継続を旨としている
が、愛知大臣のお考えを含めた方式をともに
検討して行きたい。ただし、具体的期限付は
困るし、また協議後仮かに移転するならば米
国がその費用を持たないことは SINE QUA NON
であると述べた。

8 外資系企業

愛知大臣より、いまや当方書簡のワーディン
グのみ問題と思ふと述べたのに対し、先方は、
米系実業家の感情の問題でもあり、表現につい
て満足な解決が望ましく、なおその他の小問題
もある
と述べた。

9. 航空

愛知大臣より、米側としては原則的理解に到達した現在、あまり技術的な点にこだわらぬようにして欲しいと述べたところ、マイヤー大使より、日本側におかれても御同様に願いたく、なお昨年日本航空が大きな取益を上げたのに対し、米航空業は平均30%の欠損であつたことは問題をより困難にしている旨述べた。

10. バックナー記念碑

愛知大臣より、当方としては法的な権利義務の觀念に立つのではなく、友好的な環境の中で最良の解決を求めて努力中なりと述べたところ、マイヤー大使は、互いに友好的な解決を探したいと述べた。

11. 対国会中間報告

マイヤー大使よりの質問に対し、愛知大臣より、20日ないし21日衆参両院にこれを行なうつもりだが、内容については米上院への影響をも考慮し、十分注意するつもりで、必要に応じ御連絡してもよいと述べたところ、マイヤ

一大使より、交渉の総合的パッケージ完成前の過早なる内容の発表は問題あるべしとコメントした上、沖縄返還の歴史的意義、すなわち、平和裡に戦争による領土問題の解決という1969年の共同声明の精神を十分生かれること、及び極東地域の安全保障については、米国のみならず日本も重点を置く政策なる旨示されることが肝要である旨、と述べた。

12. 今後の進め方

(1) 協定署名の予定につき愛知大臣より、外国出張等の日程上6月の3日ないし4日を目標としたいと述べたところ、マイヤー大使より、日取りの決定は尚早であるが、愛知大臣の御都合は十分念頭に置くべしと述べた。

(2) 協定の効力発生の日につき愛知大臣の質問に答え、発方は、対立法府対策もあり、「批准書交換後何日」としたいと考えている旨述べた。

13. 毒ガス撤去

マイヤー大使より、道路建設費負担に関する

日本政府の好意は感謝するが、支出の手続きを早く完了していただかないと議会その他より種々悪しき反応が憂慮されること、また在沖米軍は本日予備的工事に着手したことを述べたので、愛知大臣より、山中総務長官が屋良主席との間で当面している諸問題（たとえば財源を調整費にするか否か等）を説明の上、いずれにせよ日本政府としては金額を支払う意図は間違いない、手続きをすみやかに進めるよう努力したいと述べた。

14. プレス対策

双方協議の結果、「交渉全般にわたり検討し、特に文言の作成及び全体のパッケージとしての実質の2分野において若干の問題につきいくばくかの進展をみた」と説明することとした。

安全保障課長
アメリカ局長
事務官
北条一課長

第 370 号
昭和 6 年 6 月 20 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代

(件名) 琉球政府作成「対米請求権の内容」等送付

引用公・電信
日付・番号 経電ケ677号および経電ケ678号

冒頭経電をもって概要を報告申し上げた本件調書は
(4)12(1)に因り
ひに経電ケ677号3. 琉球内部資料各2部別添
送付す。

本信送付先
電報送付先
管内専電希望先

GA-3-1

秘

1971年5月20日現在

対米請求権の内容

(11 項目)

復旧対策室

項目	件(人)数	面積	請求額	説明
戦前前の人身損害賠償 (請求もれ)	834(人)		\$ 597,965-64	(1) 「戦前前人身被害未賠償者連盟」から請求段階で提出された1971年5月現在までの人身被害の分834人(死亡164人、被害170人)についての請求である。 (2) 賠償については異体府に請求が出ていないので未定実額は把握されていない。
軍用地の復元補償	5,424(線)	1,342,726.89(坪)	4,331,410-59	1961年7月1日から1971年1月31日までに解放された軍用地の復元補償として請求したものである。
土地収収による補償				現在調査段階中で、その実数および請求額は、未だ把握していない。
人会補償				同上
軍用地賠償増額補償	24,892(線)	7,751,827.80(坪)	2,289,459-26	(1) 1968年10月から1971年4月までの賠償を請求したものである。 (2) 1968年10月以前の賠償の分については詳細不詳のため、これから除いてある。

項 目	件(人)数	面 積	請 求 額	説 明
没 失 地 権 限	98(総)	10,864.72(坪)		(1) 那覇港湾地砂の没失した部分で現在は他の軍用地 間接借賃が支払われており、従つて現時点で補償請 求はないが、将来解放の時に補償が問題となる。 (2) 没失地は上記の他に霧手納村・北谷村などでもあ るが、今のところ実数や請求額は把握されていない。
没失地権限 没失の人身損害補償	148(人)		886,560.56	(1) 1962年から1970年まで琉球政府を運 び、米軍に請求した人身損害補償で請求総数157 人(請求額\$1,102,789.92)から完全解決9人 (金額\$2,478.74)および一部支払済119人(金 額213,755.62)を除いた未解決分の補償請求で ある。 (2) 従つて未解決分として請求する額の内訳は、(イ)未 決12人(金額\$167,974.73)、(ロ)却下17人 (金額\$38,914.03)および不足分119人(金額\$ 679,671.80)の合計148人(金額\$886,560.56) である。
没失地の財産損害補償	411(件)		882,339.96	(1) 1962年から1970年まで琉球政府を運 び

大田町調査課

項 目	件(人)数	面 積	請 求 額	説 明
没 失 地 権 限	14,488(総)	482,426(坪)	8,737,740.16	(1) 米谷村(現那覇市)より、道路として使用され借賃の ないままに解放された後、政府または那覇市が して指定され、もしくは借賃契約上道路として使用され ている敷地等に對する補償である。 (2) 従つて、未解決分として請求する額の内訳は、 (イ)未決14件(金額\$39,815.47)、(ロ)却下45件 (金額\$34,400.53)および(ハ)不足分852件 (金額\$808,128.96)の合計411件(金額\$882,339.96) である。

大田町調査課

項 目	件 数	面 積	請 求 額	説 明
※定額以上の遺棄雑費	1,810 (人)		21,666,058.90	(2) この種遺棄物の単価は、1967年時点における政府予算単価であるので、その後土地価格の上昇等で現実の補償額正額はこれより多額となる。 (3) この種遺棄物は、政府道となつてゐる部分だけで、それ以外(市町村道、その他の私道)は現在、実態調査中である。
基地公費補償	1,586 (人)		501,885.00	(1) この請求は、原借入借に伴うコバルト汚染に係る遺棄収束の損失補償である。 (2) 基地公費の代表制事例としては、前型種の騒音、風通(波)による非汚汚染、施設管理不備による洪水被害等があり、騒音後の入浴および財産損害等として「外国船舶騒音法」で請求できる外知つては、廃棄の遺棄、米田に請求してゐるが遺棄収束の一助

大田町別添務課
核燃料指定廃棄物

項 目	件 (人) 数	面 積	請 求 額	説 明
				を除き、補償をしない状態にされている現状にある。

大田町別添務課
核燃料指定廃棄物

原港入港に伴うコバルト汚染に係る漁業収益損失補償について



(1) 京田ニ1968年11月16日フサの新聞紙上ニ日本学術会議原子力特別委員会の主催する「那覇港の異常放射能をめぐる」のシンポジウムで那覇港がコバルトの汚染されているとの報道ニ同年12月14日フサの新聞紙上において、原崎奇彦、汚染問題研究会(代表、草原信男兼大教授)発行の機関紙「連絡ニュース」の中で、那覇港外に汚染されていることが発表されている旨の報道に端を惹き鮮魚需要が激減し、市場における鮮魚取引が激減された。

(2) 市場回復のための対策

市場回復のための対策
市場回復のための対策
市場回復のための対策
市場回復のための対策

(3) 漁業損失補償の経過

(3) 漁業損失補償の経過
このように発生した異常性におき、水産業界に与って類例のないものとして、また漁業者が自ら招いた事件でもないものとして、通常得るべき収益が原港入港を原因として問題が生じた収益減少の事實とより大て次のとおり当該補償の請求が高等参事官あてなされた。

請求種類 請求年月 値下り(1割分) 人員 請求額 人員 計 請求額

初	1968.11.29	338人	71,908	42人	89,136	428	141,044
追	1969.4.3	654	64,991	484	123,276	1138	228,259
再	1969.7.14	1040	136,900	526	364,985	1566	501,684
見舞金請求	1970.6.15						1970年3月18日以下通知
未回答							

(4) 今後の対策として請がべき措置

(4) 今後の対策として請がべき措置
この問題は米軍基地設置に伴う発生した漁業者の不利な事件であり、軍基地の存在と問題に対する住民感情として、しかも事実として損失行為があつたものを放逐することは地域事情として住民を納得させることはできないものではない。まして、佐世保の類似事件が発生していることにはその対応策が請がらるべきであると思われる。
従つて、現在米国防務施設にこの対策を要請している事項の早期実現を促進することを米工政府にもいつても沖縄住民の生活保護の主権国として必要を要求し、復讐事前の本工政府の対策として

これに取上り問題解決の対策を講ずる必要である。



米軍演習場設定に伴う漁業操業制限補償について

(1) 米軍が従来漁業を営んでいた漁場を軍事演習場へ使用したためにこれまで得られていた漁業利益が得られなくなったことと原因とする漁業制限補償の訴願は、次のとおり琉球政府庁務局を通じて沖縄中野村農用地地主連合会の手話で琉球列島米国土世裁判所へ提訴されている。

訴願組合名	訴願人員	代理弁護士	訴願日時	検査漁業種類	期	面積	請求額	年額	備考
渡名喜漁協	192	真尋屋文男	66.2.9	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.4.27	256,192.86	197,026.22	22	入野、島島
中里	114	牧野博嗣	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	55.5~	2,353,445.22	1,81,035.29	"	島島
伊江	300	真尋屋文男	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.4.28	1,034,532.80	128,633.23	"	伊江島
勝連	194	牧野博嗣	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.4.27	775,797.22	59,650.54	"	松島小川
与那城	132	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.4.27	586,914.22	61,510.22	"	松田沿岸
読谷	84	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.4.28	555,024.22	42,694.00	"	磯波沿岸
地谷	29	真尋屋文男	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.4.27	394,870.22	30,375.22	"	桑江沿岸
石川	75	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	65.6.4	249,875.22	19,428.22	"	松田沿岸、天龍池
座間味	349	牧野博嗣	69.6.27	採網、採網一本釣、支網、一本釣	69.4.28	1,710,889.22	100,640.22	"	入野、島島
与那原	74	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	69.3.19	920,124.22	71,748.22	"	与那原
渡嘉敷	138	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	69.3.20	52,603.22	-	"	基地建設
小浜	33	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	69.4.4	888,94.22	5,170.22	"	肝煎飛行場沿岸
久米島	37	"	"	採網、採網一本釣、支網、一本釣	69.4.27	708,946.22	63,948.22	"	島島

本	部	漁	協	7	秋野、青島	62.27	ウラチ	52,4.28	227,8375 ⁰⁰	147,525 ²⁰	渡野島	伊豆群、根城、厚島
美	里	"	"	48	"	"	一本釣、延縄、直心、建干、雑漁	62,4.27	157,573 ⁰⁰	9249.00	"	池田、厚島、厚島
五	城	三	郎	4	"	"	建干、直心	101,079 ⁰⁰	5947.07	"	"	伊豆群、厚島
名	護	漁	協	60	秋野、青島	70.7.15	ウラチ	63,607 ⁰⁰	49351 ¹⁰	"	"	伊豆群、厚島

17 田 休 16,397,037¹⁰ 11,82,081⁰⁰

(2) 1970年12月14日 琉球球射身米園土地裁判所から 筑波漁協の漁獲物の許可については、同漁協が操業制限区域において漁業権を有していたことの立証及び出入禁止物限に対する補償の必要性の法的根拠の立証がなされたこと、この裁判結果を以て補償前願が却下された。しかし、米軍遺棄品及び操業制限区域の立証がなされたことは争点であるので、この裁判結果を以て「是るものではない」。

(3) 本件は、米軍政府が分離された後の「日本国とアメリカ合衆国との相互協定及び安全保障条約に基づき」日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に關する法律」に基づき、当然の権利等事件として裁判を経ることと被る實現したことであるが、制度の不備による漁船の地域事情から問題処理が進展しない状況である。

(4) それで、本件の場合においても、復讐の前に問題解決すべき事項と考えられるので、早期処理を図るための外交ルートを通じて施設権者たる米園に対して問題処理の促進が要請される。

極 秘
無 期 限
10 部の内
10 号

沖縄返還交渉
(吉野・井川・スナイダー会議概要)
(未定稿) 昭和46.5.28
アメリカ局北米第一課長

4 5月26日午後(リー中尉ほか事務レベル同席)

(1) STG関係、文書の外交レベル討議
(署名すみのATG及び労務ペーパーにつ
いて)

(a) ATG

内容、特に6Bの航空援助施設のTRANSFER
につき第2条との関係で種々議論が出、こ
れに関連して、可動航空援助機器の引継ぎ
は有償なりや否やにつき彼我の意見一致せ
ず、結局米側からこれら施設の完全なリス
トの提出をまつて検討することとなつた。

(b) 労 務

退職金(第1項の合意議事録とする。)
及び労務管理費(合同委で約束決定)の文
言につき大筋の合意に達し、今後事務レベ
ルでつめることとなつた。

(1) 施設・区域及び通信

次回まわし。

(2) 外資系企業

(1) 米側より、^{米側}審判受審には、(A) INDAIEN、
(B) F E B O 及び(1)保険^会社の問題解決が必要であり、かつ(1)各企業提出の質問書への
早急な回答が要望される旨表明、当方より、
(A)については農林省の新書簡案、(1)は大蔵
省調査団との現地協議で解決^するべし、(1)
については至急検討すべき旨答えた。

(2) F E B O につき郵政省の妥協案(A)米人理
事の排除、及び(1)一周波のみ(割当)につ
き論議し、特に(1)に関し意見一致せず、持
越しとなつた。

(3) 記念碑

先方より、^{米側}ペリナーのほかアーニイ、マイ
ル、ペルリ両記念碑につき大臣より口頭のア
シュアランスを要望、その発言案を起案、手
交越し、当方がこれを検討することとなつた。

(4) 総括検討

当方より、提出のペーパー(略)各項目に
つき検討の結果、まだ残っている問題は次の
とおり。

(1) (第1条関係)文書引継ぎは準備委員会
で取扱うこととし、その旨E P 案を協議す
ることとした。

(2) (施設A、B、C表)要つめ。

(3) (第4条第3項)ワシントンで激論中の由。

(同上メカニズム)訓令授受の由。

(海没地)訓令待ち。

(4) (第5条及び合意議事録)同上(可ならん)

(5) (第5条及び合意議事録)同上(同上)

(6) (第1条、合意議事録)要つめ。

(7) (第2条)若干問題のこる。

(同上細目取極)次回で討議。

(8) (第3条)要つめ(ただし、~~海没地~~
交換は合意)。

(9) トーキング・ペーパー

郵便送金、O O O 借款、琉球財産管理官

資金一訓令待ち(奄美郵便アカウントは協
定署名後に持越し。)

- (ウ) ベーパー類: BR7ノは訓令待ち。
大使発言案(第三国人訓練及び基地整理
縮小一後者につき当方案手交)は検討中。
- (エ) 企業書簡案及びT.P一交渉中。
- (オ) 航空一吉野・トレザイス会談結果待ち。
- (カ) RTG一通信のみ持越し。
- (キ) 柏木・ジュリック一検討中。
- (ク) 防衛一検討中。
- (ケ) 「フィナンシャル・セトルメント」に関する文
書(当方案呈示)一要検討。
- (コ) 最高レベルの懸案: F-3、VOA、請
求権、財政事項。
- (カ) 国連軍施設合意
先方提案、当方尚早なりとす。

2 同上後半(同席者なし)

防衛に関する取決め案の扱い。(米側に外交
文書の要ありとの論なお強き由。)また愛知・
マイヤー会談(28日及び6月7日または2日の予定)
につき協議。

3 5月28日午前吉野・スナイダー会談

(藤木電波^電理局長様か当方事務レベル同席)

(1) VOA

電波管理局長より、RTT(無線テレタイ
プ)及び本部と艦船間の短波について問題あ
る旨述べたところ、スナイダー公使より、交
渉最終段階になつても、日本側がまだ建前論
で小さな問題にこだわっていることは、合意
をいわずに遅らせるばかりである旨強調し
た。結局事務的につめることとなつた。

(なお、郵政としては、本件については認
める方向である。)

(2) RTTB

米側より、これまでRTTBはあらゆる努
力をして日本の法令に従うよう調整してきた
が、この期に及んで周波数さらにノ波へらし
てノ波にせよ(RTTBはす^電に国際放送用
の周波数を使用していない。)といひのは承
諾できない旨強く主張。電波^電理局長より、
日本国内において英語による放送のため周波

敷の割当が許可されることとなると政策上好ましくなく、国会における説明上もきわめて困難である旨反論。

双方において種々論議の後、米側よりノコ波とした場合、英語放送を行なうことが許されるのであればFEBDと協議したい旨述べ、当方上記を了承。3/日米側より回答越すこととされた。

4 5月28日午後

(米局長、米一長、米保長、糸長、シュミツほか同席)

(1) 諸懸案

(a) 企 業

事務レベル協議続行。

(b) 請求権

明29日シュミツをして一案を説明せしめる。

(なお、海没地について米側は非公式協議希望。)

(c) FEBD

郵政大臣は未だ上記3(a)の各案とも了承

していない。

(4) VOA

29日技術面を協議の上、米側としては3/日の吉野・井川・スナイダー会談で固めたい。

(なお、米側はVHFの要求削除に努力中。)

(5) 第Ⅰ条合意議事録

米側調整中。

(6) 防衛についての取決めの扱い

先方は安保協議委開催は名案だが、その開催の時期、及び返還協定署名後協議委開催のギャップを埋めるなんらかの書簡等の文書がないと対議会、軍部関係上非常に具合が悪いと強調、当方は28日朝の3相申合せの点を説明。双方結論に達せず持越し。

秘密指定解除
情報公開室

137-1) 外務省電信案 (分類)

秘密表示 (極秘・部の未印)	符号表示	※ 総第 28 181 号
極秘 無期限	暗 陸 平	※ 昭和 年 月 日 時 分 第 034 号
大至急	大至急・至急・普通・LTP	※ 発電係 (5)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部長(室)名 朱有毛 起案 昭和 46 年 5 月 28 日 起案者 外-電通第 2265 号
---	-------------------------------	---

協賛先 条約局長 条約課長 法規課長 安全保護課長

在 朱牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 長官 大臣 務
------------------------------	------------

在 沖繩 高松 大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて
--------------------------------	----

件名 郵政 通話
沖繩返還問題 (本大臣・マイヤー大使会談)
(限定配布)
28日 行われた 通話(返還)問題に

送) 本大臣、マイヤー大使会談の概要
次のとおり。

1. VOA, P-3, FEBC
- 1) 本大臣より、今朝、総理に対し、郵政大臣同席

漢

昭和四十七年四月七日付極秘指定解除し与

外務省第一課長 栗田 義典

写 済

1016

の上交渉進行振りにつき報告すると共に下記の
点につき了承を得たとして、(1) VOAについては
総理及び郵政大臣 ~~等~~ により **本日朝**
米局長より「ス」公使に示した線と納得して
(2) 1) 総理は、このためには、本件とワン・
パッケージをなしている P-3 の那覇空港より
の移転が是非必要である旨強調し、(3) 郵
政大臣は FEBC につき米側の譲歩を極めて
強く求めた。本日朝 藤木電波監理局長
より「ス」公使に示した案と米側が受け容れ
は解決すると思う。
(2) 大使より、(1) VOA 案文は現在までの毎
協案に細部の文言の変更を加えれば受諾可能
と思う旨、(2) P-3 は ~~案~~ 未だ訓令もない
が貴大臣の VOA との均衡論はワーク・ノート

する。(1) FEBCはニクソン大統領一族に
係ることであり郵政大臣が同意されないことは
誠に残念であると述べた。

2. 共同声明第8項 及 財政条項

(1) 本大臣より、総理は共同声明第8項と協定に
引用することは最も大事なことである。共同
声明にあるものが協定に引用されないということに
なると困ると強調したが、本大臣として全く同意
見である。なお財政条項の320については、大臣
同席の上総理の了解を得たが、^{先蔵}個、^{関係}3公社
労務費、第8項のそれ以外に何か割りふるかは
日米間で良^く打合せ、対議会説明の喰違ひ
なく必要以外の発言はせざるよう米側と完全に
一致する必要がある旨全員一致で確認された。

(2) 大使より、米側として国会に於ける第8項関係

のやりとりは良く承知しており、何とか善処したいと
考えている。また、財政交渉は慎重順調に進ん
でいると思ふ旨述べた。

3. 請求権

- 本大臣より日本案を受諾されたこと述べたこと
大使より米側としては日本側の立場は良く分かり、
かつ、財源の心配までして下さったことは多と
いるが、^議議会对し「見舞金」については
予算要求をしないとの言質をとられているので
非常に困難に直面していると述べ、^又大使より
第4条3項日本案の文言では必ず議会对し
財源に関する公用の説明を要求され、かえって
日本側が困るのではないか、問題は実質で何ぞ
APPEARANCE であると補足した。本大臣より重
て何とか政治的に解決する方法を探求された。

なお、セツカ(の)320が ~~うま~~ うまいくが、316と
いう端数となつては、対外説明が難くなる旨付
言^レおいた。

4. 防衛に関する取決め

(1) 大使より、日米両防衛当局の間の交渉はほと
んどまとまったが、その取決めについて両政府間
の確認 (AFFIRMATION) を必要とする旨
述べたので、本大臣より協定署名後安保協議
委員会を開き、右取決めと上程して双方の防衛
係最高首脳間で合意する方法は如何と尋ねた。
大使より、本国の訓令は正式の合意を取りつけるべ
いというものであるが、^概 ~~概~~ 御提案は検討する
に値すると思ふ。ただし、署名の時期と協議委開催
との間ギャップをいかに埋めるかが問題で
あると述べた。

(2) 本大臣より、本28日9時より防衛庁長官、官房
長官、及び本大臣の三者で^協取決め案の實質に
ついて同意すると共に上述の協議委開催案に
ついて申し合はせられた旨披るうし、当方提案の
諾を求めたところ、大使及び「ス」公使より議
会に対し防衛問題がきちんと処理されていること
を説明し得ないのでは困ると強調し、署名の日に
「近く協議委に於て取決めを再確認する
意向向なり」との中間的の文章で解決
できないかと示唆した。(本件もなお事務当局
間で詰めることとした。)

5. 外資系企業

「ス」公使より、^昨 ~~昨~~ 沖繩において米企業側に対し
本大臣書簡案を説明したところ相当の不满・~~不~~
~~安~~ 不安はあり、^概 ~~概~~ 大筋においては納得したと認め

された旨説明。値1. (1) 保険会社, (2) INDAIRC(D) 及び (1) フェアキルドに その他数社の原料輸入割当 (「フ」社は通産省との間で在沖縄合弁企業設立に合意したか生産開始にはなお相当期間を要し、その時になつての輸入割当確保を心配) の問題を残つていて事務レベルで引続き検討したいと述べた。(同公使は在京米商工会議所は在沖米企業説得に非常に尽力していると発言。)

6. プレス対策

(1) 大使より最近施設・区域の表や企業に関する書簡案等が紙上に漏れ本国政府に迷惑しているが関係者によりは御注意願いたいと述べたので、本大臣より、実は自分も困っており常々よく注意しているが日本のプレスは容易に

防ぎきれない、しかし最善の努力を尽すと述べた。(2) 本日の会談については協議の後、「会談によって未だ若干の懸案 (P-3, VOA, 請求権等) が残っていることか認められたが、鋭意おゆみ寄りの努力を続けることとした。他方OECDの閣僚会議に出席するロジャース國務長官と10日に会うこととなったのでその際、仕上げを行なうこととした。この署名日は6月15日以降に延びることとする。」と説明することとした。事

沖縄に転報した。

(3)

外務省電信案 (分類)			
機密表示 (価額・効の朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平	総第 0301-204-001号	(※印刷内は電價課記入)
	第 538号	昭和 47年 3月 11日 時 59分	
電價表示 YYYY	大至急 (至急) 普通 LTF	発電係 北	
大臣 政務次官 事務次官 副外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	中務局部課(室)名 北米才一課 起案 昭和47年3月1日 起案者 電話番号 田 2498	
期限 条約局長 条約課長	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて 外務大臣発	
電報在	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて	
件名	沖繩返還協定が米の対米支払		
	(限定配布)		
	1日在京米大使館ダイク財務官		
	より大蔵省前田審議官に対し、米側は返		
	還協定が米にいう3億5千万ドルの費財		
	支払いはニューヨークの FEDERAL RESERVE		

漢

写 済

2
THE TREASURER OF THE UNITED STATES 名
儀口座之し左の旨通報趣し左。由考
迄。
(3)

GB-3

外務省

(部の内 号) 注 意

政事外外職信

務務 典房
次次
臣官官審審長長
備備人電厚計

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 15553 主 管
 72年3月27日19時10分 米 国 発 着
 72年3月28日09時24分 本 省 米 局長
 外務大臣殿 牛場 [大使] 臨時代理大使 総領事 代理

(部内連絡)

極秘 大至急

27日ヨシノ局長よりオオカワラ公使への電話連絡に関し

1. 本件に関し国務省に連絡しおきたるとはヨシノ局長よりムラタに対しとりあえずの検討の結果なりとわて
 2. 客年5月28日及び6月9日の会談は夫々機微な内容を含みおりその内容がもれたことは遺憾である。なお請求権のみならず余の諸点についての電報の内容ももれたか否か承知したい。(2) 国務省としては本件につきプレス等より照会を受けた場合にはどう定も否定もしないとの立場をとることは困難である。少くとも請求権は320百万ドルによつてカバーされるものであること及び(更に質問を受けた場合)特にイマーマタされた金額は少ないがカバーされるべき請求権の額は4百万ドルを超えることはないと考えらる旨は答えざるを得ないというのとあらずの感觸である。(3) しかし幸いにして今までのところ(27日午後4時現在)プレスから何らの質問も受けていないので

書文会営給

調査員領移長

参企析調

参領旅査移

ア 参地中東

長 北東西

米 参北北保

中 参一二

欧 参西東洋

長 西東

近ア長

参書近ア

長 次総経国資

参資統国

参政技一理

長 参協協規

参協協規

長 参政経科

参政経科

長 軍社専

参道内外

文 参一二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

本27日よるにも在京大使館と電話連絡をとり対外説明振りその他今後の対策を打合せたいの諸点を連絡越した
 2. 上記(2)の説明振りは客年貴信米北/第1723号により御連絡を受けた米側の答弁要領とくい違つているのでわが方よりこの点を指摘するとともに至急在京大使館と打合せありたくそれまたは上記(2)のラインの説明をも差しひかえるようにと要望しておいたこととあらず
 (丁)

(写手交済 28/3 10:25)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密番号(機密) 略 平 総第 ~~226-65~~ 号

無 期 限 第 号 47.3.28 12.58

大至急・至急・普通・LTP 発電係 *J.M.*

大臣 1940 (21) 事務 参事官 *北米才一課* 主管局部課(室)名 *ア州力局長*

政務次官 *北米才一課* 参事官 *北米才一課* 起発 昭和 *47* 年 *3* 月 *28* 日

事務次官 *北米才一課* 参事官 *北米才一課* 起発者 電話番号 *126-2464*

外務審議官 *北米才一課* 参事官 *北米才一課*

外務審議官 *北米才一課* 参事官 *北米才一課*

官房長 *北米才一課* 参事官 *北米才一課*

協賛先 官房総務参事官 条約局長 条約課長

官房書記

在 *米牛場* 大使 臨時代理大使 *あて 福田 大臣 発*

電 報 在 大使 臨時代理大使 *あて*

総領事 代理

件名 *(部内<系>結)*

27日貴電部内連絡に因り、

28日午前ア州力局長よりスチレン公使に

好し旨致電(2)のj5400石心と報

文を以てはたいと9真に711111絶対は日外

1存じ総領事各申入外たと23日同公使に

25

在り承り、本國政府に至急取次ぐ各送
心也。

ついで、貴使より末側に対し、前記ア州
力局長の申入外と同様の申入外を行す、
確認ありたく、結果回復ありたい。

(右如く訂正をいふ)

(3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)	
機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 略 平 第 746 号 総第 0328 202- 号 昭和 47. 3. 28 22. 29 分発 大至急 普通 LTF 発電係 P4
大臣 2740 事務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課 主管局部課(室)名 起案 昭和47年3月28日 起案者 電話番号 2465
協議先 2:→ 2/29 茶約局長 茶約課長	臨時代理大使 大臣 発 あて 2733
在米 総領事 代理 大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて	件名 復元補償費の問題(米側対応合不) 往電米北1カ745号81電

写
済

(一) 対米支払の総額は、資産の移転、労務費及び核抜き返還等を考慮して三億二千万ドルということ、米側と実質的合意をみていた。

(二) 他方、わが方は米側に対し、第四条三項の復元補償洩れの支払を強く要求したが、米側は議会に対する予算要求が困難なことを理由に、これに強く難色を示した。

(三) よつて、わが方は、前記(一)のごとく三億二千万ドルもの支払を行なうのであるから、請求権の支払を行ないえないとは納得し難いことを力説し、米側の譲歩を求めたところ、米側は、それでは、三億二千万ドルを二分し、米国の請求権支払のため四百万ドル程度米側に支払うことを協定上明記してほしいこと

を要求したので、わが方は、米側が支払うべき金をわが方が肩代わりした形となるのみならず、そもそも三億二千万ドルは、そのように分割しうる性質のものではないとしてこれを拒否した。

四 その後交渉の最終段階で、米側は、信託基金設定のため、わが方がこれを了解しているとの趣旨の書簡の発出を要請越し、かかる案が考慮された時期もあつたが、結局なんら書簡の発出が行なわれることなく交渉の妥結をみた。

(3)

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 (暗) 略 平	総第 0328 200 号
電信照会 極秘	第 号	昭和 年 月 日 時 分 秒 47.3.28 22.23
	大至急 至急 普通 LTF	発電係 千

大臣 仰 知 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課	主管局部線 (室) 名 米局長 起案 昭和 47 年 3 月 28 日 起案者 電話番号 110117 2415
---	------------------------------	--

協賛先
R 条約局長
R 条約課長

在 米 臨時代理大使
あて 外務大臣 発
総領事 代理

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 (部内連絡)

28057 往電米局長部内連絡(1-1)シ、
1. 28057 英地発共同電は 国務省の
当時経官の沖電軍用地復元補償費
の支取問題(1-1)シ、右補償費用約 400 万
円(本例)支払
ハルハ、協定が済んだ意 2 千万円の中

(※印欄内は電信照会)

(昭和四二七一改正)

GB-1

当該合符の217との趣旨の説明を
 行つた旨 報した213、この説明¹⁷
 往電米北1745号のわが方説明ぶり
 と父のし軌を-1に07、27、27のわが方国内
 1-2112、日本側17米側10576500
 金を肩代りして1100并、無用之疑惑を
 生ぜしめた結果と成つて0-危惧した
 次が274了。
 2. 7112日、米側に7722層頭往電の申入れ
 を57751に7722、上記1.の^{わが方}書^を
 照らして説明の上、本571-7722米側¹⁻²¹¹²
 説明を57751に57217、日本側576金
 子572776611中1-10 復元補償費
 400万ドルの合符2117、^{説明解除}
 15是非を差し控25407110 15<^{説明50}
 1:7722

申し入れた2751711。
 (1)

極秘

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 15831 主管
72年3月28日20時30分 米 国 発着 米局長
72年3月29日11時01分 本 省 着 米局長

外務大臣殿 午場 大使 臨時代理大使 総領事 代理
|(部内連絡)|

極秘 至急 (ゆう先処理) |

28日付貴電米局長部内連絡に関し
1. 28日ムラタをしてエリクソン及びシンに対し冒頭貴電及び貴電米北/第745号、第746号の趣旨を連絡せしめたところ、エリクソンより400万ドルのぬんについでは一切言及しないこととする旨述べた。(下記2.以外にその後プレスへの質問はない由) |

2. 28日の共同電について調査したところによれば、28日ゆう刻共同タカハシ記者はエリクソン及びマケルロイ(貴電の「国務省の当時の係官」とはマケルロイを指すものと思われる)に対し電話により本件補償費につき質問した趣であるが、エリクソンもマケルロイも400万ドルが320万ドルに含まれているとは述べておらず、400万の額はタカハシ記者側よりメンションされ米側両人ともこれをどう定むも否定もしなかつた趣。 |

|(丁)|

外務省

秘
無期限

官房書記官
条約課長
法規課長
参事官(北米中)
北米一課長

沖繩返還協定第4条3項に基く復元補償問題

昭和50. 12. 28

丁14の局収者生一課

1. 在京米大使館から二十一年書記官は、9月4日当課に
来館し、~~本件復元補償請求の締切期限設定~~
(明年1月1日)に付、当方の考えを照会されしこと(記1) |

同22日、本件701年に対する説明より、同28日、当
方の検討を依頼されしこと(記2) |

(1) 請求提出の締切期限設定 |

(1) 沖繩返還協定第4条3項に基き、現在在米米
国政府(窓口は在沖米陸軍工兵隊不部署部)に
対し提起した請求は、約11,000件の上から、
393,671件の請求は認められ2.0 (approved) |

(但し、393,671件の請求は是取人の確立年を以て)

難問問題が残ったこと) 認事請求の
 総補償額について承知しているが、400万に
 は大抵は下回り、多分3分の1以下で済む
 と見られる。認事請求の受益人も確定し
 ているから2年内に支給の可否が可能
 性がある(但し、具体的には何時に支給する
 かは承知していない)。

(四) 本國政府は、本件復元補償請求の処理について
 1972年8月28日付の国保省の書簡に送付された
 国保地方の国保課に説明を行った。当時
 工兵隊から出た現在の請求に対する調査の
 国保省の通報していること、以上のような請求が
 提起された可能性は小さいと見られる。
 1972年12月以降、請求の提起はなされて
 いない。

(一) 伊予、工兵隊不測死部、維持管理費の年約
 50万に上り、本國政府としては出来れば3件に
 しては内閣に申し立てられている。
 (二) 2月2日、同年1月1日付で、本件復元補償請
 求提起の締切期限として、本國政府の思
 如何。
 (三) 70年等に対する説明は、
 神池の70年及び一新住民の国保、本件復元補償
 の総額及び本國政府の何らかの合意があること
 に関する説明は、^{情理} 本件復元補償支給に際しては、
 70年等に対する説明は、^{情理} 本國政府の
 旨を旨として、予め日本側の合意を以て
 如何。然るに場合、本側としては「日本側の特
 定の合意はない。秘密文書に7月2日日本政府の

4

題上取次で日本政府に照会した旨、と云うこと
 について、如何。
 2. 上記1.(1)の内、第1号、防衛施設庁(施設課長
 課 河野課長補佐)及び沖繩県庁(渉外部基地渉外課神
 山課長)に照会したところ、当初は、両府県は4条3項関係
 の事案は合意請求をしないとして、前記の如く、明年1月
 1日迄の請求提起を締切の案文を前回答状に
 した。よって、所謂4条1項が及ぶ事案(現在あり)
 4条1項事案については請求を一切しない。防衛施設庁の調査の
 対象としていない。調査の結果4条3項事案(前記の事案)
 及び4条2項が及ぶ事案(現在あり)4条2項事案については
 請求を一切しない。土地損害賠償審査委員会に2審理
 中(前記の事案)の事案(前記の事案)の事案(前記の事案)
 中(前記の事案)の事案(前記の事案)の事案(前記の事案)
 存在の可能性あり(実際は、前者は教件あり(防衛
 施設庁)にあり、後者はなし(沖繩県庁)とあり、)

5

場内、5月2日、水戸靖機団の調査、裁決の結果、改訂
 4条3項事案として、本側は請求を提起しないことと
 して、他府県は、請求提出の締切り、不都合あり
 鎖後も(前記の事案)の事案(前記の事案)の事案(前記の事案)
 残りあり(前記の事案)の事案(前記の事案)の事案(前記の事案)
 切、不都合あり(前記の事案)の事案(前記の事案)の事案(前記の事案)
 あり(別紙参照)
 3. 上記に鑑み、右案本便解に対しては、次の通り回答
 することとした。
 (1) 請求提出の締切期限設定
 (1) 今後完全新理の4条3項事案請求を提起しない
 可能性は、なしと考へられた。現在防衛施設庁、土地
 損害賠償審査委員会等に2審理中の事案の中に
 4条3項事案の合意をしないこと、今後明らかになり
 可能性は排除し得る。

不動産部の内閣との関連（同部による）

(12) 不動産部用鎖付封筒 4条3項第1項の請求
 受理は、
 請求書の提出が締切の日を差支えないが、締切後は
 (9.10.1 日本及び米国政府機関との) 4条3項第1項の
 取扱いに準じた取扱いを要する。この請求書は、
 迅速かつ適切に処理 (請求受理、調査、補償等) が得られ
 べきこと、米国に於て後任機関の指定が柔軟に行われ
 べきこと等に基づき希望する。この旨を、
 (13) 締切に際しては、事務上の都合の余裕を以て、
 沖縄県、市町村、南保団等に対し、締切期限後まで
 手交書等を通帳等と同知徴指し以上の取扱い措
 置がとれること等を要し希望する。 (局長 〇〇〇)

~~取扱いに準じた取扱いを要する。この旨を、~~
~~この旨を、~~ 1944年4月1日迄の締切期日とする
 こととする。

(14) 不動産部用鎖付封筒、米国に於て関係資料を

7

(15) 不動産部による調査の結果 被害を以て判定した
 手続については、地主側より調査の要求を一投起すこと可
 能性があること、現時点での判定に付するべき事件
 については、被害者より早く関係地主に通知可能な
 手段を講ずる。

(16) 不動産部用鎖付封筒、米国に於て関係資料を

秘
無期限
部内
号

8

REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS

All correspondence between Departments of State and Treasury relating to establishment of trust fund are classified "Confidential".

Treasury publishes annually a document entitled "Combined Statement of receipts, expenses and balances of USG". This document is sent to Congress every January 1. In the section of this document entitled "Receipts", there has been, since 1972, under the heading "Receipts by Source Categories", an account entitled "War Reparations Under Military Occupation--Recoveries of Government Operations in Occupied Areas, Japan". This account for FY-72 shows \$100 million; for FY-73, \$51 million; for FY-74 \$55 million, for FY-75, \$55 million. FY-76 statement will no doubt also show \$55 million in this account. In addition, in FY-73, the year in which this account listed \$51 million received, another section of the combined statement entitled "Deposit Funds", has a listing under the State Department entitled "Indemnification Funds, Foreign Governments", with an account number and an entry of \$4 million dollars.

It is theoretically possible that someone interested in researching the matter of the source of the ex gratia payments, who had familiarity with the structure of the \$320 million payments under the reversion agreement, might learn of the above combined statements and might draw from them the conclusion that the \$4 million for the State Department Trust Fund in fact came out of the Japanese Government's payments under the reversion agreement. However, this would require a good deal of sophistication and familiarity with Treasury publications and it seems unlikely to occur at this point. We would emphasize that these statements have been publicly available since 1972.

51.8 在東京大川

上記後任機向等は保管世に、日本政府は参照すべきに
 53万精量にせよと在命す
 (A) 不動産部内閣後、土地損害賠償審査委員会が
 審理・裁決の中心に在りしに、同委員会
 係争第9 円簿に処理に關係するもの柔軟的
 措置に在りしに、必要と在りし。
 (2) 70年等に対する説明
 説明に在りしに、日本側は予め折合に在りしに、
 (4) 70年等、是等の案文等、70年等今後検討に
 在りしに、
 「新案文案文に在りしに、日本政府の問題
 20年等の表現は、
 1970年等の結果の説明に在りしに、必要と在りし。

文部大臣
参事官
条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

首席事務官

①(2) (8/16)

沖縄返還協定4条3項の支払
いに関するプレス等に対する答ふり

高橋外務省
5. 8. 5
来 11

1. 今般在京米大より、沖縄返還協定
4条3項の支払いか開始されてい
ることは、プレス等外部に
対する答ふりとして御紙を
手交し、貴省の意見
を求めました。

2. ついては、16/1に24/2は、
その答ふり
答へに差支ない旨、AM 16/2に24/2
は The only funds transferred 以下
を削除して答ふることとされた旨を
回答することとした。

GA-6

2-1-1 8/18 土 郵

1228 外務省

別紙

秘
無期限

Response to Query only:

- 16/1 Q: Why are payments so low? (注)
- A: Ex Gratia Contributions by the USG were made as agreed under the terms of the Okinawa Reversion Agreement Article IV, Para #3 which specifies such contributions "will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950, to the lands released prior to July 1, 1961." We have no authority to amend that formula.
- 16/2 Q: Are there any secret agreements under which the GOJ pays for these claims?
- A: Secretary of State Rogers stated in testimony before the US Senate that there are no secret agreements. The funds to pay these claims are coming from the U.S. Treasury as part of our obligation under Article IV. <The only funds transferred under the Reversion Agreement are stipulated in Article VII. As you know, the GOJ has agreed under that article to pay \$320 million to cover the transfer of civil assets and reversion related costs.>

(注) 9月7日現在 支払金額は 約36万ドル



Response to Query only:

Q: Why are payments so low?

A: Ex Gratia Contributions by the USG were made as agreed under the terms of the Okinawa Reversion Agreement Article IV, Para #3 which specifies such contributions "will be made in an equitable manner in relation to the payments made under High Commissioner Ordinance Number 60 of 1967 to claims for damages done prior to July 1, 1950, to the lands released prior to July 1, 1961." We have no authority to amend that formula.

Q: Are there any secret agreements under which the GOJ pays for these claims?

A: Secretary of State Rogers stated in testimony before the US Senate that there are no secret agreements. The funds to pay these claims are coming from the U.S. Treasury as part of our obligation under Article IV. The only funds transferred under the Reversion Agreement are stipulated in Article VII. As you know, the GOJ has agreed under that article to pay \$320 million to cover the transfer of civil assets and reversion related costs.

OSAKA
SAPP
D.O.

29

SUBJECT: OKINAWA REVERSION: EX GRATIA CLAIMS

REF: 77 NAHA 217 AND PREVIOUS

秘
無期限

1. DEPARTMENT WOULD LIKE TO INITIATE ACTION TO TRANSFER QUIETLY REMAINDER OF \$4 MILLION ARTICLE IV EX GRATIA CLAIMS FUND TO TREASURY'S MISCELLANEOUS RECEIPTS ACCOUNT (NO. 3799) THUS CLOSING BOOKS ON THIS ISSUE. PRIOR TO DOING SO, WE NEED SOME INFORMATION AND ASSISTANCE FROM ACTION ADDRESSEES

7/11
1978.4.20
北米第一課

2. FOR TOKYO: AS FAR AS DEPARTMENT CAN DETERMINE, UNUTILIZED PORTION OF \$4 MILLION (WHICH AMOUNTS TO ABOUT \$2.54 MILLION) SHOULD REVERT TO USG UPON PAYMENT OF ALL OUTSTANDING EX GRATIA CLAIMS. IF EMBASSY SEES NO PROBLEMS IN DOING SO, WOULD APPRECIATE YOUR BRIEFING APPROPRIATE MOFA PERSONNEL ON OUR INTENTION AND ENSURING THAT GOJ HAS NO OBJECTIONS TO CLOSING THIS MATTER.

3. FOR TOKYO AND NAHA: CAN YOU CONFIRM THAT ALL PRE-1950 CLAIMS ARE NOW SETTLED? (THIS IS SO, ACCORDING TO DEPARTMENT'S RECORDS). WAS CUTOFF DATE ESTABLISHED FOR FILING OF PRE-1950 CLAIMS? IF SO, WHEN AND WHAT WAS DATE? WAS EXISTENCE OF CUTOFF DATE SUFFICIENTLY PUBLICIZED IN OKINAWA AND MAIN ISLANDS?

4. FOR TOKYO AND NAHA: IS USG STILL USING ANY LAND ON WHICH POSSIBLE PRE-1950 CLAIMS MAY BE MADE? CAN ANY CLAIMS BE MADE AT THIS DATE? IF SO, WOULD GOJ DEEM IT ADVISABLE FOR USG TO MAKE PROVISIONS TO DEAL WITH POSSIBLE FUTURE CLAIMS ARISING FROM THIS SITUATION? CHRISTOPHER

BT
#6568

NNNN

reasonable 力 4/17/78
7/11/78
OKINAWA REVERSION CLAIMS

7/11/78
北米第一課

秘
大臣官房総務課

報告・供覧

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管	アメリカ局長 参 事 北米才一課長 首席事務官	保 存 期 間
			1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
			起案 昭和58年7月2日
			完結 昭和 年 月 日 起案者 電話番号
回覧先	系外局 総務班		小夜 2666
法規課長	<p>条規コメント</p> <p>1. 本件請求処理の基本的尺度として本土並みという概念を援用するのであるが、昭和20年12月31日以前の土地使用料については、和ラニ一委員会の決定は一応別として、本土と同様に負担してよいのではなか。</p> <p>2. 米側請求処理機関により却下された請求の処理とVFW事案との関係はどうかの点。</p>		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。			
件 名	沖靄の請求権に関する国内措置 (ナ8回幹事会)		
(別紙の要点等)	<p>1. 各請求項目別の処理方針の検討(水利、近傍財産(講和後物)、土地復元、地上物件管理費(講和後物)、土地使用料(昭22年以降分)、米軍賠償委却下事案、米国土地委却下事案は措置し、講和後近傍財産、境界設定講和後の管理費、昭22年以前の土地使用料、石田</p>		
GA-7 (昭和54.4.1)	外務省 豊太郎事案等は措置しない。	回覧番号	2678
2. 全体の処理方針が了承			

△ 次の通り了承された。△

1. 補償請求項目別処理方針
(1) 水利(別添「処理方針別添資料」P22)
請求事案のうち、被害事実について立証があり、かつ米軍等による取捨置の事実が確認されなかったものに対して特別支金と交付する。
(2) 近傍財産(同P25)
(イ) 講和前の被害については、本土において措置されておらず、要請には応じない。
(ロ) 講和後の被害については、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による取捨置の事実が確認されなかったものに対して特別支金を交付する。
(イ) 但し、他の項目と異なり、内容が複数様であり、調査には時間がかかり見直しあり、当面は保留する。
(3) 土地復元 [redacted] (同P.32)

GA-6

外務省

請求のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍事による既措置の事実が確認されないものに対し特別支出金を交付する。

○ (4) 地上物件(同P.35)
請求のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍事による既措置の事実が確認されないものに対して特別支出金を交付する。

✓ (5) 境界設定(同P.38)
本件要請には応じないとする。
(理由: 土地調査位置境界明確化
図は
調査等により、莫大の公費をもって境界設定を行っている。本邦国は土

地復元項目に含めて措置している可
能性もある。)

(6) 管理費
✓ (1) 講和条に通達された土地に係る専
⁽²⁾
請には、本土でも措置していただく
ようにしてやる。

○ (2) 講和後に返還された土地に係る
要請については、特別支出金を
交付する。

(7) 土地使用料(同P.44)
✓ (3) 昭和21年12月31日以前の土地使
用料については、いわゆる「キヤウエイ
委」を考慮しながら正式決定されて
いるので、応じないとする。

9. (12) 昭和22年1月1日以降の場合については、接収事実の立証があり、かつ、米軍事による既措置の事実が確認されたものに對して特別支給金を交付する。

(8) 米軍賠償要却下等事案(同P.46)

(1) 人身傷害事案については別途検討する。

(2) 財産被害事案については地上物件補償請求に準じて処理するに可なりと検討する。

(9) 米軍土地要却下等事案(同P.46)

土地復元補償請求又は近傍財産補償請求に含めて処理する。

(10) その他事案(同P.47)

✓ (1) 石田豊太郎事案

証拠不十分であり、請求のいくとも大部分は商行等の結果である。

(2) 岩田君

2. 全体的処理方針

別途「処理方針」(事案)が大筋了承された。

3. 「処理方針」案の取扱

(1) 処理方針案は、要請側との折衝に当たる原則的な方向を示すものとし、幹事会の一応の了解を得たものであり、引き続き「案」として扱われることあり、外部には出さず。

6

(2) 東部の方針がどの程度固まった段階で、処理方針案について連絡

会議に送る。

(3) 沖縄県側との折衝は沖縄県

発庁が窓口となり、防衛施設庁等の協力を得て行う。

4. 沖縄県補償獲得推進協議会は7月10日に総会を開く予定としており、

7月15日代表が上京する見込みである。沖縄県発庁のほか、施設庁と外務省との折衝も必要である。この

際、必要に応じて「連絡協議会」の

処理方針とついでに段階があり、内容について最終的な議論はまだ出ている

7

い。このうちが適当と思いが、方針内
が本決りとなった段階で打合せ

をするようにする。

別添資料

目 次	
別添1	対米請求権放棄に係る法律上の見解 ----- 1
別添2	沖縄復帰対策要綱等 ----- 3
別添3	各項目ごとの処理方針案 ----- 4
1.	残地 ----- 4
2.	商作 ----- 7
3.	水利 ----- 22
4.	近傍財産 ----- 24
5.	入会 ----- 27
6.	土地復元 ----- 32
7.	地上物件 ----- 34
8.	境界設定費 ----- 38
9.	管理費 ----- 41
10.	土地使用料 ----- 44
11.	賠償金 ----- 46
12.	土地金 ----- 46
13.	その他事案 ----- 47
14.	人身被害 ----- 47
別添4	項目別の過去の補償等状況 ----- 56
参考表	
表1	項目別、件数、金額 ----- 57
表2	市町村別、件数、金額 ----- 58
表3	市町村別、項目別、件数 ----- 59

別添1

対米請求権放棄にかかる法律上の見解

1. 講和前の事由にかかる対米請求権は、沖縄に関して
も本土の場合と同様、平和条約第19条a項により放棄
され、講和後のそれは、返還協定第4条1項により放
棄されている。
2. 平和条約第19条a項及び返還協定第4条1項
により放棄したのは、日本国の外交保護権であり、日本
政府が、沖縄住民に代わってその住民自身の請求
権を放棄したのではない。
3. 外交保護権の放棄は、国際的にも、国内的にも、
合法的な行為である。
4. 外交保護権の放棄は、直ちに政府に補償義務を発生
させるものではない。
5. 請求権放棄の問題を離れて、日本国憲法の規定に
基づく日本政府の補償責任を考えた場合、日本政府が
補償責任を負うには、日本政府の行為によって沖縄県
住民の私権が侵害された事実がなければならぬ。

しかし、日本政府は終戦以来復帰まで沖縄において
いかなる施政上の権限も責任も認められていなかったの
で、故に、日本政府は法律上、本土において負担したよう
な補償責任を負わない。

別添2

○琉球諸島及び大東諸島に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定

(協定番号は「ヤル」)

昭和四十七年五月十五日 効力発生

第四條

1. 日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現住者に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。

2. もつとも、1.の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従い、この協定の効力発生の日以後のような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を有した職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。

3. アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島の土地であつて合衆国の管轄による領土中千九百五十七年七月一日前に租借を受けた、かつ千九百六十六年六月三十日以前この協定の効力発生の日前にその使用を解除されたもの所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自給的支払をなす。この支払は、千九百六十六年七月一日前に使用を解除された土地に對する租借千九百五十七年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の協定事務官令第六十号に基づいて行なつた支払に比し均等を失しないようにならる。

4. 日本国は、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は當時の法令によつて許可されたすべての行為又は不作の効力を承認し、合衆国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの行為又は不作から生ずる民事又は刑事の責任に關し、いかなる行動もとなないものとする。

○合意された議事録

（協定番号は「ヤル」）

第四條に關し

1. アメリカ合衆国政府が同条2の規定に従つて取り扱いかつ解決する日本国民（琉球諸島及び大東諸島の市町村を含む）の請求権には、次のものを含む。
 - (a) 土地に對する租借に係る請求権及び租用立書等に係る請求権、その解決方法が貸借権の取得に關する高等弁務官令第二十号に定められているもの
 - (b) 高等弁務官令第十九号によつて設置された琉球列島米國土地發賣所の管轄に属する請求権
 - (c) 外國人の請求に關するアメリカ合衆国の法律によつて解決を要することができ得る請求権
 - (d) 労働賃金の補償に關するアメリカ合衆国の法律又は労働者異動補償に關する高等弁務官令第四十二号によつて保護されるアメリカ合衆国政府又はその機關の採用者の請求権
 - (e) 租界その他の利益に係るアメリカ合衆国政府又はその機關の採用者の請求権
 - (f) その他の請求権
2. 同条2の規定に基づいて定められる手続には、同条3の規定に従つて行なう自給的支払のための適當な措置及びアメリカ合衆国政府又はその機關が日本国民（琉球諸島及び大東諸島の市町村を含む）に對して負つている債務で協定の効力発生の日に償還されていないもの支払を完了するための措置を含む。
3. アメリカ合衆国政府は、日本国政府と協議して、2.の手続を周知せよ及びこれが容易に利用されるようにするため必要な措置をとる。

○沖縄復帰対策要綱(第三次分)

(昭和四十七年五月三)

- ハ その他
1. 請求権に關する処理
 - ・返還協定に基づき米國政府が処理すべきこととなるもの以外
 - のいわゆる前前人身分請求権に係る請求等については、
 - 実情を踏まへるうえ、國において適切な措置を講ずるものとする。

別添3 各項目ごとの処理方針案

(54.6.18)

1. 残地補償請求に対する処理方針 (案)

処理方針

本件要請には応じないとする。

理由

図面上の残地という概念は成立しない。

すなわち、残地補償が成立するためには、一筆地の一部の土地が接收され、一部の土地が残存したという事実だけでなく、これ

に加えて、当該接收等の結果として、当該残存した一部の土地の利用価値が従来よりも減少した事実が存在しなければなら

ない。ところが、請求はいずれもいわゆる小字マップによる図面上の請求であるため、被害土地と現地に即して特定できず、そ

の利用価値の減少を説明できない。

説明

1. 基地、軍道等に接收された土地の残地が、面積過少、奥行短小、不整形等の制限を受け、利用価値が減少したとして補償を要求し

ているのである。

請求は、27市町村から2,339件提出され、請求金額は

1,366,943,703円である。(1件当り約59万円)

2. 米国は支払っていない。(高等弁務官布令第60号では残地補償請求に対し支払がなされている(宜野湾市及び竹富町の各1件)が

これは土地復元に組み替えての支払である。)

なお、この項目の要請は、上記1件を除いて、復帰前米国に対し

して提起されているもののみならず、復帰当時の琉球政府の報告でも調査中とされているものである。

3. 本土においては、講和前は袋地を生じた場合等には通路の移転費を補償するものとされており、講和後は残存財産の価値減少額（使用に伴う場合は借料相当額）を補償するものとされている。

○ 接收財産処理要領（昭和26年10月25日特管発ア406号）
オ11条
「接收により通常生ずべき損失の補償は、その接收におき生じた損失のうち、その場合の所有の損害を除き、その接收のため一般に生ずるものと認めらるる次の各号とす。

3. 土地接收により袋地の通行不能となった場合には袋地を生じた場合等は当該通路の移転費を補償する。」

○ 駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱（昭和27年7月4日閣議了解）
オ14条
「同一の土地または建物所有者に属する一団の土地の一部または建物の一部の使用等となす場合に残存財産の価額または利用価値を減したときは、その減少額を損失補償額とする。」

4. 防衛施設等の調査によれば、請求はいわゆる小字マップで行われており、請求者は現地において被害事実の立証ができない。

請求の79パーセントが道路（国道が1パーセント、市町村道が9パーセント）に係るもの、14パーセントが提供施設に係るもの、7パーセントが沖縄電力の施設等に係るものである（件数による割合）。これらのすべてが

復帰後においても残地として扱われていない。
なお、請求事業のうち地籍未確定地は面積で77パーセントである。

5. 残地に係る請求が土地の現状に即して提出された場合は、当該残地発生の原因とされる施設の復帰後の管理者が当該施設にかかる残地はどのような現状に則してその取扱を決定することとする。

14.4.23

2. 商作補償請求に対する処理方針(案)

処理方針

本件要請は応じないこととする。

理由

米国占領期間中の沖縄における農地使用料は、農業所得補償方式により支払われていたため、商作補償の対象とならない。

説明

1. 本件要請は、米軍により農地を接収されたものの商農と余儀なくされ、これに対し、土地使用料の支払に加えて、商作補償として、

土地使用料の一定年数分(農業所得依存度に応じて、1.5年分ないし5年分)の支払を要求しているものである。

請求は、23市町村から17,251件提出され、請求金額は、8,045,741,357円である。(1件当り約 3.4百万円)

2. 米国は、支払っていない。沖縄側は、早くから、土地使用料の増徴と併せて、商作料(すなわち転業資金)の請求を行っていたが、これを受けて

昭和33年(1958年)に用ひた琉米合同土地問題現地折衝正式会談においては、商作料の問題に触れることなく、「軍用地問題の

全般的な問題は、住民の満足のゆく際で解決される、ということができる。(琉球政府法務局長久貝龍順氏の経過報告、軍用土地

問題の経緯 P.67)とされた。また、昭和36年(1961年)に講和前補償問題を検討した講和発効前補償請求審査委員会(いわ

ゆるキャラウェイ委員会)においては、商作補償は土地使用料に含められているとの米国側の主張に対し、沖縄側は、小作人の場合

は別である旨の及論を17回、結局は米国側提案を承諾している。

。キャラウェイ委員会談事録 1961.5.19 P.14
キング委員長「商農補償-----は除外(なければならぬ)-----」
これに対し、沖縄側は、商作補償については及論をしていない。

。同委員会談事録 1961.5.29 P.12
森江委員「農業停止-----等日本法により支払われる賠償請求を米国側が考慮することと拒否することとの間の談話では、この問題に関して云えることは我々がこの問題に同意することができない-----」

。同委員会談事録 1961.6.7 P.P. 7~9
サントス委員「-----琉球側委員の声明に基づいて同じ土地は土地料と呼ばれる項目-----合衆国の収用する土地の使用に対する補償項目-----に含められるという結論に至る。これは日本の形式上の引用の最高収入は考慮される。-----土地料と農業放棄の補償支払いは同一損害に対し合衆国に二度も支払う要求することになると思う。小作人が土地の収入に対する権利を持つ場合、この土地を支払う土地料の比率は分け前を持つと考える。-----」

久貝委員「沖縄では地主以外の者の所有する土地が、合衆国により没収された後、収入の損失、小作人側の収入源の損失となる実際の例がある。日本ではその所有する土地の接収により収入源を失う小作人に対し法律は補償を規定している。沖縄の特殊事情は、その中で農業に役立つ限られた土地の没収に似ていると考えるが、土地を失う小作人に補償を支払うべきだと思う。米国側委員の委員長が先の委員会では合衆国はこの種の特別な賠償請求を用意していないと述べていることを記憶している。琉球側委員は委員長の提案と決まらな

ら承知した。-----米側側委員がこの種の特別な請求
を考慮及び討議するつもりがなければ、このことについては、これ
以上の討議を中止するよう提案する。」

3. 本土における商作補償の基準をみると、農業所得補償方式に
よる地代を支払う場合において、商作補償を行う例はない。
すなわち、講和前は農業所得補償方式ではなく、地代家賃統制
令による地代が支払われていたため、商作料として純益の1年分以内が
支払われていたが、講和後においては、農業所得補償方式による地代
が支払われていたため、商作料は、農地を買上げた場合を除き、
支払われていないこととなっている。

。連合軍家族用住宅並に兵舎の建設用地及び建物買収、借上
等綱（昭和21年8月5日付復特発才192号）
「2. 地代家賃は地代家賃統制令に、-----準拠するもの
とする。
8. 商作料は、その田畑等より得べき純益の1年分相当額以
内とする。」

。駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱（昭和27年
7月4日閣議了解）
「37条 農地の賃借料は、次の各号により算定した額とする。
1. -----使用より農業経営が不能となる場合は、使用する
土地の農業経営から得られる一切の推定農業収入から
支出すべき推定農業経営費を控除した推定年間農業所
得額の80%の額。
37条 農地を買収する場合は、前条による買収価額に
商作料を加算する。-----」

4. 沖縄における農地使用料は、別添「沖縄において米側が支払
った土地の使用料（農地）の性格について」で述べるように、講和前

の期間に対する追加支払を含めて、農業所得補償方式によって
支払われている。したがって、商作補償自体が存在しないため復帰
前の沖縄においては米側、本土の基準にのっとって商作補償の概
念は成立しない。

5. 終戦後、昭和21年12月31日までの間、沖縄においては土地使用料は
全く支払われていない。これは、いわゆるキャラウェイ委員会における合
意の結果である。支払わなかった理由は、同委員会の同意事
項によれば、「農作物の生産がなからなかった」とされている。
したがって、この期間については、同様の理由により、「商作」という概念も
成立し得ない。

。キャラウェイ委員会報告（1962年3月21日）
6. 同意事項
「d. 米合衆国が1946年12月31日以前に使用した土地に対しては、
使用料を考慮しない。これは当時戦争による疎開された
住民が自分の土地に戻っており、この期間は終戦の整理
の期間であり、かつ、農作物の生産がなからなかったため、農地
の使用料のすべての算定基準は作物の生産高による。」

6. 最後に、小作人の問題がある。沖縄においては農地の「賃借関係
は貸主の事情の変化によっていつでも変更し得る不安定なもの」
（沖縄における軍用地問題（琉球政府）1955年 P.30）であり、また、「所有
権の主張としての耕作権を主張し、かつ、沖縄農家の耕作権の弱さと
非自立化」（沖縄の農業・土地問題（財）農政調査委員会 P.85）という小
作の実態そのものがこの問題は別にしても、農地使用料が農業
所得補償方式で支払われている以上、支払われた使用料とどう
取扱うかは、土地所有者と小作人の間の問題である。この点

関係して、沖縄製糖(株)が、その小作人から受取地代の配分を
 要求されて、琉球政府法務局長他のあつせんにより、昭和25年7月6日、
 小作人代表に対し、援助金1万ドルを給付し、円満に解決したことが
 特記される。

別添
 沖縄において米軍が支払った土地使用料(農地)
 の性格について

1. 米軍占領下の沖縄においては、米軍に接收された土地の使用
 料は、当初は、全く支払われなかった。

講和後になって始めて、昭和25年7月1日以降の分について、
 布令105号 布告26号等により、土地使用料の支払がなされた。

この間の農地使用料の算定方式は、当初「地価×0.06」であり、
 地主はこの方式による支払額に不満の意を表明し、ほとんどの者が
 米軍土地収用委員会に訴願した。また、地主は、これと併行して、
 米軍政府に対しても大巾な増額による適正な使用料の支払を
 要請した。

これらの要請を通じて、沖縄の農地地主は、農業所得補償方式
 (昭和27年制定の「駐留軍用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱」に
 よる方式。以下、この要綱では農業所得の80パーセントとしているの
 に対し、地主の要請は100パーセントとしている。)による地代の支払を一
 貫して要求していた。

このことは、次の記述によって裏付けられる。

○ 沖縄における軍用地問題 1955 (琉球政府) P.74
 「農地が軍によって使用されることにより所有者が失うのは、その
 農地がもたらすべき農業所得であって、その農地の単なる賦
 的価値ではない。よって、農地に対し補償すべきものは、失
 ったこの農業所得(含自家労務費)であり、小作料や
 経営上の地代であってはならない。」

。軍用地問題に関する要望決議 (1955.5.20 琉球政府立法院)

「(3) 評価の方法

A. 農地は、琉球においては、農民にとって唯一の職場であり、所得の源泉並びに民族生活を恒久的に保障するものである。しかも、新たに農地を取得することは不可能である。また、農業に代わらば恒久的な安定した職業に就く機会が極めて乏しい。従って、農地を単に使用される土地より所有者が失うのはその農地がもたらすべき農業所得である。それ故に、使用料として補償すべきものは失ったところの農業所得であり、単なる小作料や地代ではない。」

。米国防下院軍事委員会特別分科委員会報告 (いわゆるプライス報告) 1955年11月

(軍用地問題の経緯 (琉球政府情報課) P.11, P.13より)

「沖縄人は米国の土地を必要とする限り、現在の土地評価の約7倍のぼる賃借料の毎年払いの継続を提案している。彼等の要求は沖縄人が賃借料として、家族の労働に対し、何らの控除額も含まないで、土地が生産する生産評価の100パーセントを獲得すべきであるとの理論に基づいている。更にまた、沖縄人は、生活損失の補償として、移動した地主全部に対し、同賃借料の50年分同等額の一括払いを要求している。」

「簡単に言えば、沖縄の計画は、沖縄の地主が実際にその土地を耕作した場合に揚げ得る収益の金額を米国が支払うことを企図するものであり、この全収益から普爾家内作業であるような労務に差引いてはいいが、差引いてよいものは、種子やその他を購入するための借金の償還費用となっている。この計画は、琉球政府の公の提案である。当分科委員会はこの計画を支持する沖縄の高官と住民の誠意を非難するわけはない。しかし、これを交渉の基礎と見なすからといって、このような極端な要求がなされることを理解するのは、当委員会にとって至難である。」

要するにこの要求はこういうことを意味する。すなわち、ある沖縄人が現在米国の土地を所有しているとするならば、米国防府はその沖縄人と恐らくその後継者が年中骨折して働かざるを得ない危険を冒すものと同等の方式でこれを認めてやるべきだということである。この提案は如何なる社会主義的賠償理論を以てしても当委員会の委員が了解しないものである。それは、これほど地主に精神的打撃を与え、かつ、米国防税者にとって不公平なものはない。すなわち、前に述べた通り、土地を没収された地主層が何等の労務も払わずに全土地生産量に匹敵する地代と受領するのだから地主階級をさげすむべき社会を作り出すことになる。」

。プライス勧告に対する反論 (同上書 P.25より) 1956年

「勧告は、農地の地料を算定するのに、農業の生産力に考慮を払うという点では、今までの評価の不都合に比して、沖縄の農業の実情を認識した点として感謝するところであるが、更に自家労働費を経費に算入すべきであるという点と理解し得なかつたのは残念である。勧告の主張の根拠となつてゐるのは、米国防に於ける農業についての観念である。われわれの主張してゐるのは、沖縄の農業についての観念から見て、真に適正な補償を考慮してゐるのであれば、当然沖縄の農業観念に従うべきである。すなわち、各証言で述べたとおり、米国の農業は利潤を求めた企業であるけれども、沖縄の農業は米国のとは異なり、家族全員に雇用の機会を与え、家族の生活を保証するために営まれる。故に純農業所得と算定するに当たっては、このような収入をもち出すところの自家労働費は必要経費として差引くべきものである。」

又、沖縄の住民は、以上述べたように、農業所得補償方式による地代の支払を要求して、琉米合同土地問題現地折衝正式会議

(昭和33年8月~11月、那覇。以下「琉米土地会議」という。)に臨んだ。琉米土地会議は、当分科委員会において、土地賃借料を検討し

た結果、農地の賃借料については、

反当賃借料 =

反当収量 × 副収入率 (1.056) × 利用率 (1.78) × 米価 × 収益率 (0.38)

の方法で算定するものとし、5年ごと及び当收量等の再評価を行うものと合
意した。この方式は沖縄側の要望として農業所得補償方式と
採用したものであり、その内容について沖縄側は次のとおり評価して
いる。

・軍用地問題折衝経過について(琉球政府法務局長、琉米土地会
役員分科委員長 久見良順氏の解説) 1958年12月10日(軍用
土地問題の経緯 P.58, P.67 あり)

「(四) 1956年アメリカ合衆国が再評価した軍用地の賃借料に対して
地主のほとんどが訴願しており、その訴願においては地主が適
正な賃借料として要望している額は別表オ五のとおりである。これと
これまで述べた賃借料算定方式の各要素に、38パーセントを乗じた
額を軍用地の多い市町村を例として比較すると次の表の通りであ
り、ほとんどが要望額を上回っている。

市町村名	国頭村	本部村	恩納村	美里村	コサ洋	読谷村	嘉手納村	北谷村	自野市
田の3割の 要望額	20.00	15.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	26.00	20.00
38パーセント 以上乗じた 賃借料	22.58	20.55	24.32	24.32	24.79	24.58	24.58	22.11	23.58

以上述べたように、収益率を38パーセントにすることは、農家において行われ
ている小作料納付の率ともある程度マッチしており、また、地主の要望
している賃借料の額にも達していることがわかる。これが収益率を38パー
セントにしている理由である。以上が田の賃借料算定方式である。」

「この度の現地折衝による軍用地の賃借料は、全般的に見れば十分な
適正な額に評価されているのであるが、あつた部分については若干の
不足を失うところがあるかも知れない。そのような部分については、次
の再評価の際に十分に検討されて行くものと見られる。したがって
軍用地問題の全般的な問題は、住民の満足の中程で解決
されることとすることができる。」

・軍用地賃借料単価表(沖縄市町村軍用土地委員会連合会)
のまえがき(会長 桑江朝幸) 1960年3月1日

「1953年6月土地連合会が組織され、早速軍用地料値上げ運
動が盛り上がり、布告26号による訴願権に基づいて6名の訴願代

の方法で算定するものとし、5年ごと及び当收量等の再評価を行うものと合
意した。この方式は沖縄側の要望として農業所得補償方式と
採用したものであり、その内容について沖縄側は次のとおり評価して
いる。

・軍用地問題折衝経過について(琉球政府法務局長、琉米土地会
役員分科委員長 久見良順氏の解説) 1958年12月10日(軍用
土地問題の経緯 P.58, P.67 あり)

「(四) 1956年アメリカ合衆国が再評価した軍用地の賃借料に対して
地主のほとんどが訴願しており、その訴願においては地主が適
正な賃借料として要望している額は別表オ五のとおりである。これと
これまで述べた賃借料算定方式の各要素に、38パーセントを乗じた
額を軍用地の多い市町村を例として比較すると次の表の通りであ
り、ほとんどが要望額を上回っている。

市町村名	国頭村	本部村	恩納村	美里村	コサ洋	読谷村	嘉手納村	北谷村	自野市
田の3割の 要望額	20.00	15.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	26.00	20.00
38パーセント 以上乗じた 賃借料	22.58	20.55	24.32	24.32	24.79	24.58	24.58	22.11	23.58

以上述べたように、収益率を38パーセントにすることは、農家において行われ
ている小作料納付の率ともある程度マッチしており、また、地主の要望
している賃借料の額にも達していることがわかる。これが収益率を38パー
セントにしている理由である。以上が田の賃借料算定方式である。」

「この度の現地折衝による軍用地の賃借料は、全般的に見れば十分な
適正な額に評価されているのであるが、あつた部分については若干の
不足を失うところがあるかも知れない。そのような部分については、次
の再評価の際に十分に検討されて行くものと見られる。したがって
軍用地問題の全般的な問題は、住民の満足の中程で解決
されることとすることができる。」

・軍用地賃借料単価表(沖縄市町村軍用土地委員会連合会)
のまえがき(会長 桑江朝幸) 1960年3月1日

「1953年6月土地連合会が組織され、早速軍用地料値上げ運
動が盛り上がり、布告26号による訴願権に基づいて6名の訴願代

理人と決定し、裁判に準ずる土地収用委員会に裁判を執行、
 現地検証、坪刈調査、証人喚問、証拠書類の提出等2年30月
 の長き争闘の結果、2.66倍に値上げすることができた。
 値上げ直後、又々一括払いの問題が出て、その阻止運動を全島
 島ぐるみ斗争で盛り上げ、日本政府、国会、国民を動かしてわれ
 われの斗争を支援、あらゆる妨害を排除して争闘に成功、
 地料額を年間600万ドル以上(従来の2.1倍)にまで引き上げた
 ことができた。争闘での土地から得られる推定収入と引き換えに争
 闘を来たす。

また、この算定方法について、沖縄における講和前後の折衝に当り、
 リバモンディンガー弁護士は、その講和前後の補償に関する米国防務省への請
 願書の中で次のとおり述べている。

○ 対日平和条約発効前の沖縄における米軍土地使用等の損失補償
 に関する請願書 1958年12月19日(講和発効前補償解決の記
 録 P.125より)

「農耕地は全クレームの過半を占めていたが、それに関する基本原
 則は、土地からの実収入(net agricultural income)に等しい地料
 補償法(rental compensation)と云ったことであつた。実収入額は経
 費を差し引くことと依りて決定されたが、経費は法務局が提供した
 各要素に対する推定限度(range of estimates)に依りて算定された
 ものである。農耕地からの実収入額を基礎として地料を決める原則
 は、講和後の期間に対して、米国防務省が受諾したものであつたが、この意見
 の一致をみれば、実収入額を判定するため、総収入額のパー
 センテージを適用するものである。」

3. 以上述べてきたように、琉球土地会談において合意に達した農地使
 用料の算定方式は、沖縄側が要望し続けられた農業所得補償方式
 によるものであつたと云える。
 次にこの方式を駐留軍/用=供スル土地等/損失補償等要綱(昭和

27年7月4日閣議了解。以下「駐留軍要綱」という。)による農地賃借
 料の算定方式と比較してみる。

駐留軍要綱
 $(推定農業収入 - 推定農業経費) \times 0.8 = 農業純収入 \times 0.8$
 $= 農業粗収入 \times 収益率 \times 0.8$

琉球土地会談方式
 $収量 \times 利用率 \times 副収入率 \times 米価 \times 収益率$
 $= 農業粗収入 \times 収益率 = 農業純収入$

沖縄の場合、上述の琉球政府法務局次長の解説にもあるように、
 琉球土地会談の結果、利用率は178パーセント、副収入率は105.6パ
 ーセント、収益率は38パーセントと定められている。38パーセントと定められた
 理由については、同解説に「農家において行われている小作料納付の率と
 ある程度マツ合っており、又地主の要望している賃借料の額にも準じていることがわ
 かる。これが収益率を38パーセントに定めた理由である。」と述べられている。ここで、
 「地主の要望している賃借料の額に準じている」ということは、沖縄側が反対してきた
 「小作料納付の率とマツ合っている」ということは、矛盾するように考えられる。こ
 れは沖縄の小作制度の特殊性に由来するものであろう。すなわち、沖縄の小
 作料は、管理費のみと云つてよい低額の場合から、自家労務費と控除
 すれば純収益がマイナスとなる高率のものまで幅広く分布している。にもか
 かわらず、小作料について一律に論ずること自体が無理なことであろう。

○ 沖縄の農業・土地問題 (財)農政調査委員会) P.P.96~97
 「-----農地の賃借に限定して言えば、土地に対して人間が耕作
 を行なうという意味での「耕作」の自立の程度の低さと、しかもわ
 らず生存の必要といった意味での土地への強烈な執着と背景とし
 て、それは二重の構成をもって現われるといつてよいと思われる。」出稼

さ'などと結びついて、所有者の事情によつて、農地が貸される場合、それは本質的に「預けられ」たものであり、相手方は親戚を主とする。よつてこの場合には、貸借は賃貸借として完全化する。地代は、管理費—土地探査、新落費、川中費、祖先の祭祀に必要費用など—と相殺されて自立化しない。しかしながら、貸借がこの範囲をこえ、相手側の需要があつて成立する時は、関係は所有権の圧倒的に強い、しかも耕作権はきつめて強い、賃貸借として成立する。この場合には、解約は「地主」の自由であり、継続は地主の恩恵であり、地代は、高率・高額の「作り分け」を基本形態とする。

駐留軍要綱は農業純収入の80パーセント、琉米土地会試方式はその100パーセントとしているが、このことは両者のいずれもが「農業所得補償方式」による地代であること、何らの影響を及ぼすものではない。

4 琉米土地会試方式の地代は、昭和25年7月1日から適用され、5年ごと単価を改定しつゝ復帰まで適用された。また、昭和22年1月1日から昭和25年6月30日の期間（いわゆるキラシイ期間）及び昭和25年7月1日から昭和27年4月27日の期間（いわゆるブラス期間）については、布令60号等により土地使用料の支払ないし追加支払が行されたが、その内容は琉米土地会試方式と準用し、講和発効前補償請求審査委員会の決定と実現したものである。（別表参照）

5. 次に、昭和27年4月28日から昭和30年6月30日までの間の農地使用料の性格である。

(1) 昭和27年4月28日から昭和30年6月30日までの間の土地使用料は、当初は、布令56号に基づき、地価の6パーセントとして提示された。地価の算定は、米軍管区工兵隊（DE）が本土の勧業銀行に委託して行つたと云われている。沖縄の地主は、この使用料に不満として、

所得補償方式による地代の支払を要求して、米國土地収用委員会に訴願した。その結果、土地使用料は2~3倍に増額された。

(2) 昭和30年7月1日から昭和33年6月30日までの間の土地使用料は、当初は、(1)の増額された使用料であったが、地主の土地収用委員会（昭和34年以降は土地裁判所）への訴願（提訴）の結果、2度ばかり増額された。

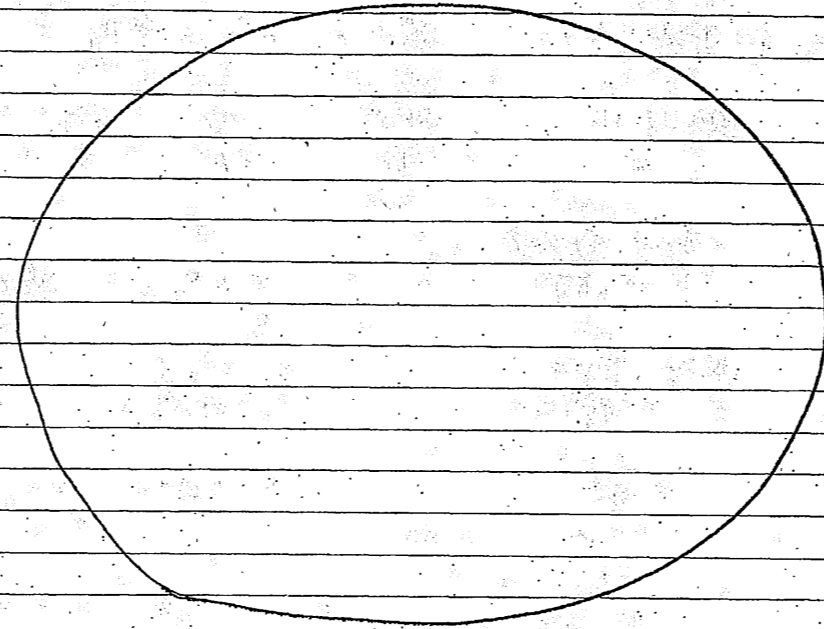
(3) このような増額された土地使用料の算定基準は、現在となつては、明確でないが、沖縄の地主が農業所得補償方式による支払を要求して訴願してきたこと、当初の「地価×6パーセント」方式が大増額されていくこと、米國は地主代表立会の上で水田の坪刈りを行つていくこと、同時期に行われた琉米土地会試及びその後に行われた講和発効前補償請求審査委員会が所得補償方式による農地使用料を合意していきこと等を併せ考慮すれば、この期間の農地使用料は、所得補償方式によるものと考へるのが妥当な結論である。

6. 嘉手納内村の土地使用料を、板付飛行場、三沢飛行場のそれと比較してみると次のとおりである。（平方メートル当り）

	嘉手納		板付		三沢	
	田(3等)	畑(3等)	田(7等)	畑(7等)	田(1等)	畑(1等)
昭和33年	21.23	15.26	18.02	17.22	9.42	4.20
38年	21.21	17.45	24.42 (38年)	—	19.24	5.43
43年	29.45	24.00	—	—	32.02	8.45
46年	25.20	20.42	—	—	42.15	9.26

(注 46年は1ドル308円、他は360円換算)

2. 沖縄の数地域の土地使用料単価を時系列で比較すると
次のとおりである。



(別表) 米国のよる支払地代の時期別一覽 (農地)

[期間区分]	[適用法令]	[当初]	[最終]	(類型)
20.8.16 (1945)	(終戦)	支払なし	支払なし (キアラエ3条(合意))	(A)
22.1.1 (1947)	① 布令60号 (42.1)	支払なし	⑦ 期K同じ (42~43支払)	(B)
24.7.1 (1950)	(黙収) ① 布令105号 (28.3) ② 改正布告26号	地価 × 0.06 (28支払) 地価は新勧額調査	⑦ 期K同じ (37支払)	(B)
27.4.28 (1952)	(講和) ② 布告26号 (28.12)	地価 × 0.06	土地收用委裁定により大増額 (坪別平均 2.66倍)	(C)
30.7.1 (1955)	② 改正布告26号 (31.2)	前期の收用委裁定をDEが再評価	(32.33年K引上げ)	(C)
33.7.1 (1958)	④ 布令20号 (34.2)	反当收量 ^(1.78) × 利用率 × 前收率 ^(1.056) × 米価 × ^(0.38) 収益率	(5年K再評価)	(B)
47.5.15 (1972)	(復帰) ⑦ 本土並み	(農業収入 - 生産費) × 0.8 = 年間総収入 × 収益率 × 0.8		(D)

<p>3. 水利補償請求に対する処理方針 (二次案)</p>
<p>処理方針</p> <p>請求事業のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されないものに対して特別支出金を交付する。</p> <p>算定方法等は、別途検討する。</p>
<p>理由</p> <p>米軍による補償未済等事業であり、立証のあるものについては、特別の措置を講ずることが適切である。</p>
<p>説明</p> <p>1. 河川、池、湧水等の水源を米軍に接収され、その水より農業に被害を受け、あるいは飲料水に不便を受け、場合によっては、代替施設を設けざるを得なかったとして補償を要求しているものである。</p> <p>請求は、11市村のうち、1,954件提出され、請求額は 456,872,828円^(注)である。(1件当り約 23万円)</p> <p>内訳は、農業用水に関するものが 5市村 470件 約 135百万円(1件当り約 29万円)、飲料水に関するものが 9市村 1,484件 約 322百万円(1件当り約 22万円)である。</p> <p>2. 農業用水についてみると、</p> <p>(1) 米軍は、講和前後被害を対象として高等弁務官布令第60号による支払を行っている。方法は、水田と畑の地価の差を畑と水田に転換するに要する経費を加えたものである。</p> <p>○ 布令60号による支払決定額</p> <p>知念村及び高嶺村 50,341,737円</p>

<p>(2) 本土における農業用水に係る補償基準は、講和前は水路の移転費、講和後は、平均年間純収益減少分の資本還元額(8分--12.5年分)である。</p> <p>(3) 防衛施設等の調査については、調査対象181件のうち対象外事業 99件(米軍による補償済み 94件、対象地が提供施設内 5件)が含まれていた。</p>
<p>3. 飲料水についてみると</p> <p>(1) 米軍は補償していない。ただし、高等弁務官資金で措置された例もあり、また、立証費用の中が含まれていた可能性もあるが、詳細は不明である。</p> <p>更に、講和前後補償問題と関連して、いわゆるキャラウェイ委員会の記録には、知念村及び高嶺村の水利補償について飲料水を含めて年結したとする記述があり、また、知念村志喜屋については飲料水の被害はなかった趣旨の記録(沖縄南部地方の水利、昭和49年4月、総合事務局開発建設部)もある。</p> <p>○ 沖縄における軍用地問題 1955 (琉球政府) P.40</p> <p>「銘川の立退(1955年7月1日-20日) 李代の果有地約5000坪に、地ならし、道路新設、暗渠、水道等の施設が軍の援助によってなされたこと、86アが移動した。」</p> <p>「読谷村渡具地一帯</p> <p>----- 最も積極的かつ可能な範囲の援助を行った。すなわち、-----、給水設備、電灯施設および建築資材の支給等がなされ、-----」</p>

○ キャラウェイ委員会報告
「16. 委員会決定
c 水利権損失
(1) 高嶺村において、-----。本委員会は該土地と田の ら畑に変更し、同土地の売買価格の減額並びに飲料水 の損失として、 $\text{円} 4,880,70$ に相当する損害を受けたと 決定する。
(2) 知念村において、-----。本委員会は該土地と田 から畑に変更し、同土地の売買価格の減額、水不足による 生産の減少並びに水カと飲料水の損失として、 $\text{円} 15,494,30$ に相当する損害を受けたと決定する。」
(2) 本土における飲料水に係る補償基準は、代替施設の設置に要 する費用とされている。(昭和40年制定の公共補償基準要綱では、 異種施設設置の場合に限り、その維持管理費について施設一代限り 補償することになっているが、最近の基準であるので、こゝでは考慮しない。)
(3) 防衛施設等の調査によれば、現在では当時の形状も変り、被害の 形跡等もなくなっているものがほとんどであり、調査対象755件中、米 軍基地との因果関係の認められなかったものは8件、重複申請3件があった。
4. 水利補償の場合には、加害行為と被害状況との因果関係が特 別問題となるが、今日では、その立証は不可能であろう。 立証の方法については、今後更に検討を要するが、水涸が 摘収され、かつ、代替措置が講じられなかったという程度にとどめ、 被害額の算定は、農業用水については、田と畑の最高借賃の差の 12.5年分とし、飲料水については、上水道と簡易水道との料金 差の12.5年分とするのも一案であると考えた。 (この項目からは、個人井戸と地上物件に移すこととなる)

4 近傍財産補償請求に対する処理方針(二次案)
処理方針
講和前の期間に発生した被害に係る要請には応じないこととする。 講和後の期間に発生した被害に係る要請については、被害事実の ついて立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されないも のに対して特別支出金を交付する。 算定方法等は、別途検討する。
理由
講和前においては、本土においてもこの種事案の補償は行われていな かった。 講和後については、本土の例に準じて、立証のあるものについては、 特別の措置を講ずることが適切である。
説 明
1. 本件要請は、米軍施設の設置・運営等による、近傍地域における 農地の土砂埋没や冠水、墓地の浸水移転、宅地の浸水等の財産 被害を蒙ったとしてその補償を求めているものである。 請求は、18市町村から760件提出され、請求金額は $\text{円} 377,422,047$ である。(1件当り約40万円)
2. 米軍は補償をしていない。高等弁務官資金等による措置、たゞ米軍 琉球政府等による直接の復旧工事等の状況は明らかでない。
3. 本土においては、講和前の期間の補償規定はない。講和後の 期間については、特別損失補償算定基準(昭和37.10.23総理府 甲第393号)により措置されている。

4. 防衛施設等の調査によれば、被害原因とそれとの相違が不明であり、被害態様も広範囲で、被害内容の把握が極めて困難で、被害事実の存在と確実な判定できるほどの資料は得られずとのことである。

5. 立証の方法については、今後更に検討を要するが、少なくとも、特別の被害である以上、特損基準に該当する事案であることの立証は欠くことができないであろう。

算定方法は、本土の特損基準に基づいて、事案ごとく検討を要する。

(この項目には、土地復元、土地用料等の項目に移すことが必要であることとする。)

6. 土地復元補償請求に対する処理方針 (二次案)

処理方針
請求事案のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されなかったものに対して特別支出金を支払う。
算定方法は別途検討する。

理由
米軍による補償未済事案であり、立証のあるものについては特別の措置を講ずるのことが適切である。

説明
1. 本件要請は、返還地について通常復元に要する費用の支払又はその不足分の支払を要求しているものである。

請求は、24市町村から12,477件提出され、請求金額は、13,261,167,786円である。(1件当り約106万円)

2. 米軍は、次のように支払っている。

被害時	返還時	措置
昭和20.8.15~21.6.30	昭和20.8.15~26.6.30	高等弁務官布令第60号
"	36.7.1~47.5.14	返還協定4条3項
昭和25.7.1~47.5.14	25.7.1~47.5.14	高等弁務官布令第20号 及び返還協定4条2項

戻還地の補償基準は、原状復元に要する資材費、労力費、運搬費及びその他の経費の合計額である。

・布令60号による支払決定額 2,120,529,161円

・返還協定4条2項、3項による支払状況

4条2項分	1,173 筆	114,217,297 坪
4条3項分	8,127 件	1,452,883.37 坪
(うち一部支払事業 4,318 件 49,710.68 坪)		
○ 布令20号(1959.2.12)		
1 a 不定期賃借権		
----- 権利終了予告書には、権利終了の日から少なくとも30日前に書面をもって地主から琉球政府あてに復元請求の通知があれば、合衆国は、賃借地の復元を当分の何とすべきであると決定し、又は損害が生じた場合にその復元を代えて支払うべき補償額を決定するため、琉球政府及び地主、その代行者又は権利承継人と折衝すべきことを明示するものとする。-----		
3. 本土における復元補償に係る基準は、駐留軍要綱(昭27.7.4閣議決定)を以てしめとして、米国防治下の沖縄に適用されていた法令の基準と同一のものである。		
4. 防衛施設区における調査によれば、被害事業が現実に残っている事業は少なく、施設区においては、返還の時期、施設名を明確にできない状況であり、被害原因、被害時期、被害状況の確認が困難である。形質変更が戦時中の戦後期の正確な把握ができていない事業もある。		
請求事業のうち布令60号による支払済みは、7.8%となっている。なお、沖縄開発庁による調査では、布令60号及び及置協定4条2項3項分を含め支払済み 11.0%、一部支払済み(支払額に不満として残額を請求しているもの) 13.1% となっている。		
5. 立証の方法については、今後更に検討を要するが、被害の確認は被害事業の確認(接收地であることその他、写真、証言等による)		

よる) 程度にともな、被害額の積算は、当該土地の返還時土地使用料の一定率、あるいは既払事業から抽出される単位面積当りの一定額とするが一策と考へる。
6. 被害が現存している事業は少い(約200軒と云われているが、件数は未詳)とみられる。
(この項目には、却下事業から5件、約2,500万円、のほか、近傍財産から若干の件数が追加されることとなる。)

7 地上物件補償請求に対する処理方針 (ニ次案)

処理方針	
請求事案のうち、被害事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確認されたいものに対して特別支出金を支払う。	
算定方法等は別途検討する。	
理由	
米軍による補償対象事案であり、立証のあるものについては、特別の措置を講ずることが適切である。	
説明	
1. 本件要請は、米軍の基地建設等に伴い破壊された建物、墓、井等又は伐採された立木竹、立毛等の補償を要求しているものである。	
請求は、25市町村から41,997件提出され、請求金額は、7,706,126,082円である。(1件当り約18万円)	
請求の物件別内訳は次のとおりである。	
物件	件数 金額 (1件当り)
石垣	2,664 948 (36)
貯木タンク	690 52 (8)
井戸	1,709 133 (8)
墓	779 571 (73)
果樹等	5,249 278 (7)
立毛	17,438 1,148 (7)
立木竹	6,060 418 (7)
建物(破壊)	6,984 2,867 (55)
“(移転)	313 85 (27)
くり船	75 69 (92)
村有定期船	1 25 (2,500)
ため池	25 1 (3)
2. 米軍は、講和前被害については高弁弁務官布令第60号により、講和後の被害については同布令第20号により措置している。	

沖縄開発庁

B-1 上B54 (100K天07)

○布令第60号による支払の基礎となるいわゆるキャラウェイ委員会における算定額及び布令第60号による支払決定額

物件	キャラウェイ委員会算定 数量	金額	布令60号 支払決定額
立毛	118,749.42坪	5,019,000.00	2,623,910.00
果樹桑茶	1,048,778.68坪	431,066.00	116,340.00
立木竹	89,174.07石	81,468.00	21,447.00
薪炭材	50,003.03石	18,299.00	3,819.00
建物使用料	370棟	73,908.00	14,884.64
建物破壊	3,251棟	610,982.00	192,228.00
井戸	1,322基	111,281.00	52,153.25
墓	941基	609,834.00	337,510.00
ため池	52件	65,169.00	26,465.00
石垣	1,994件	392,423.00	126,213.00
貯木タンク	219基	13,807.00	4,124.00
建物移転費	3,251棟	219,259.00	26,603.00
計		2,634,015.00	964,656.00

○布令第20号 (1959.2.12)

2. 取得
e 収用宣言書とは、----- 地上物件のありかについて個別 的に識別表示し、合衆国が当該権利に対する真正補償 として評価した金額を明記し、更に補償支払の方法について明記するものとする。-----
f 収用宣言書が提出された場合において、当該土地及び(又は) 地上物件に対する物権又は質権(借)権を主張する者が自分 の支払すべき真正補償として該収用宣言書に記載された 金額に不服であるとせば、当該収用宣言書の提出期日から60 日以内の真正補償決定の再審を訴願することとする。-----

沖縄開発庁

B-1 上B54 (100K天07)

この布令において「及び(又は)地上物」とは、建物、墓、建造物、その他土地に固定又は設備されるすべての種類の付原物及び定着物を含むものと解する。

3. 本土における地上物件に係る補償基準は、駐留軍要綱(昭27.7.4閣議決定)を以て、米国統治下の沖縄に適用されている法令の基準とほぼ同様のものである。

4. 防衛施設等に関する調査によれば、被害発生時期が戦時中か戦後か判然としない事案が多くあるのではないかと考えられ、特に米国の既措置の事案も少なくない。すなわち、調査件数 8,285 件中、布令 60 号による支払済が明らかなもの 24 件、戦時中の被害であることが明らかでないもの 2 件、請求が重複しているもの等 85 件である。

5. 地上物件関係のキャラウェイ委員会における要約額(市町村関係分)として米国により削除された 30,888,000 円を除いた 2,603,129,000 円。すなわち、米国の支払承認(金額)と布令 60 号による支払額(964,656,000 円)との差の大きさが物語っているように、地上物件関係の請求事案の立証は、当時において極めて困難であったものと考えられる。今日の時点で、どのような立証の方法をとるかは今後更に検討を要する問題であるが、被害の確認は、被害事案の確認(写真、証言等による)程度にとどめ、被害額は物件の種類ごとの定額(あるいはランク別の一定額)とし、戦争被害がどのくらいに地域別に戦争被害率を定める等の方法によって算定するも一案であると考える。

(この項目には、近傍財産、木利から若干の件が追加される。)

8. 境界設定費補償請求に対する処理方針(二次第)

処理方針
本件要請には応じないこととする。

理由
土地調査、位置境界明確化調査等により、莫大な公費を投入して境界設定を行っている。調査結果によれば、自費設定したところの(特に、米国の土地復元項目に含めて措置している可能性あり)若干あるが、証拠となるものは全くなく、特に、そのほとんどは本土において境界設定が補償対象とされている期間に及ばない土地に係る請求である。

説明
1. 本件要請は、返還された土地で筆界が不明なものが多く、境界設定に要する費用(測量費、測量図作成費、日当等)の支払を要求しているものである。請求は、14市町村から9,988件提出され、請求金額は、377,402,041円である。(1件当たり約 3.8万円)

2. 米国は、境界設定費の名目による支払はしていない。しかし、講和前後の被害対象として高野弁務官布令第60号による支払を検討している。キャラウェイ委員会の記録によれば、復元補償費のうち、境界設定に要する費用が含められている旨の記述があり、特に、講和後の期間に適用された同布令第60号による支払基準の詳細は明らかでないが、少なくともその末期においては境界設定費を土地復元費に含めている。

○キャラウェイ委員会議事録 1961.5.29 P.14
「調査の結果、合衆国の与えた損害地域(西豊飛行場)の復元補償費用は理価では次のとおりである。

各個人の筆数測量及び境界線の復元 15,337,501円。」

高橋分務官指令第20号(1959.2.12)

1 a 不定期賃借権

-----。権利終了予告書
には、権利終了の日から少なくとも30日前に書面をもって地主
から琉球政府に対して復元要求の通知がなければ、合衆国は、
賃借土地の復元にあつて何をすべきであるか決定し、又は損
害が生じた場合、その復元を代えて支払うべき補償額を決
定するため、琉球政府及び地主、その代行者又は権利承
継人と折衝すべきことを明示するものとする。-----」

3. 本条において、講和前は補償項目として定められている。講和
後については、補償項目とされている。

。境界設定費算定基準(昭和38.10.3施設令訓令第5号)

「第2条 境界設定費は、境界設定を行うための調査、測量、
並びに敷図及び調書の作成に要する人件費、消耗品費、材料費、
機械器具損料、運搬費及び諸経費を合計した額とする。」

4. 防衛施設等による調査については、講和前は現在、宅地等に利用さ
れているところが多く、形態変更の筆算、自力回復の時期、施設等の返
還時期、数量等の実態把握が明確にできない。また、自力回復を
しているものは比較的少く、その大部分が昭和20年代に実施したと
するものであり、証拠資料は乏しい。

5. 沖縄の復帰後、沖縄県の土地調査等に当てられた国庫支出は、主
として既に返還地を所管している沖縄庁等に計上された土地調査費
(昭和47~52年度)及び位置境界明確化経費(昭和50.54年度)の
合計額に限られており、約10億8千万円に達しており、今後増加する
の額の支出が見込まれる。

。昭和47年度 土地調査費補助金		10,000 万円
48	"	22,457
49	"	38,815
50	"	70,256
51	"	109,116
52	"	168,334
53	位置境界明確化調査等経費	310,533
54	"	353,975
合 計		1,083,486
(54年度と除き補正後の額。52年度は予備費からの充当額を含む)		

9. 管理費補償請求に対する処理方針 (ニ次案)

処理方針

講和前に返還された土地に係る要請は否じないとする。
講和後に返還された土地に係る要請については、黙認耕作地
等返還後直ちに利用可能であった土地を除き、返還時土地使
用料の3ヵ月分と特別支出金として交付する。
下の規程

理由

講和前、講和後とも、当該時期の本土の補償基準に準い
て措置する。

説明

1. 本件要請は、土地の返還時から利用可能時まで^{の間の}土地使
用料相当額の支払を要求しているものである。

講和は、12市町村から5,531件提出され、請求金額は
2,991,888,813円である。(1件当り約54万円)

2. 米国は支払っていない。しかし、土地使用料は前払で、年度途
中の返還の場合でも戻入させない。

○軍用地問題折衝経過について (琉球政府法務局長 久良直順)
(軍用土地問題の経緯 P.66 より)

「-----、賃借料は毎年7月1日以前に支払うことになっている。
しかし、もし年度途中、その年の10月頃でその土地が返還された場
合は賃借料は返納しなさいというところがある。今後
の現地折衝では返納の必要なしと決定された。-----10年の
前払を返す者が-----だとすれば6ヵ年目の土地が返還され
た場合、-----この場合も返納の必要なしと決定された。」

3. 本土においては、講和前は物件の引渡により完了するものと見
講和後は賃借料相当額の3ヵ月分以内とされている。

○駐留軍要綱 (昭和27.7.4閣議了解) 第37条
「使用した土地等の返還に当り、当該土地等(動産を除く)
の原状回復には補修をしなければならない。所有者は賃借権
者が従前の用途に利用できない場合は、その原状回復お
よび補修の程度に応じて、当該土地等の3ヵ月分以内の賃
借料に相当する額を損失補償額とする。」

4. 本件について措置する場合、本来ならば、年度途中返還地に
ついては過払地代を戻入させる必要がある。しかし、これは事実

上不可能である。戻入させないとするは、平均的に6ヵ月分以上
の地代が余分に支払われていることとする。また、原状のまま

であれば原状より有用な形で返還された場合もあったであ
らう。いわゆる黙認耕作地の場合には返還後の利用に何
らの支障もなかったであろう。

5. また、防衛施設等の調査によれば、形態変更の事実、自力回復
の時期、返還時期、数量等の実態把握が明確にできなかったの
が多い。

6. 以上のことを併せ考えると、この項目に関しては、個人に支払
うこととするよりも、団体一括交付し、米民全体のため
に有効に活用することを前提条件として措置するの

がより適当であると考えらる。
この場合の算定方法は、講和後復帰前の全返還
地面積から黙認耕作地の面積を一定の率により

控除した残面積について、その中の返還時土地使
用料の3ヵ月分とするのが適当である。

○ 黙認耕作地は

- ・ 防衛施設庁調査で請求農地面積の約18% (防衛施設庁報告書 P.65)
- ・ 軍用地内耕地の約5% (沖縄における軍用地問題 1955 P.44)
- ・ 7,452,229坪: 軍用地内総耕地面積の34.7%、軍用地総面積の15.2% (同上 P.48)

7. 講和後復帰前の間の返還地面積は約 250 km²である。

10. 土地使用料補償請求に対する処理方針 (二葉)

処理方針

請求事案のうち、昭和21年12月31日以前の土地使用料の支払要請
には対応しないこととする。

昭和22年1月1日以降の土地使用料の支払要請については、接收
の事実について立証があり、かつ、米軍等による既措置の事実が確

認されたいものに対して特別支出金を交付する。

この場合の算定方法等は、高等弁務官布令第60号の例
による。

理由

昭和21年12月31日以前の期間の土地使用料は、沖縄側委員も参加
したいわゆるキャラウエイ委員会が「考慮しない」旨が公式に決定されている。

昭和22年1月1日以降の分については、米軍による補償もれ等事
案であり、立証のあるものについては特別の措置を講ずるのが
適切である。

説明

1. 本件要請は、米軍による土地の事実があるにも拘わらず、土地使
用料を交付していないこととするものである。

請求は、18市町村から25,174件提出され、請求金額は
10,786,240,892円である。(1件当り約 43万円)

2 米軍は、昭和21年12月31日以前の土地使用料は支払っていない。
昭和22年1月1日から25年6月30日までは高等弁務官布令第60号によ

り、25年7月1日から27年4月27日までは布令第105号及び布告第26

号により、27年4月28日から28年6月30日までは布告オ26号により、28年7月1日から復帰までは布令オ20号により支払っている。(別表)

○キアラウエイ委員会報告(1962年3月21日)
「6 同巻事項
d. 米合衆国が1946年12月31日以前に使用した土地に対しては使用料を考慮しない。これは当時戦争によって疎開された住民が自分の土地に戻ったから、この期間は戦後の整理の期間であり、かつ、農作物の生産が十分に行われていた。農地の使用料のすべての算定基準は作物の生産高による。」

○沖縄県民が收容所から政府へ移動したのは昭和20年10月から21年4月にかけてであり、また、通商制度が復活したのは昭和21年5月とされている。(沖縄の証言 P.120、184)

○割当土地の地料は当初は無料であり、地主による権利主張がなされたのは昭和23年頃からであるとされている。(戦後の沖縄における土地所有権をめぐる法制の概観、P.5)

3. 防衛施設等の調査によれば、昭和21年12月31日以前の土地使用料に係る事案が全体の55%、昭和22年1月1日から27年6月30日までの土地使用料に係る事案が45%となっており、米軍使用の痕跡が全くなく、かつ、以上の証拠は得られないものとされている。

4. 立証の方法等については、今後更に検討を要するが、例として航空写真等による使用の事実及び範囲が推定される面積を対象に一定期間(例として2ヶ月)の土地使用料を算定するというような方法を一案と考える。

54.4.23

11. 米軍賠償委員会却下等事案に対する処理方針(案)

処理方針
人身傷害事案については別途。財産被害事案については地上物件補償請求も含めて処理する。
準いた。(安永松村)

説明
講和から復帰までの間の米軍人等の不法行為による人身又は財産の損害で、外国人賠償請求法による賠償委員会における却下事案、低額裁定事案、迷信入り事案等である。
請求は28市町村から189件提出され、請求金額は、
1,057,139,050円である。
このうち、人身傷害に関するものが126件、約1,015百万円(1件当り、約806万円)、財産被害に関するものが63件、約402百万円(1件当り、約638万円)である。

12. 米国土地委員会却下等事案に対する処理方針(案)

処理方針
土地復元補償請求又は近傍財産補償請求も含めて処理する。

説明
沖縄及復帰協定、4条2項により設けられた土地委員会における却下事案等である。
請求は28市町村から84件、請求額は12,797,000円である。
このうち、土地復元に關するものが37件、約25百万円、近傍財産に關するもの(井戸汚染)が81件、約26百万円である。

13. その他事案に対する処理方針 (三) 案

I 石田豊太郎事案

処理方針

本件要請には応じないとする。

理由

証拠不十分であり、請求の多くは高行為の結果である。

説明

1. 次の事件により、158,187,473円の損害を受けたとし、3,495,366,880^円の支払を請求しているものである。(後々3,347,246,865円に訂正)

① 丹後丸の解体及び同船鉄屑の輸出に係る損害

昭和27年8月～28年初旬、名瀬港内に座落中の石田商事(株)所有の丹後丸の解体及び同船鉄屑等の輸出に關し、同社から提出

した輸出許可申請に対し、本国民政府担当官の常任により、本国民政府担当官により作業人夫費トナリ25ドル標準決済方式を強

制され、このため輸出許可が遅延し、作業が6ヶ月遅滞し損害を受けたとす。

② 陸上鉄屑輸出契約に係る損害

昭和28年～29年、上記強制されたトナリ25ドルの信用状と実際に入札に支払ったトナリ6～7ドルとの差額に相当する残金と米

国民政府が日本に送金することを禁じたため、石田産業(株)(改称)は、その資金で鉄屑を買い付け日本へ輸出する業務を始めた。

この業務で、国民政府は石田産業(株)と鉄屑業者との間の売買契約を取り締める揚子河一俵収による精算方式を認めず、本

同鉄屑輸出業者に対してトナリ1,000円内の輸出税的徴収金を命じ、更に一般慣習である10%前後の増積を否認

した。これにより、石田産業(株)は、日本本土メーカーのフレームを提起される結果となり、損害を受けた。

③ 鉄屑2,000ト米軍没収に係る損害

昭和28年6月、石田産業(株)の出資により設立された大洋商事(株)が圓收買積上陸上鉄屑2,000ト米軍が没収した。この

没収に關し、故比嘉主席が大洋商事(株)に440万円の補償を約束し、内金として66万5千円を没収したため、残金は未払い

である。

2. 了方衛施設等の調査によれば、入手した資料及び関係者の証言からは上記の事実を断定できるものは得られていない。

(本件処理の取扱いについては、別途検討を要する。)

II 仲間貞夫事案

処理方針

本件要請には応じないとする。

理由

証拠不十分である。

説明

1. 同人所有の日振丸(漁船99ト)は、昭和26年5月2日、ボナベ島沖で操業中、領海侵犯の疑いで同島官憲により捕獲

これ、同年7月宮古民政官庁における軍事裁判の結果、船長
以下36名の乗組員は有罪宣告を受け、船体の取扱いは
不問と付された。しかし、同船は米軍政府の命により不法
に没収されたとして、627,774,000円の支払を請求してい
たのである。

2. 防衛施設庁の調査によれば、入手した資料及び関係者の証
言からは、上記の事実を断定できるものは得られていない。

別添4

項目別の過去の補償等状況（昭和54年3月現在確認分）

項目別	昭和年月日		昭和年月日		(複層)
	(標準)	(終戦)	(昭和54年)	(昭和54年)	
1. 残地補償					
2. 離作補償					
3. 水利補償					
4. 入会補償					
5. 土地還元補償	布令 60号 (但、昭和25.6.30以前接收分)		布令 20号 (但、昭和25.7.1以後接收分)		
6. 管理費補償	布令 60号		布令 20号		
7. 境界設定費補償	布令 60号		布令 20号		
8. 土地利用料補償	布令 60号		布告 26号	布令 20号	
9. 近傍敷地補償	布令 60号		布告 26号	布令 20号	
10. 地上物件補償	布令 60号		沖繩州総庁草摺置法		
11. 漁業補償	布令 60号		外国人賠償請求法		
12. 不法行為による人身被害補償	子算措置		防衛方関係の復讐措置法		

(注) 1) 境界設定費補償は、土地還元補償に含み補償。
 2) 上記の他に、協定4条2項による補償(復元補償、地上物件補償、土地利用料、人身被害補償等)がある。
 3) 日本政府による講和前置金4.4億円の10%以内支出を承れている。

沖 縄 開 発 庁

(参考)

表1表 放棄請求権等補償請求総括表(項目別)

請求項目	一 次 分		二 次 分		三 次 分		合 計	
	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)
農地補償	2220	1223655298	107	143048661	2	219744	2329	1366953703
農作補償	15161	46366489822	1986	11258641327	104	420610208	17251	58045741357
水利補償	1864	438707378	90	18165500			1954	456872878
近傍財産補償			662	233699485	98	70485768	760	304185253
入会補償	901	181237507					901	181237507
土地復元補償	9389	10038870201	2280	2845805811	808	376491774	12477	13261167786
地上物件補償			41649	7533664196	348	166461886	41997	7706126082
境界設定費補償	7999	320047251	1871	54043740	118	3311050	9988	377402041
管理費補償	5352	2805760396	179	186128417			5531	2991888813
土地使用料補償	5429	3148103104	18946	7576910592	799	61227196	25174	10786240892
復原の米買戻費委員会による却下等専業委員会による却下等専業委員会による却下等専業補償			167	955655331	22	101883719	189	1057539050
その他			2	4133140880			84	52797000
計	48315	64522870957	67939	34944903940	2383	1258518345	118637	100721293242

(注) 放棄補償については放棄補償獲得協議会を窓口として統一されたので、この総括表からは除いておきました。

表2表 放棄請求権等補償請求総括表(市町村別)

市町村別	件数	請求額(円)	市町村別	件数	請求額(円)	市町村別	件数	請求額(円)
国頭村	824	278158363	北谷村	2712	9306930756	渡盛敷村	11	566519
大直味村			北中城村	2474	3754155802	鹿間栄村		
真栄村	406	104414282	中城村	1770	1075167747	栗園村	8576	785909320
名瀬市	399	274101877	宜野湾市	7433	10138578140	渡名盛村	2	4890160
本部町	1773	3702827695	西原村	1063	1395338219	南大東村		
今帰仁村			旭添市	931	1347988401			
恩納村	239	56754797	那覇市	20281	19416296905	平良市	3	663729658
金武村	4016	1810112268	豊見城村	778	371705056	城辺町		
宜野座村	322	104440291	糸満市	729	151371929	下地町		
伊江村	11927	4040228758	東風平村	262	101572283	上野村		
伊平屋村	1807	393039005	具志頭村			伊良部村		
伊是名村			玉城村	1116	660544576	多良間村		
石川市	1608	917856258	知念村	201	36453134	石垣市		
与那城村	210	76143274	左敷村	2018	791892574	竹富町		
読運村	1717	497982883	与那原町	1451	60176388	与那国町	1	3495366880
具志川市	11410	9058807485	大里村			その他		
沖繩市	2755	8840785880	南風原村	24	70977600			
読谷村	25853	8780734469	仲里村	49	4508144			
嘉手納町	1485	7657677288	具志川村	1	6742098	計	118637	100721293242

(注) 放棄補償については放棄補償獲得協議会を窓口として統一されたので、この総括表からは除いておきました。

取扱注意

V4.6.

処理方針

(素案)

取扱注意

沖縄におけるいわゆる対米請求権問題 に関する処理方針 (素案)
沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会からの要請書が提出されている沖縄におけるいわゆる対米請求権問題については、おおむね下記により処理することとする。
記
1. 国は、この問題に関して、損失補償、損害賠償等の法的責任を負うものではない。(別添1参照)
しかし、沖縄県民が長期間にわたり米国の占領・施政権下におかれ、県民が受けとる米軍等の行為等に起因する損害の回復が必ずしも十分にはなされなかった特別の事情を考慮して、国は、調査の結果に基づき、必要を特別の措置と講ずることとする。 <small>16/10/14付</small>
(別添2参照)
2. 特別の措置は、原則として、次により講ずることとする。
(1) 請求項目のうち米國が過去に補償等の措置と講じている項目に係る請求事業については、当該措置と均衡のとれた措置とする。
(2) 請求項目のうち(1)以外の項目に係る請求事業であって、本土における同時期に発生した同種の事業については、国による補償等の

措置が講じられているものについては、当該措置と均衡のとけに措置とする。

(2) (1)及び(2)以外の請求事案については、特別の措置は講じない。

3. 特別の措置は、原則として、請求者に対する特別支出金(見舞金)の交付とする。

4. 特別支出金は、被害者の請求に基づき、被害者による被害事案等の立証のある事案について、被害推定額と算定の上、交付する。

5. 次の事案は、特別の措置の対象とならない。

(1) 被害事案等の証明ができないもの

(2) 米軍等から被害に対する補償等の支払がなされたことに関するもの

(3) 米国高等弁務官資金又は日本国政府、琉球政府、市町村等の公的資金等により被害と相殺する事業等が行われているもの

(4) 戦争被害等一般に受容すべき被害又は期待(利益)が単に結果として得られなかったとする被害に関するもの

(5) その他 (1)~(4)に準ずるもの

6. 特別支出金の額を算定するための被害推定額の評価時点は、被害の発生年とする。ただし、高等弁務官布令第60号による措置との均衡を図るため、昭和22年以前の被害事案の評価時点は、昭和22年とする。

7. 請求項目ごとの具体的処理は、次のとおりとする。(別添3参照)

なお、処理に当たり、請求事案の請求項目別の分類について、下記の適切を整理を行う。その際、「米国土地復元賠償請求審査委員会による却下等事案」は、土地復元又は近傍財産の項目に、「復帰前の米軍賠償委員会による却下等事案」は、人身被害と財産被害に分け、後者は地上物件の項目に含めて取り扱う。

(1) 特別の措置を講ずる項目

水利項目

~~近傍財産項目(講和後の被害に限る。)~~

土地復元項目

地上物件項目

管理費項目(講和後の返還地に係るものに限る。)

土地使用料項目(昭和22年1月1日以降のものに限る。)

人身被害項目 (講和後の被害に限る。)
(注) 特別支出金の交付方法については、人身被害項目を除いて、 請求者側の了解が得られらば、一括して団体に交付する 方法によるのが望ましい。特に管理費項目については、 原則として、団体交付とするのが適切である。
(2) 特別の措置を講じない項目
ア 本土においても措置基準がなかつたもの <small>他国等</small>
連係財産項目 (講和前の被害に限る。)
管理費項目 (講和前の返還地に係るものに限る。)
イ 本土の措置基準にも該当しないもの
商作項目
入会項目
残地項目
ウ 沖縄では特別の公的代替措置が講じられているもの
境界設定費項目
エ 措置しないことが琉米間で公式に合意されているもの
土地使用料項目 (昭和21年12月31日以前のものに限る。)

オ 請求理由のないもの又は証拠不十分なもの
その他項目 (石田華菜及び仲間華菜)
(3) ちんぽ 連係財産項目
8. 7ウの特別の措置を講ずる項目に係る請求事案に関する被 害推定額の算定基準等は別に定める。
9. 当面は、人身被害項目の処理を目途とする。特別の措置を講 ずる項目のうち、人身被害項目以外の項目の処理は、数年度にわ たり分割で行う。

(参考) 各項目ごとの処理方針一覧表						
請求項目	件数	金額	件数	処理方針(案)		
				措置(基準)	交付方法	却下理由
残地	2,329 ^件	1,367 ^{万円}	27	却下		図上の請求で、現地立証不能
簡作	17,251	58,046	23	却下		所得補償方式の地代を支払っている
水利	1,954	457	11	支払 (本土基準)		
近傍 財産	760	304	18	講和前 却下 講和後 支払 (本土基準)		本土も措置なし
入会	901	181	3	却下		措置対象とすべからざる 入会慣行なし
土地 復元	12,477	13,261	24	支払 (布令60号等)		
地上 物件	41,997	7,706	25	支払 (布令60号等)		
境界 設定	9,988	377	14	却下		公費による諸事業の行 われている。
管理 費	5,531	2,992	12	講和前 却下 講和後 支払 (地代3ヶ月分)	原則団体 一括払	本土も措置なし
土地使 用料	25,174	10,786	18	21.12.31 以前 却下 22.1.1 以降 支払 (布令60号等)		琉米間の公式合意
賠人身 償	126	1,015	28	支払(講和前 見舞金基準)	個人払	
委 財産	63	43	8	地上物件へ		
土地委 その他	84	53	2	土地復元、近傍財産へ		
その他	2	4,133 ⁽¹⁾	1	却下		請求理由なし、証状不備
計	118,637	100,722	37 ⁽¹⁾			

(注) 市街村教の()内は東京都
で外教